

第 1 回定例会

平成28年 3 月 1 日開会

平成28年 3 月17日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第 1 回定例会

○ 3 月 1 日 (第 1 号)

日程第 1	会議録署名議員の指名	3
日程第 2	会期決定の件について	3
日程第 3	平成 2 8 年度施政方針表明	4
日程第 4	議案第 1 号から議案 3 7 号までの 3 7 議案、諮問 1 件及び報告 2 件一括上 程	1 7

○ 3 月 3 日 (第 2 号)

日程第 1	総括質疑	3 0
日程第 2	常任委員会付託	3 1
日程第 3	諮問第 1 号の質疑・討論・採決	3 1

○ 3 月 14 日 (第 3 号)

日程第 1	一般質問	3 4
8 番	指宿 秋廣君	3 4
4 番	池邊 美紀君	5 5
6 番	内村 立吉君	6 2
2 番	楠原 更三君	7 3
5 番	堀内 義郎君	9 3

○ 3 月 15 日 (第 4 号)

日程第 1	一般質問	1 0 8
1 番	森 正太郎君	1 0 8
3 番	福田 新一君	1 2 3
1 0 番	池田 克子君	1 4 6

○ 3 月 17 日 (第 5 号)

日程第 1	常任委員長報告	1 5 6
-------	---------------	-------

日程第2	質疑（議案第1号から第37号までの37議案）	167
日程第3	討論・採決（議案第1号から第37号までの37議案）	167
日程第4	意見書案第1号から第3号の3件及び発議第1号、一括上程	180
日程第5	意見書案第1号・第2号・第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決	183
日程第6	議会運営委員会の視察研修報告	185
日程第7	総務産業常任委員会の視察研修報告	186
日程第8	正副議長及び各常任委員長の閉会中の審査事項について	188

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成28年 第1回定例会 (3月)	議案第1号	三股町行政不服審査会条例	可 決	3月17日
〃	議案第2号	三股町税条例の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第3号	三股町敬老祝金条例の一部を改正する 条例	可 決	3月17日
〃	議案第4号	三股町殿岡生活改善センターの設置及 び管理に関する条例の一部を改正する 条例	可 決	3月17日
〃	議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	可 決	3月17日
〃	議案第6号	三股町立体育施設の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第7号	三股町西部地区体育館整備基金条例を 廃止する条例	可 決	3月17日
〃	議案第8号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第9号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例 の整理に関する条例	可 決	3月17日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成28年 第1回定例会 (3月)	議案第10号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第11号	町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第12号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可 決	3月17日
〃	議案第13号	教育長の勤務時間、休暇等に関する条例	可 決	3月17日
〃	議案第14号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	可 決	3月17日
〃	議案第15号	三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第16号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可 決	3月17日
〃	議案第17号	平成27年度三股町一般会計補正予算(第4号)	可 決	3月17日
〃	議案第18号	平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可 決	3月17日
〃	議案第19号	平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	可 決	3月17日
〃	議案第20号	平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第5号)	可 決	3月17日
〃	議案第21号	平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	可 決	3月17日
〃	議案第22号	平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	可 決	3月17日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成28年 第1回定例会 (3月)	議案第23号	平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可 決	3月17日
〃	議案第24号	平成28年度三股町一般会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第25号	平成28年度三股町国民健康保険特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第26号	平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第27号	平成28年度三股町介護保険特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第28号	平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第29号	平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第30号	平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第31号	平成28年度三股町公共下水道事業特別会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第32号	平成28年度三股町水道事業会計予算	可 決	3月17日
〃	議案第33号	第五次三股町総合計画後期基本計画の策定について	可 決	3月17日
〃	議案第34号	三股町環境基本計画の策定について	可 決	3月17日
〃	議案第35号	町道路線の廃止について	可 決	3月17日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成28年 第1回定例会 (3月)	議案第36号	町道路線の認定について	可 決	3月17日
〃	議案第37号	指定管理者の指定について	可 決	3月17日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適 任	3月3日
〃	報告第1号	教育に関する事務の管理及び執行状況 の点検・評価の報告について		
〃	報告第2号	三股町役場地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)の報告について		
〃	意見書案 第1号	奨学金制度の充実を求める意見書(案)	可 決	3月17日
〃	意見書案 第2号	寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大す ることを求める意見書(案)	可 決	3月17日
〃	意見書案 第3号	T P Pの影響に関する農林水産業の不 安を払拭し、対策の確実な実行を求め る意見書(案)	可 決	3月17日
〃	発議第1号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	可 決	3月17日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 役場の仕事量と正規職員数について	① 合併しなかったことによる良かった事と悪かった事について。 ② 職場の正規職員数減に問題点はなかったか。 ③ イベント数と職員のかかわりかたについて。 ④ 今後の正規職員数管理をどう考えているか。	町 長
		2 「やまびこ会」今後の方針について	① 「やまびこ会」調査特別委員会の最終報告をどう考えているか。 ② 10の提言以外の部分をどう処理しようとしているか。特に「業務上横領で告訴して刑事責任を問うべき」の部分の考えを伺う。 ③ 10の提言の部分をどう処理しようとしているか。特に理事数の考えを伺う。	町 長
		3 交通事故減少と事故処理について	① 町内の交通事故数と目撃の現状はどうか。 ② 国保の第三者行為の件数と国保業務の現状はどうなっているか。 ③ 運転者の事故当事者や役場の業務遂行のためにもドライブレコーダの補助は考えられないか。	町 長
2	池邊 美紀	1 狩猟および害獣駆除について	① 若手狩猟者の育成を考えてはどうか。 ② ジビエを見据えて加工施設整備補助金を考えてはどうか。	町 長
		2 広報誌でのパートアルバイトの募集について	① 誘致企業のパートアルバイト情報を充実させるべきではないか。 ② 地場企業の情報も積極的にのせるべきではないか。	町 長
		3 総合農林の山林について	水源涵養林としての取得や活用を考えられないか。取得できないのであれば、開発行為制限などを考えるべき。	町 長

3	内村 立吉	1 平成の合併について	自主、自立を選択して10年。 本町の経過、今後について伺う。	町 長
		2 町財政について	① 一般会計予算について伺う。 ② 町税について伺う。 ③ 地方交付税について伺う。	町 長
		3 給食費について	小中学校の給食費、半額補助 できないか。	教育長
		4 みまたん霧島パノラ マハーフまらそんにつ いて	① 語源について伺う。 ② ふれあい中央広場の照明灯の 設置について伺う。	町 長
4	楠原 更三	1 第五次三股町総合計 画後期基本計画の中か ら	① 公園緑地整備と観光の振興の 現況と課題。 ② 町民のアイデアが活かされる まちづくり。 ③ 生涯学習社会の確立～人材の 発掘方法と人材バンクの仕組み とは。 ④ 国際理解教育推進～コミュニ ケーション能力の育成。	町 長
		2 パノラマまらそんにつ いて	① 町長の感想。 ② どの課がどのようなことにど のように取り組んだのか。 ③ この大会に関する検証方法と その結果。 ④ ボランティアの人たちへの情 報公開。 ⑤ 次回に向けてもっと力を入れ たい事柄。	町 長
		3 文化財のその後の動き	① 都城東飛行場聞き取り調査の 進捗状況について ② 三島通庸公等関連史跡の掘り 起し ③ 民俗文化財としての指定予定	町 長 教育長

5	堀内 義郎	1 子育て支援（児童施設）の充実について	① 放課後児童クラブについて、施設の統廃合及び施設整備、学校の余裕教室の利用などとあるが具体的にどう進めるのか。 ② 有料化の検討及び新制度に伴うサービスをどのように取り組むのか。	町 長
		2 消防（水防機材）の充実について	積載ポンプの傷みが激しいと聞いが、計画的な整備、更新ができないか。	町 長
		3 土地利用における集落の整備について	特に2地区は農振地が多いが、人口増を図るため緩和や見直し、或いは空き家の活用ができないか。	町 長
		4 ゴマの生産強化について	日本一の可能性とゴマの生産を増やすために、ブロックローテーションによる転作や山間部に作付けできないか。	町 長
6	森 正太郎	1 子どもの貧困について	① 三股町内の子どもの貧困問題について、どのように把握していますか。 ② 子どもの貧困は全国的な問題です。どのような対策を考えていますか。 ③ 12月議会で提案した未婚世帯に対する寡婦控除のみなし適用について、どのように考えていますか。	町 長
		2 国保について	① 高すぎる国保税（料）の問題が深刻です。町ではどのように考えていますか。 ② 消費税財源による、低所得者対策の財政支援が平成27年度から実施されています。この財源による、国保税の軽減は考えていますか。	町 長

7	福田 新一	1 施政方針について 「地方創生とは・・・」	① 本町人口増加の要因は何か。 ② 恵まれた自然環境の保護について (1) 鰐塚山、長田峡、沖水川、自然の宝庫を守る方策はあるのか。 (2) 森林が有する水源かん養など公益的機能評価をしてはどうか。 ③ 若者の圏域外への流出に対処する具体策は何か。 ④ 各高校と町内企業のコーディネートを行政にて、できないか。 ⑤ 農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足の対策に大学との連携を取り入れるべきではないか。 ⑥ 3月24日・東京人形町の本町PRについて。 (1) 各種メディアとは具体的にどこか。 (2) 大々的にPRとあるがその内容は。 ⑦ 10市町連携インバウンド推進事業の11,000千円。具体的内容は。	町 長
		2 第5次三股町総合計画後期基本計画について	① 地域資源を活かした新製品開発の途中経過を。 ② みまたブランド発信事業（新しい取組）将来像は。 ③ 本町のホームページ有効活用 の具体計画はいかに。 ④ 旭ヶ丘運動公園野球場合宿誘致結果はどうだったのか。	町 長

8	池田 克子	1 防災・減災の強化について	① 平成25年12月に公布・施行された「国土強靱化基本法」の中に、都道府県または市町村は「国土強靱化地域計画」を定めることができると明記されている。この計画は策定されているか。 ② また、その内容を検討すべきではないか。	町 長
		2 各種の予防接種の推進について	① 高齢者の肺炎予防対策を問う。 （１）成人用肺炎球菌ワクチン接種者の人数と接種率の状況を問う。 （２）未接種の方への対応はどうされているのか。 （３）平成28年度の目標は設定されているか。 ② 乳幼児の予防接種対策を問う。B型肝炎やロタウイルス、インフルエンザ等は任意のため、自己負担が大きい。これらに公費助成できないか。	町 長

三股町告示第14号

平成28年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成28年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○3月3日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月15日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第1回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成28年3月1日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成28年3月1日 午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成28年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案37号までの37議案、諮問1件及び報告2件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成28年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案37号までの37議案、諮問1件及び報告2件一括上程
-

出席議員（12名）

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	12 番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	大脇 哲朗君
企画政策課長	-----	鍋倉 祐三君	税務財政課長	-----	上村 陽一君
町民保健課長	-----	内村 陽一郎君	福祉課長	-----	岩松 健一君
産業振興課長	-----	丸山 浩一郎君	都市整備課長	-----	兒玉 秀二君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	永吉 雅彦君
会計課長	-----	財部 一美君			

午前10時03分開会

○議長（福永 廣文君） ただいまから平成28年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、堀内君、11番、山中君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長、指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年第1回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、平成27年度補正予算7件、平成28年度当初予算9件、条例改正等16件、諮問1件及びその他5件の計38件、このほか報告2件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案3件及び議員発議1件が提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加日程案とすることとしております。

次に、本定例会に提案される議案のうち、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の3月3日に全体審議で措置することに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月17日までの17日間とすることとし、また、意見書案3件及び議員発議1件が提出されており、本日、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することとしたいと思います。

次に、今回提案される議案のうち諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の3月3日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間とすることに決しました。

また、意見書案3件及び議員発議1件については、本日、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することにし、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の3月3日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 平成28年度施政方針表明

○議長（福永 廣文君） 日程第3、平成28年度施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、ここに平成28年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、平成28年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、ことし、町長就任6年目に当たりますが、この間、多くの先人たちが築いてこられた伝統ある自然豊かな「ふるさと三股町」の町政を担う責任の重大さを痛感し、常に身の引き締まる思いであります。

これまで、議員の皆様を初め、町民の皆様からいただきました温かいご理解とご指導及び力強いご支援によりまして、計画している事業が順調に実施できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

皆様方のご協力により、アグレッシブタウン基本構想に基づき実施してまいりました「西部地区体育館」と「パークゴルフ場の9ホール増設」も間もなく完了する見通しとなりました。町民

の健康づくりなど大いに活用してまいりたいというふうに考えております。

ことは、昨年１０月に策定いたしました「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な事業の推進に全力で取り組むとともに、第５次三股町総合計画の基本構想に掲げる町の将来像「自立と協働で創る元気な町 三股」の実現のために、町民の皆様との「協働の理念」に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」、「伝わる行政」を進め、さらに元気で誇れる町づくりを目指して邁進したいと考えております。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声をいただきながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでまいり所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、日本経済は、円安株などから景気は回復基調にあり、有効求人倍率も１を超えるまでになってきました。

また、２０１５年の訪日外客数は前年比４７．１％増の１，９７３万７，０００人と過去最高となりました。その主な要因として、大型クルーズ船の寄港増加や航空運賃の低下などが考えられますが、訪日外客数の増加は２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックの開催まで、さらに続くものと思われます。

このような状況を受け、都会では人手不足となっており、若者を都会へ、さらに東京一極集中へと加速する流れになっています。一方、全国の自治体では、地方版総合戦略を策定し「若者を地方に」定着させるための各種の施策に取り組んでいるところであります。

２０１５国勢調査の速報値が先週発表されましたが、本町の人口は２万５，４１０名で、前回調査より６１０名増加しておりました。

しかしながら本町におきましても、「三股町人口ビジョン」で推計したとおり、他の多くの市町村と同様に、今後は人口減少が進むものと推測されます。

本町では、「地方創生推進本部」や若手職員で構成する２つの専門部会において、地方創生について議論を重ねるとともに、地区座談会での町民との意見交換や有識者から成る推進会議での検討、そして町議会からのご意見をいただきながら「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであります。

そこで、平成２８年度は、この総合戦略で掲げた４つの基本目標の達成に向けて、まずは全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

基本目標の１つ目は、「しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくる」ことを掲げており、地場産品のブランド化・６次産業化を目指す「地場産業発掘再生事業」や「ネットなお仕事誘致・創出事業」などに取り組んでまいりたいと考えておりますが、特に雇用を生み出す「工業団地造成事業」につきましては、多くのハードルがあることから、戦略的・機

動的に動ける体制をつくり、スピード感をもって全力で取り組んでまいります。

基本目標の2つ目は、「行きたい、住みたい「みまた」をつくる」ことを掲げ、交流人口の増加や移住・定住促進事業などに取り組んでまいります。

特に、ことし1月に開催した「第1回みまたん霧島パノラマまらそん事業」は、大寒波の到来で雪が降りしきり中での開催となりましたが、町内外から参加した約1,500名の選手はもとより、大会を支えた小中高生、町民、職員など多くのボランティアや自治公民館の「もてなし」、太鼓、トランペットなどの応援、そして沿道での町内外の多くの方々の多くの声援が一体となり、協働を肌で実感できる記憶に残るすばらしい大会となりました。本大会を通して、多くの交流ができたほか、「アスリートタウン」を町内外へ発信できたというふうに思います。

ことし5月、6月に開催予定の「まちドラ」や「ものづくりフェア」も交流人口をふやす主要事業として、さらに発展させてまいりたいと考えております。

基本目標の3つ目は、「縁結び・結婚・出産・子育てしやすい「みまた」をつくる」ことを掲げており、「人づくりは教育から」との思いで本町が長年取り組んできた教育環境の整備・充実はもちろんのこと、乳幼児医療費の無料化、保育料の助成、小学生の入院に係る医療費無料化、放課後児童対策事業などに引き続き取り組むとともに、ファミリーサポートセンターの支援など、子育て環境のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えています。

基本目標の4つ目は、「地域と地域、人と人をつなぐまち「みまた」をつくる」ことを掲げており、地域おこし協力隊を設置し、外の目から見た長田・梶山地区の新しい魅力を見出すとともに、地域住民と一緒に魅力化を促進し、他の地域からの新たな人の流れをつくりたいと考えております。

また、「ふるさと三股応援事業」では、ふるさと納税のさらなる充実を図ってまいりたいと考えています。前年度は、寄附額が約1億4,000万円でしたが、今年度は既に1億8,000万円を超えております。

ふるさと納税は、本町の数々の特産品を全国にPRする絶好の手段として、今後も充実・発展させたいと考えており、平成28年度のスタートに先立ち、3月24日に東京人形町のカフェを貸し切り、各種メディアの記者を招待して、ふるさと納税や移住・定住施策はもとより、本町の春祭りや特産品など、大々的にPRしたいと考えております。

このように、新しいことに積極的にチャレンジしてまいりたいと考えていますが、基本的な考えとしては、「地方創生とは、派手なこと、奇抜なことに取り組むのではなく、本町のよいところは伸ばしつつ、課題の克服に向けしっかりと努力すること」だと考えております。

今後は、事業の進捗状況や効果の検証を行いながら、総合戦略に掲げた4つの基本目標の達成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、総合戦略以外の重点課題としては、昨年に引き続き「防災、減災対策の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

近年、日本のみならず、世界各地で地震、豪雨、火山噴火など多くの自然災害が発生しています。

デジタル化した防災行政無線と補完システムとして整備したWiMAXを活用して情報伝達の拡充及び情報収集に努めるとともに、「常在危機」の意識を高め、今後も災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上、私の町政運営に当たっての素直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成28年度の町政運営の柱となる施策について、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は水と緑に囲まれ豊かな自然環境に恵まれています。社会経済活動により資源やエネルギーを大量に消費しており、環境への影響も懸念されるところです。

また、便利さや手軽さにより使い捨ての生活様式が定着しているところですが、環境への負荷軽減を図るため、ごみ減量化を推進する体制を確立し、循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。

このことから「環境基本条例」では、基本理念として「人と自然との共生」を掲げ、「環境基本計画」では本町の環境課題に取り組むための基本的な指針を策定し、町民・企業・行政が連携・協働して環境施策に取り組む具体的な方法を示しています。

事業としましては、本年度も電動生ごみ処理機購入費の補助やコンポストの貸与事業及び剪定くず堆肥化事業など、ごみ減量化に寄与する事業に積極的に取り組んでまいります。

また、都城市クリーンセンターの稼動に伴い、ごみの分別区分が変更されたため、分別の徹底とさらなるごみ減量化・リサイクルの推進のために、町民への啓発を行うとともに、各自治公民館にリサイクルごみ回収指導員又は指導推進団体を配置し、4R運動の推進に取り組んでまいります。

さらに、水質の悪化が危惧されております蓼池都市下水路につきましては、平成26年度に着手しましたしゅんせつ事業を引き続き実施し、工場排水や家庭雑排水対策事業とあわせて水質の浄化に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、入居者の健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、住宅の修繕や外壁改修工事、倉庫の改修などの維持補修に努めてまいります。

建設につきましては、町営住宅用地の有効活用を図るため、五本松、榎堀、射場前団地の一体的な建かえを推進するため、新住宅の実施設計に取り組むとともに現入居者の協力のもと、旧住

宅の解体を進めてまいりたいと考えています。

民間の借家や持ち家についても、快適で安心して住み続けられる住環境が必要であることから、耐震診断における耐震性の向上やバリアフリー化などに対する補助を行い、生活環境の向上のため既存住宅の改善を促進してまいります。

町道の整備につきましては、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を年次的に図るとともに、高速道路・高規格道路へのアクセスや大規模災害発生時における代替道路として、島津紅茶園・切寄線及び蓼池南・三原3号線の整備を、児童生徒の通学における通学路対策として歩道整備や雨水対策整備を計画的に推進してまいります。

また、橋梁につきましては、法に基づき5年に1回の点検診断を実施し、長寿命化計画に沿った修繕などを行ってまいります。

公園の整備につきましては、子育てしやすい「みまた」を進めるため、上米公園遊具コーナーにおいて、幼児から低学年を対象とした遊具の増設を行ってまいります。

また、旭ヶ丘運動公園陸上競技場におきましては、整備後40年以上が経過し、施設の老朽化による使用や維持管理に支障を来していることや、今後想定される南海トラフ大地震避難場所及び後方支援基地としての役割も担っていることから、再整備を進めてまいります。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行につきましては、開設から10年目を迎えることから、事業の検証を行うとともに、引き続き、中学生などの通学支援や高齢者などの生活支援として、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道事業につきましては、安全な水道水を安定的に供給するために、計画的な施設の更新が必要です。

平成28年度は水源施設の更新のための実施設計を行い、安定して原水を確保できることを目的として事業を行うとともに、地震などの災害発生時に施設の被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフラインの機能を確保するため、配水管の耐震化や老朽管の更新を行う予定です。

また、水道事業は料金収入によって運営される公営企業であるため、今後も水道料金の収納対策に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、町の重点施策に掲げており、水質の保全と衛生的で快適な生活環境づくりに欠かせないものです。

現在は平成32年度まで事業計画目標年次を延伸して事業を進めており、平成28年度は、下水道の普及により接続が見込める地域を優先して管渠整備を行います。

また、接続推進のために供用開始後3年を迎える受益者を対象に免除期間終了の案内文書を送付するとともに、個別相談会を開催し、今後も広報活動に努め周知に取り組んでまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始後、梶山地区が20年、宮村南部地区が14年経

過しており、計画的に設備の更新、修繕を行い施設の維持管理に努めるとともに、公共用水域の水質保全のため、集落排水施設への接続の推進に努力してまいります。

また、公共下水道や農業集落排水への接続ができない地域におきましては、本年度も引き続き単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえに対して補助金を交付し、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

し尿処理につきましては、衛生センターの施設が建設後30年以上経過し、老朽化が進んでいる施設の延命化を図りながら、適切な処理に努めていますが、搬入物は浄化槽の汚泥がふえ、搬入量も処理能力の56%程度となっております。機器の耐用年数などを考慮すると施設全体の改良が必要となっていくしますので、本年度は基本構想の計画策定に着手し、方向性を検討してまいります。

防災対策につきましては、災害を未然に防止し、災害から町民の生命・財産を守るため総合的な防災体制を構築し、町民の安全・安心の確保に努めます。

そのためには、消防団の充実強化を図るとともに、災害発生時における応急対策や復旧対策が的確・迅速・円滑に行われるよう、防災教育、防災士の育成、防災訓練の実施及び自主防災組織の育成・支援に取り組んでまいります。

また、災害発生時にスムーズな避難や円滑な物資補給ができるよう、さまざまな防災機能を事前に周知するとともに、平成28年度においては、県の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、中央地区の避難施設への誘導灯の整備に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、町民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の実現を目指します。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という町民一人一人の意識を高め、地域の協力のもと、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

交通安全対策につきましては、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子供や高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に推進します。

さらに、町民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携して、総合的な交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む、「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいります。

平成26年に制定しました「三股町教育の日」の普及啓発を目指した「文教三股フェスティバル」のさらなる充実に取り組んでまいります。

まず、生涯学習環境の充実につきましては、多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応し

た新たな学習機会の提供とともに、その活動の拠点となる地区分館などの補修を年次的に行ってまいります。

また、地域社会を支える人材育成や、自治公民館活動など各種団体に対する支援を引き続き行ってまいります。

さらに、教職員の勤務負担を軽減するための学校支援地域本部事業や、地域全体で学校教育を支援するため、学校・家庭・地域との連携体制を構築して放課後の子供の居場所を確保したり、土曜日などに地域の豊かな社会資源を活用し、学校では学べない体験学習活動の場を提供するなど、地域ぐるみで子供たちを育てる環境づくりを推進します。

国際理解教育の推進につきましては、小学校における英語の教科化を踏まえ、今後も外国語指導助手などを活用し、外国の言語や文化についての理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育の充実につきましては、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割分担を明確にして連携しながら、「地域の子どもは、地域で守り育てる」を理念として、地域ぐるみの教育に努めてまいります。また、青少年育成につきましては、本町の子供たちを対象に国内・海外派遣事業を実施し、次代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

学校教育の充実につきましては、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む、特色のある学校づくりに取り組みます。

さらに、平成28年度は「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」において研究公開を行い、学力向上を図るとともに、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。

また、幼保小中連携をさらに充実させ、環境の変化に対応する力や、身辺自立・生活習慣に関する力の育成にも取り組みます。

学校におけるいじめ防止につきましては、「三股町いじめ防止基本方針」に基づき、総合的かつ効果的に推進してまいります。

さらに、特別支援学級への支援につきましても、引き続き充実させてまいります。

また、町内6小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、「あいさつ活動」や「無言清掃活動」、「郷土学習の充実」など、「三股町児童生徒憲章」の定着を図り、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

教育・学習環境の充実につきましては、小学校の床改修、プール塗装、特別支援教室の改修、中学校の駐輪場の排水対策などに着手する予定にしております。

情報教育についても、全教職員がその必要性・重要性を十分認識し、年次的に導入したパソコン・書画カメラなどを活用しながら創意工夫を生かしたICT機器の利用を進めるとともに、教

育の質の向上に取り組んでまいります。

芸能・文化活動の振興につきましては、文化会館と図書館について、町民が芸術・文化・情報に触れ、みずから活動する機会を広げる「町民参加型」の演劇を含め、自主文化事業の充実、乳幼児期から本に親しめるような読書活動の推進、窓口及びネット環境（フリーW i — F i）の整備などによるサービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれる、町民の芸術文化活動の拠点として効率的な活用を図ります。

文化財の保護と伝統文化の継承につきましては、町制施行70周年に向けて、引き続き「三股町史」の作成に取り組んでまいります。

また、梶山城跡に係る保存及び活用を推進するため、調査及び用地取得に努めてまいります。

さらに、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡巡りや広報紙などで周知・PR活動をしてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、スポーツ振興計画のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現のため、本町のスポーツの情報発信として、平成27年度が第1回大会となった「みまたん霧島パノラマまらそん」を、今大会の成果や反省点を踏まえ、さらに皆様に愛される大会になるよう第2回大会を開催します。

今後も、平成25年度策定しました「アグレッシブタウン構想」の着実な実現を図ってまいります。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まで、全ての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供を行うため、各種福祉計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

また、新規事業として、介護保険制度改正による、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて、社会福祉協議会に地域生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手となるボランティアなどの養成・発掘・ネットワーク化を進めてまいります。

子育て支援につきましては、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、子育てサークルや各種団体などといった、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。

また、乳幼児の医療費の無料化の拡大として実施しました小学生の入院に係る無料化や、昨年からの子ども・子育て支援制度に伴う、保育所、認定こども園、幼稚園などの保育料の上乗せ支援など継続・拡大してまいります。

さらに、西小学校区に放課後児童クラブ室を新設することにより、国の運営指針に沿った環境づくり・体制づくりを行い、より質の高い児童クラブの構築に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、認知症疾患医療センターなどと連携し、地域における認知症の人を支援するネットワークの構築や認知症の早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームの構築に継続して取り組んでまいります。

また、地域で見守りの必要な方々の把握やその情報の共有化のため、自治公民館単位で実施しております地域支援会議を重要な会議として位置づけ、継続して実施してまいります。

さらに、介護予防事業としての足もと元気教室や骨コツ貯筋教室も継続してまいります。

また、介護予防の大きな戦力となりますサロンも現在21カ所で実施されておりますが、さらに増加していくよう精力的に取り組んでまいります。

あわせて、要介護高齢者や生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある高齢者の住宅改修などに引き続き取り組んでまいります。

都城市・三股町地域に居住する住民が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていけるよう、ことし1月に都城市・三股町医療・介護連携推進協議会を設立しました。今後、医療関係者、介護事業者、居宅での医療提供機関やその他関係者の連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

消費生活問題につきましては、情報化の進展やライフスタイルの多様化などにより、消費者を取り巻く環境が急激に変化する中、インターネット関連の被害や巧妙化する悪質商法などの消費者問題は複雑・多様化しております。町民が安心して消費生活を営むことができるように、広く町民への消費教育を図り、被害防止に努めるとともに、自立した消費者の育成に努めながら、これまで県の交付金などにより整備した体制を維持し、継続した事業展開を行ってまいります。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害児（者）への相談体制の充実が求められております。本町では、昨年4月から社会福祉協議会に基幹相談支援センターを設置したところであり、その体制強化とともに、障害者の方々への住宅改修についても引き続き取り組んでまいります。

ひとり親家庭につきましては、医療費の助成など継続してまいります。

また、国・県の補助事業であります、ひとり親家庭への日常生活支援事業や保育園などに通う園児のいる生活保護世帯への補足給付事業など拡充を行ってまいります。

健康づくりにつきましては、平成27年度に策定しました「いきいきげんき みまた21（第2次）」計画に基づき、あらゆる世代のこころと体の健康づくりを推進してまいります。

本町の豊かな農産物を生かした食の地産地消を推進することやアスリートタウンの名にふさわしく適正な運動習慣を身につけることなども生活習慣病予防の大切な取り組みでありますので、関係課と連携しながら、より効果的に進めてまいります。

また、健診事業にも力を入れ、病気を早期に発見し、重篤化を防止することに努め、国民健康保険事業の健全な制度維持につなげていきたいと考えております。

そのほか、新規事業として骨髄移植の提供者及び提供者の勤務先に対し、奨励金を支給する事業を開始し、地域福祉に寄与する事業にも積極的に取り組んでまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

農畜産業を基幹産業としている本町では、稲作を中心に畜産や野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めています。その中でも、畜産業は優良家畜導入事業や受精卵移植技術の活用により、繁殖素畜の能力が大幅に向上しました。

しかし、農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足は急速に進み、農地中間管理事業による農地集積は進まないなどの課題が生じております。

また、T P Pの大筋合意を受け、農畜産物の価格が低迷するのではないかとという危惧もあり、経営にたけた農業後継者や集落営農組織、農業法人などの育成や大規模化が急がれています。

このようなことから、本町におけるこれからの農畜産業を振興するためには、生産性の高い安定的な農業経営の推進、経営基盤及び生産基盤の強化、主要な農畜産物の振興、次代を担う農業後継者の育成などが必要であると考えます。

本町の農業粗生産額の主軸を占める畜産業は、生産者の高齢化や後継者不足から、生産戸数、飼養頭数が減少しています。その歯どめとなる対策として、J A都城を中心に、県・市・町・畜産関係機関による「都城北諸県地区 人・牛プラン」を策定し、再編目標を達成するため具体的な施策や対策を進めてまいります。

さらに、人材育成の支援や対策として、新たな自立、独立経営体を支援する新規就農支援事業、青年就農給付金事業などを積極的に活用し、和牛経営への新規就農などを引き続き支援してまいります。

また、畜産農家の経営安定、所得確保のため、優良家畜の導入を進めるとともに、受精卵移植技術を推進することにより、効率のよい家畜改良を実現し、能力の高い家畜を生産することを支援してまいりました。

さらには、大規模農場における畜産生産性を向上させる事業として、防疫強化のための車両消毒装置や細霧装置の設置などを盛り込んだ事業を推進しております。

今後も当地域の畜産物の銘柄確立を図り、農家経営の安定に資するとともに、日本一種雄牛造成事業を含め、質・量ともにさらなる能力の向上を目指し、消費者ニーズの高い畜産物の生産に取り組んでまいります。

水田農業においては、国は米の戸別補償制度である全国一律の定額補償制度を平成30年度から廃止するとしています。

しかしながら、国が策定する米の需給見通しなどを踏まえつつ、需要に応じた生産が行えるよう取り組むこととなっていることから、本町の特徴でありますブロックローテーションを今後も

引き続き推進しながら、新規制度を活用し、需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」に取り組んでまいります。

そして、各地区ごとに策定した「地域農業マスタープラン」に基づき、農地流動化や集積を通じて、新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図りながら、地域の特色を生かした作物の生産振興を推進し、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

生産基盤の強化としては、圃場整備、農道整備、用排水路整備を進め、安定的経営の確立を目指す畑地かんがい事業を推進してまいります。

また、多様化する消費者ニーズに対しても、規格や嗜好に合った生産形態の整備を進め、ニーズの変化に対応した先進的な施設や機械の整備を推進します。

次代を担う農業後継者の育成につきましては、認定農業者及び意欲的な農業後継者や新規就農者の育成・確保を推進し、組織化や交流の場を設けるとともに各種研修会への参加支援や相談業務の充実など体制を整備してまいります。

さらに、農地中間管理事業地域推進チームを中心に、農業委員会、町農業再生協議会や人・農地プラン検討部会などが連携し、地域内及び地域間の農地集積などを強化してまいります。

また、平成27年9月、改正農業委員会法が公布されたため、農業委員会の業務、農業委員の選任、農地利用最適化推進委員の新設など、平成28年度中に全体的な見直しを進めてまいります。

本町の面積の72.6%を占めるのが森林面積であります。そのうちの約73%が杉などの人工林であり、35年生以下の若い森林が44%を占めていることから、保育・間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

このため、木材資源を循環的に利用する観点から、多様な木材需要に対応するため長伐期施業や育成複層林施業の誘導など人工林の適切な施業を実施してまいります。

また、民有林の適切な施業や保護を図る観点からも、安全施業や雇用安定化など林業経営環境の整備を進め、林研グループ活動の支援など林業後継者の育成を推進してまいります。

さらには、森林が有する水源涵養など公益的機能を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護・育成を図ります。

水産業につきましては、ヤマメ養殖などの内水漁業が行われています。町内の河川環境については、まだ一部の範囲で悪化が見られることから、美しい川と清浄な水の里づくりに取り組み、あわせて町淡水漁業協同組合を中心とした稚魚などの放流により内水漁業の振興を図ります。

本町における商工業は、依然として近年の厳しい経済・雇用環境にあることから、商工団体との定期的な意見交換を行い、官民連携を重視した施策を展開するとともに、「空き店舗対策事業補助金」を活用した創業支援などで、町内指向への消費拡大を推進することとしております。

中でも、多世代の人々が楽しめる商店街づくりや、魅力あるお店づくりに関しましては、商工会や関係団体と連携して推進してまいります。

また、物産館「よかもんや」を含めた産業会館につきましては、本町の農業と連携した特産品の開発を進めることで、6次産業化を進める役割とともに、農商工連携及び観光情報発信の拠点施設としての活用を促進してまいります。

6次産業化の取り組みとしては、2軒の製造所による複数のどぶろくが発売され、「どぶろく特区の町」として、ようやく根づいてきております。

また、「みまたんごまプロジェクト」は、生産者が県の6次産業化事業の認定も取れ、生産から加工・販売までの一貫した流れができており、町内の菓子製造業組合の協力による多様な商品も発売されております。最近では、バレンタインデーに対応した「みまたんごまチョコレートセレクション」など、季節に対応した商品開発も行われました。

さらには、本町における6次産業の先駆けと言えるバイオ茶を餌に使ったバイオ茶ポーク、どぶろくのこうじに漬け込んだ牛肉や豚肉などが既に販売されています。

また、三股町の新しい野菜として定着しつつあるプチヴェールやごまの茎葉を粉末に加工し、それらを利用した特産品開発にも取り組んでまいります。

これらの各種特産品や、誘致企業である「しろはと食品」で製造されるスイーツなどの町内物産品は、ふるさと納税のお礼の品として活用することで、販路拡大や本町のPRに努めてまいります。

工業の振興に関しましては、中小企業特別融資制度の設置による既存の地場産業の振興や雇用の場の確保などに努めるとともに、今年度充実に図った企業立地奨励制度を活用し、都城地域企業立地推進協議会との連携による企業誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、長田峡や矢ヶ淵公園など親水環境に恵まれた自然、椎八重公園や上米公園、しゃくなげの森など花々で来園者を魅了する景勝地がございます。今後は、自然との融合を図りつつ、季節を問わず親しめる観光地づくりを進めてまいります。

また、多様化する観光客のニーズに対応できる受け入れ体制を整備するため、観光資源や観光団体、商工業者や6次産業なども含めた観光ネットワークの形成を進め、本町の風土に触れ、着地型・通年型の観光地としての整備に努めます。

さらには、近年、主流となりつつある広域エリアにおける観光ネットワークへの積極的な参加を進め、海外からのクルーズ船の寄港などによる外国人観光客に向けた外国語標記の充実に図り、戦略的な観光地・名所づくり、イベントを企画・開発してまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視

点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化などの取り組みが必要です。

そのためには、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、あすの三股を築くまちづくりを進めてまいります。

町民のまちづくりへの参加については、町民の「協働」を方針とし、自治公民館組織や各種団体の参画を促し、「みまたん霧島パノラマまらそん」や「クリーンアップみまた」のように、各団体が「協働」による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、平成25年度に施行された「まちづくり基本条例」を踏まえ、町民がまちづくりへ参加しやすい体制を築いてまいります。

さらに、町の公式ウェブサイト、ふるさと納税特設サイト、移住・定住特設サイト、フェイスブックなどを通して全国に三股の情報発信を行うとともに、「ふるさと納税」を通じて町の応援団をふやしていきたいと考えております。

また、町民の公募による審議会などへの登用のほか、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めてまいります。

なお、審議会などの委員へは女性の登用を進め、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、三股町男女共同参画推進条例や基本計画に基づき取り組んでまいります。

行政改革の推進につきましては、平成27年3月に策定した「第6次三股町行政改革大綱」に基づき、一層の改革改善と職員の意識改革を進めるとともに、女性職員の管理職への登用も図ってまいりたいと考えております。

また、ことし1月から運用開始された社会保障・税番号制度（マイナンバー）につきましては、特定個人情報の運用管理に万全を期するとともに、制度の理解を得るための町民への広報活動もしっかりと取り組んでまいります。

さらに、来年7月に予定されています地方公共団体間の情報連携に向けて、制度導入のメリットである「行政手続の簡素化」、「申請に係る添付書類の削減」、「行政の効率化」が図れるように取り組んでまいります。

健全な財政運営につきましては、経費の削減に取り組むとともに、町税などの収入の確保をさらに積極的に取り組んでまいります。情勢の変化や少子高齢化を考慮し、三股町総合計画後期基本計画、3カ年実施計画などに基づいて持続可能な財政見通しを立て、財源の計画的、重点的な配分を行い、世代間の公平性を確保してまいります。

広域行政につきましては、都城市、曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成、教育・文化、防災・消防、地域公共交通についてお互いに連携協力して圏域の活性化を図ります。

特に、若者の圏域外への流出に対処するため、3市と共同で移住・定住パートナーシップ事業に取り組み、地元の高校生やU I J ターンなどを積極的に採用する企業と連携しながら、地元企業への就職、そして定住へとつなげていきたいと考えております。

また、平成28年度中に完成予定の山之口スマートインターにつきましては、開通時期に合わせて、都城市との共同事業として、圏域への流入人口の増加を図るイベントを検討しているところであります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、町民の皆様との交流、対話を重ねながら、積極的（アグレッシブ）に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいり所存であります。

議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（福永 廣文君） ここで、本会議を11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（福永 廣文君） 再開します。

日程第4. 議案第1号から議案第37号までの37議案、諮問1件及び報告2件一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第4、議案第1号から議案第37号までの37議案、諮問1件及び報告2件を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成28年第1回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町行政不服審査会条例」についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、町長が審査庁となる審査請求について、その採決の客観性及び公平性を高めるため、町長の附属機関として三股町行政不服審査会を設置する必要な事項を定める条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税分野の個人番号の利用手続の取り扱いに見直しがあり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等（平成27年総務省令第108号）の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、町民税等の減免手続で個人番号の記載を要しないこととするものです。

次に、議案第 3 号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成 27 年度から口座振り込みとした敬老祝金の支払い時期に関し、特別な理由がある方々への支給を年度末まで振り込みが実施できるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 4 号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町殿岡生活改善センター管理運営を指定管理者に行わせることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 5 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「教育長」と「教育委員長」の一本化、「行政不服審査会」、「空家等対策審議会」、「予防接種健康被害調査委員会」及び「地域おこし協力隊」を新たに設置することにより、それらの委員等の報酬をそれぞれ削除、追加しようとするもので所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 7 号「三股町西部地区体育館整備基金条例を廃止する条例」の 2 議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、西部地区体育館の整備が今年度完了することに伴い、条例の一部を改正及び廃止をしようとするもので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 8 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法に関する審査請求に伴う手数料と西部地区体育館の使用料について追加しようとするもので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 9 号「行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 11 号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の 2 議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、職員、特別職の給与等に関しまして、人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨等を勘案し、給与等に関する条例改正をしようとするものであります。

まず、職員におきましては、平均 0.43% の給与表の改定、勤勉手当の 0.1 月分の引き上げ、また、特別職、議会議員におきましては、期末手当の 0.05 月分を引き上げるもので、全体で

2,000万円余りの影響額となっております。

次に、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第13号「教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」、議案第14号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」の3議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、「新教育長」が一般職から特別職に変更されることから、関係条例について所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第15号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に取り組むため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、緊急に実施すべき経済対策を盛り込んだ国の平成27年度補正予算に伴う補正、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費並びに特別職の期末手当について所要の補正、そのほか会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額98億9,308万4,000円に、歳入歳出それぞれ5,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,900万円とするものであります。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

町税は個人町民税、固定資産税を収入実績見込みにより、地方交付税は追加交付決定により増額補正するものであり、国庫支出金・県支出金は人事院勧告に伴う保育所、認定こども園の単価改正、総合戦略に基づく地方創生加速化交付金、個人情報保護の対策強化のための情報セキュリティ強化対策費補助金を増額補正し、臨時福祉給付金給付事業費補助金ほかを実績見込みにより減額補正するものであります。

財産収入は、町有地売り払いにより増額補正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税による指定寄附金を増額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金を増額し、公共施設等整備基金は充当事業の減分を減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金取り崩し額を減額して基金の確保を図るものであります。

町債においては、国の補正に伴う畑地帯総合整備事業を増額補正したものであります。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、三股町総合戦略主要事業・ネットなお仕事誘致・創出事業、都城広域移住・定住パートナーシップ事業、自治体情報システム強靱性向上事業に関連する費用を増額補正し、臨時福祉給付金給付事業を減額補正するものであります。

民生費は、自立支援給付費負担金過年度返還金、保育所、認定こども園の施設型給付費を増額補正し、後期高齢者広域連合に対する負担金を決定額により減額補正するものであります。

衛生費は、養育医療給付費に係る扶助費を増額補正し、リサイクルプラザ管理費負担金、し尿処理費・燃料費などの執行残を減額補正するものであります。

農林水産業費は、国の補正に伴う畑地帯総合整備事業を増額補正し、青年就農給付金事業補助金や森林整備加速化・林業再生事業補助金などの執行残を減額補正するものであります。

商工費は、クルーズ寄港による10市町連携インバウンド推進事業を増額補正し、中小企業等特別融資制度補助金交付金を減額補正するものであります。

土木費は、上米公園パークゴルフ場整備事業、公営住宅建替基本設計業務委託料の執行残を減額補正するものであります。

教育費は、第3地区分館屋根外壁等改修工事、文化ホール備品購入費の執行残を減額補正するものであります。

公債費は、元金、利子の決定により減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金を増額補正し、予備費は収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表「繰越明許費」は、今回、国の緊急性・必要性の高い経済対策を盛り込んだ補正予算を初め、8事業を合わせて1億141万1,000円を繰り越すものであります。

第3表「債務負担行為補正」については、土地開発公社公共施設用地先行取得事業として依頼した土地取得及び立木補償等を平成33年度まで債務負担行為を設定するものであります。

最後に、第4表「地方債補正」については、国の平成27年度補正予算に伴う公共事業等債を増額補正し、事業費の増減に伴う地域活性化事業債の限度額をそれぞれ3,440万円、2億5,390万円とするものであります。

次に、議案第18号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」につい

てご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 3 億 8,959 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 1,921 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 880 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を増額補正するものであります。

また、歳出の主なものとしましては、共同事業拠出金を増額補正するものであります。

次に、議案第 19 号「平成 27 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 億 4,307 万 1,000 円から歳入歳出それぞれ 1 億 51 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,155 万 6,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を減額補正するもので、また、歳出の主なものとしましては、医療保険料滞納管理システム改修委託料を減額補正するものであります。

次に、議案第 20 号「平成 27 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 億 4,812 万円に歳入歳出それぞれ 87 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,899 万 5,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料、繰入金を増額補正し、支払基金交付金を減額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正するものであります。

次に、議案第 21 号「平成 27 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 1,380 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,400 万 7,000 円とするものであります。

歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入を減額補正し、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、介護予防プラン作成委託料を増額補正するものであります。

次に、議案第 22 号「平成 27 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 5,222 万 8,000 円から歳入歳出それぞれ 40 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,182 万円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正及び消費税の納税義務免除に伴い公課費を減額補正するものであります。

次に、議案第23号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億6,643万4,000円から歳入歳出それぞれ923万8,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,719万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び雑入を減額補正し、歳出の主なものとしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正及び予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第24号「平成28年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、この3年間の経済再生に向けた取り組みにより、企業の経常利益は過去最高となるとともに、雇用・所得環境も改善してきて、デフレ不況から脱出しつつありましたが、昨年後半から世界経済は、これまで力強く成長を牽引してきた新興国経済に弱さが見られ、景気後退の懸念が高まり、不透明感が増しています。

こうした中、政府は、経済再生と財政健全化の両立する予算を、平成28年度当初予算とあわせて、平成27年度補正予算を編成しました。それは「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」を初めとした経費となっております。

地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比0.6%増とし、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう一般財源総額を確保しています。その中で、地方自治体に交付される地方交付税の総額は前年度当初予算と比べ0.3%の減額となっております。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりました。

自主財源は、景気回復傾向により本町の基幹的收入である町税が前年度に比べ、額、率ともに伸びているものの、歳入総額に占める自主財源の割合は基金繰入金の減額により若干、減少しております。

歳出においては、投資的経費は大幅に減ったものの、義務的経費や経常的経費は年々増加しており、認定こども園の増設に伴う扶助費、近年の大規模な投資的経費の財源としての町債残高の増加に伴う公債費も伸びております。引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

平成28年度の年間を通した予算では、行財政改革を推進しつつ、町民との協働の視点に立ち、

社会経済情勢の変化に即応した新規事業施策及び「まち・ひと・しごと創生事業」に積極的に取り組むつつも、地方単独事業など起債事業の抑制など財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、第1条において歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出93億円と定めるものであります。

「第1表 歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成28年度は、対前年度比0.6%、6,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は、31億8,924万7,000円で構成比34.3%、依存財源は61億1,075万3,000円で構成比65.7%となっており、前年度より依存財源の割合が0.7%増となっています。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が49億3,312万4,000円で構成比53.0%、経常的経費が37億6,931万7,000円で構成比40.6%、投資的経費が5億9,755万9,000円で構成比6.4%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が伸び、投資的経費の割合が減っております。

次に、「第2表 地方債」については、臨時財政対策債のほか、総額で3億6,575万9,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

「島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備事業」1億4,903万8,000円、「榎堀・射場前団地整備事業」1,946万5,000円、「浄化槽設置整備事業」2,491万8,000円、新規事業として、「避難誘導灯整備事業」4,382万8,000円、「三股西小放課後児童クラブ施設整備事業」4,500万円、「宮村小学校プール塗装改修整備事業」1,015万4,000円など総額で5億9,755万9,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業について、ご説明申し上げます。

総体的には、「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の積極的な取り組みを各部署に予算化しておりますが、そのほか主なものを目的別にご説明申し上げます。

総務費は、地域魅力化プロジェクトのための「地域おこし協力隊活動事業」568万4,000円、雇用を多く生み出す企業誘致の推進として「蓼池地区工業団地造成整備事業」500万円などが主なものであります。

民生費は、ひとり親世帯の就業支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」26万2,000円、介護予防事業として高齢者の居場所づくりのための「高齢者等サロン事業費補助金」50万円、子育て支援促進のため利用料助成を行う「ファミリーサポート利用料助成補助金」42万5,000円などが主なものであります。

衛生費は、妊娠を希望する人の経済的負担の軽減を図る「特定不妊治療費助成事業」210万

円、骨髄提供がしやすい環境のための「骨髄移植ドナー支援事業」２１万円などが主なものであります。

農林水産業費は、優良系統牛の積極的な導入を促すための無利子貸付事業「畜産振興会貸付金」３００万円、商工費は農業生産者等の新商品の開発、リニューアル経費を支援する「みまたブランド発信事業」１２０万円が主なものであります。

教育費は、学校教育の充実、学習支援等を目的に実施する放課後子ども教室推進事業１１２万円、土曜日の教育支援体制等構築事業４６万６,０００円などが主なものであります。

最後に、町が進める各種まちづくりの施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援するために、たくさんのご寄附いただいている方々のご厚意にお応えさせていただきます。

次に、議案第２５号「平成２８年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３４億９,８７７万２,０００円とするもので、対前年度比０.１％、４４３万４,０００円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、前期高齢者交付金が３７.５％、共同事業交付金が２.１％の増、保険税が２.０％、国庫支出金が３.０％、療養給付費等交付金が１５.２％、県支出金が２７.１％、繰入金が１９.１％、繰越金が４２.１％の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、介護納付金が１２.０％、共同事業拠出金が７.９％の増、保険給付金が３.５％、後期高齢者支援金等が３.０％の減となっております。

次に、議案第２６号「平成２８年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４,３０８万８,０００円とするもので、対前年度比２.１％の増となっております。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第２７号「平成２８年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億５,７９９万２,０００円とするもので、対前年度比、４.２％、８,６６２万６,０００円の増となっております。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の増が主なものであります。

歳出につきましては、保険給付費が４.４％、８,５００万４,０００円、地域支援事業費が

5.1%、269万2,000円の増となっております。

次に、議案第28号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418万2,000円とするもので、対前年度比6.2%、83万3,000円の増となっております。

次に、議案第29号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,728万1,000円とするもので、対前年度比2.4%、115万3,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第30号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,704万1,000円とするもので、対前年度比3.2%、121万4,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第31号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進しているところであります。

平成28年度も、引き続き認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、植木地区のマンホールポンプ設置工事及び圧送管布設工事等を進めていくこととしております。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,590万7,000円とするもので、対前年度比3.5%、1,523万8,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が7,762万7,000円、国庫支出金が1億500万円、繰入金が1億1,594万1,000円、町債が1億1,800万円で、歳出の主なものとしましては、実施設計委託料等が3,137万5,000円、下水道管渠工事費が1億9,800万円、公債費が1億2,376万7,000円であります。

次に、議案第32号「平成28年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を、安定的に供給することに努めているところであり、地方公営

企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成をしております。

平成28年度の業務の予定量は、給水戸数1万1,199戸、年間総給水量249万1,681立方メートル、1日平均給水量6,827立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出の収益は、4億2,007万9,000円を予定し、このうち主なものは、給水収益の3億6,746万円であり、収入全体に占める割合は87.5%となります。

また、費用は3億9,884万7,000円を予定し、このうち主なものは、職員給与費6,149万1,000円、委託料3,625万9,000円、動力費3,158万4,000円、減価償却費1億5,984万円、企業債利息3,650万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出の収入は、1,257万6,000円を予定し、このうち主なものは一般会計負担金1,257万4,000円を予定しております。

一方、支出の総額は2億459万2,000円を予定し、主なものとしましては、施設費1億660万2,000円、企業債元金9,448万5,000円を予定しております。

施設費においては、水源電気設備の実施設計委託、石綿管等の老朽管布設がえに伴う耐震化工事及び未配管路線の配水管布設工事を予定しております。

なお、第4条予算の収支不足額1億9,201万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

次に、議案第33号「第五次三股町総合計画後期基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、第5次三股町総合計画の前期5年間で今年度で終了することから、平成28年度から平成32年度を計画期間とした後期基本計画を策定したもので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「三股町環境基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町環境基本条例に基づき、平成28年度から平成37年度を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅建てかえ計画に伴う廃止や、一部林道へ移管するため起点・終点の変更により廃止を行うものであります。

次に、議案第36号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅や林道への一部移管に伴い、起点・終点の変更したものを町道へ再認定を行うものであります。

次に、議案第37号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅デイ・サービスセンターの指定管理者の指定期間が今年度をもって満了す

ることになります。介護保険制度改正に伴う総合事業の展開を行う上で、社会福祉協議会との今後の協議等が必要となりますので、公募しないで現在の指定管理者であります社会福祉協議会をさらに1年間指定しようとするものであります。

次に、諮問第1号の「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にある山之内絹代氏の任期が平成28年6月30日付で満了となっております。

氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして、種々人選の結果、桑畑実余子氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、37議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第1号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第2号「三股町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の報告について」の報告2件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」補足説明をいたします。

先ほど町長の提案理由にもございましたけれども、現在の人権擁護委員の1人が今期6月の満了をもって退任されることになり、その後任につきまして桑畑実余子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

桑畑氏につきましては、下新在住で、平成5年から都城市にあります柳田病院でケアマネジャーとして勤務され、現在は障害者支援施設乙房苑で管理栄養士及び支援員として勤務されておるところでございます。

これまで多くの高齢者や障害のある方とかかわりを持ってこられており、人権に関しましてもよく理解者、相談者であることから、委員として推薦するものでございます。

なお、委員の任期につきましては3年間となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかに補足説明はございませんか。ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時56分休憩

〔全員協議会〕

午前11時59分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
○議長（福永 廣文君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時59分散会

平成28年 第1回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第2日）

平成28年3月3日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成28年3月3日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第1号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第1号の質疑・討論・採決

出席議員（11名）

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員（1名）

12 番 桑畑 浩三君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	大脇 哲朗君
企画政策課長	-----	鍋倉 祐三君	税務財政課長	-----	上村 陽一君
町民保健課長	-----	内村 陽一郎君	福祉課長	-----	岩松 健一君
産業振興課長	-----	丸山 浩一郎君	都市整備課長	-----	兒玉 秀二君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	永吉 雅彦君
会計課長	-----	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。桑畑君から欠席の通知が来ておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、諮問第1号を除く全ての案件に対する質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に3つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、まず、議案第1号から第16号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、議案第1号から16号までの条例改正等に対する総括質疑を終結いたします。

次に、議案第17号から32号までの予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、議案第17号から32号までの予算に対する総括質疑を終結いたします。

次に、議案第33号から第37号までの総合計画等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、議案第33号から第37号までの総合計画等に対する総括質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3. 諮問第1号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とし、質疑、討論、採決を行います。

質疑の回数は、1つの議題で5回までといたします。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 諮問第1号についてお聞きをいたします。

この人の職歴を見ると、今、現職というふうになっているようですけども、人権擁護委員と現職という考え方をひとつ説明してほしいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 人権擁護委員として活動されるのが、大体、年に8日程度でございます。4日間は法務局で行われる人権相談、そして町内で行われるのが、今、駅舎のほうでやっておりますけれども、これが4日間ということで、大体年間8日程度、相談日を設けております。この中で、もちろん都合のある場合はかわっていただく、欠席というのは認められております。

それから、今、社会福祉法人奨励会の乙房苑のほうの事務局長さんとお会いいたしました。事務局長さんのほうから、職員をどんどん出していきたいということで、こういう相談業務があるときには、園としては活動ということで送り出していきますと、協力いたしますというお言葉を

いただいておりますので、出やすい環境にあるのかなということで、今回推薦ということでお願いしたいということになりました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時05分休憩

〔全員協議会〕

午前10時06分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時06分散会

平成28年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成28年3月14日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成28年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12 番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村 陽一君

町民保健課長	内村 陽一郎君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山 浩一郎君	産業振興課長補佐	木下 勝広君
都市整備課長	兒玉 秀二君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	永吉 雅彦君	会計課長	財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。開会前でございますが、桑畑君から欠席の届け出が出されておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、通告いたしておきました3件の件について、町執行部の考え方を聞きたいと思います。

まず1番目に、役場の仕事量と正規職員数について、通告をいたしておきました。地域住民にとっては、メリットがあった、こういうことがよかったというふうに言われておりますけれども、その陰では、それを支えている役場の職員が、相当の犠牲の上に成り立っているのではないのかなというふうに思っております。

役場はもともと、皆様ご存じのように、揺りかごから墓場までと言われるように、町民の生きていくのに全てかかわっていくという仕事でございます。隣の机の人は全然違う仕事をしている、役場の中で相談できるのは前任者ぐらいしかいないという状態がありますし、また、今の国の制度は日々変化をし、日々複雑になっています。そういうところで、職員というのは日常の業務に忙殺されて、本来三股町の町民がどうあるべきか、どうしなければいけないかという余裕を持ったことができにくくなっているというふうに推察をいたします。

そこで、町長にお伺いをいたします。1番目の、合併しなかったことによる悪かった点についてということで、よかった点、悪かった点ですが、余り片仮名が好きではないので、あえてこう書いておきました。片仮名で言うとメリット・デメリットというんだらうと思います。明快な答弁をお願いして、壇上からの質問を終わり、後は質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいまの指宿議員のほうから、役場の仕事量と正規職員数についての①合併しなかったことによるよかった点と悪かった点についてのご質問がございました。総括的にお話をさしていただきたいと思います。

多くの合併市町村が、平成の合併10周年の節目を迎えたことを契機に、市町村合併について検証を行いながら、新しいまちづくりに取り組んでおられることと思います。

本町におきましては、平成16年に自主自立を宣言いたしまして、単独町として行財政改革を推進しながら、住民サービスの向上に取り組んできたところであります。このことが、子育てしやすい町、住みやすい町に結びつき、人口増につながっていると考えております。

合併、非合併の検証については、本町としては実施はしておりませんが、合併した旧町村の現状を見ますと、本町の自主自立のまちづくりは、大半の町民にとってよかったのではないかというふうに考えております。

合併しなかったことで、独自の特徴あるまちづくりに取り組んでいるところでございますが、具体例を申し上げますと、人口増施策として眺霧台の分譲、過疎対策奨励金の継続、子育て支援策として医療費の無料化拡大、保育園、中学校校舎、小学校体育館の改築や耐震化への早期対応、そのほかにも駅周辺の整備や弓道場の整備もできましたし、町営住宅の計画的な整理統合にも着手できたところでございます。

また、町独自のイベントとしまして、まちドラ、よかもんフェア、教育フェスティバル、霧島パノラマまらそん、そして町民主役の文化の祭典など、町独自の取り組みができることは町民の誇りであり、満足度の向上につながっているのではないかと考えています。

なお、合併しました新都市とは、盆地は一つの観点に立ち、連携し共存していくつもりで各種事業に取り組んでいるところでございます。このような観点から、デメリットは思いつかないところでございます。

ご質問の職員の評価等につきましては、総務課長のほうで回答させます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 合併しなかったことによる職員の評価ということでございますけれども、個人の受けとめ方も異なり、また、さまざまなご意見もあると思いますが、合併した市町村も合併しなかった市町村も合理化や組織機構、事務事業の見直しに取り組み、職員数が減少傾向にある反面、業務量は権限移譲や行政需要の変化により、年々ふえている状況であることは認識しております。

ちなみに、隣の合併した新都市でも、平成17年度の職員数が1,744名いらっしゃった

んですけども、平成27年度の職員数は1,424人ということで、合併後320名の削減を行っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 隣の都城市は、正規職員を、合併したからっていつて解雇するということはできないわけで、合併したことによって、例えば教育委員会要りませんし、例えば総務課要らんし、それから会計も財政も全て1つのところへ集約するわけですから、職員が減っていくちゅうのは、これ当たり前ちゅうようなことなんですが。私が申し上げてるのは、今、個人個人で仕事をされてますけれども、役場の職員に採用されるときには、合併しなかったことのほうが、役場で何人というわけですから、若干でしょうけど広き門になっていることは、これ事実だというふうに思います。

しかし、役場の職員に、いざ、なってしまった後、ほかの旧山之口、高城、4つありますが、この人たちは、なら何を話してるのかということですよ、役場の職員個人ていう意味でいうと。要するに仕事量は、要するに仕事の幅ですね、量是一緒でしょう。幅は狭くなったんですよ。1つの仕事で、1人ですするというのは皆無ですよ。今、三股町の役場の職員1人が、向こうの1つの課とか係とか、それはもういっぱいあります。そういうことからいうと、職員というところにいっぱい負担が来てるんだらうというふうに思います。

この前、都城警察署が書類を押さえたという、うわさですけども聞きました。その書類等々を提出する、それから引き取る、それは全て職員がやる。まだやってないんですか、もうやったんですか。

それと福祉の業務でいきますね。福祉の業務は、昔は今の戸籍のところの横でやってました。何人だったでしょうかね、4人ぐらいですか。それが今では20人かな、そんな感じでいらっしやいました。人数的にいうと、どっかからしわ寄せが来て、そのセクションの福祉の業務が複雑多岐にわたっているから複雑で新規を入れれば増えるということなので、どっかから少しずつ連れて来ないかんということになりますね。

そういう流れで、今2点、答えを。総務課長でいいです、お答えください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 後のほうに質問が出てきてるんですけど、これもあわせてということよろしいでしょうか。

4番手のほうに、今後の正規職員数の管理をどう考えてるかということで……（「2番のところで言ったつもりやけど」と呼ぶ者あり）国、県などの権限移譲や住民ニーズの多様化に伴いまして、先ほどから言っておりますとおり、年々業務量はふえております。あわせて煩雑化してお

る状況でございます。新たな行政需要への対応や必要な行政サービスを提供し続けるには、効率的かつ効果的な人員配置が必要でございまして、毎年政策課題や法改正に伴う業務の増減等を見定めながら、適正な人員を配置しているところでございます。

その中で、先ほど言われたように、どっかの課がふえていくと、どっかの課にしわ寄せが来ると。これはもう、そのときどきの業務の内容を、ヒアリング等を交えまして職員の調整を行っているところでございまして、しわ寄せという形ではなくて、その年度、そのときの業務量に合わせた形で人員配置をしているというものでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） ニュアンスがちょっと違う、私は２番のつもりで今言ったんですが。

例えば、数でいきます。定数条例でいくと、議会から、最後は教育委員会まで、ずっと載っています。公営企業は９名となっておりますので、それをのくと１６６名くらいになるわけですかね。議会事務局、町長を除く、それから選管、監査委員会とか全部足していくとそれくらいになるんだろうと、教育委員会の３３人まで足してですが。この定足数、この数について、町長は今の人数の把握も踏まえた上で、気持ちを教えてほしいと思います。これ、２番の問題ですね。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは、今言われた職員定数条例でございますけれども、定数条例で、合わせますと２０５名という形になっております。現在の職員数が１７５名ですので、２０５名には満たされていないところでございますけれども、あくまでもこの定数条例は職員の制限をかけている条例でございまして、定数に達していなくても差し支えないという解釈のもと、条例を定めております。

今言われたところの正規職員数の減に問題点はなかったかというところの２番のほうの回答も一緒にさせていただきますけれども、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、効率的な行財政システムを構築するため、平成１６年度を行財政改革元年と位置づけて、事務事業の見直しを初め組織機構の見直し等に取り組んできたところでございます。

あわせて、市町村の職員数を８．６％削減することを目標とする地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる集中改革プランに取り組んだことから、本町の職員数は、平成１７年度の町立病院を含む２０３名から、平成２２年度には町立病院を民間譲渡することにより２８人、１３．８％削減し、１７５人となったところでございます。

職員数につきましては、先ほども言いましたけれども、その年の事務事業の遂行状況、退職者の状況、財政状況及び類団の状況等を踏まえて計画的に実施しているところでございまして、新年度も、２８年度も若干ではありますが職員数をふやしていくという計画でございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 2つ通して言うと、多分、職員の犠牲の上に成り立ってるんじゃないかなというふうに思います。

1点目の問題の中で、職員がいろいろな情報の開示ですね、この前言ったのは警察ですか、それについては多分職員が——私の記憶が定かであれば——差し押さえには警察は来るけれども、引き取りには職員が行かないかんというふうに記憶してるんですけども、警察は持ってきてくれないというふうに思ってるんですが。そういう新たな仕事があったときに、これは職員の異動が、日々かわるのはわかります。だけど、福祉の増というのは、年々変わるものではなくて、極小化することはなくて肥大化をすることはいっぱいあるというふうに思うんですが、再度、今の現状と、次に3番目の問題に入ります。

イベント数が、もちろん町の活性化という形でイベントをやられます。ボランティアを募られます。この前のハーフマラソンも警察が来てましたけれども、パト、白バイ等々ですね。多分あの人たちはボランティアじゃないんだろうなと思います。警察の人はボランティアでは来なかったんだろうと、仕事の一環として見たんだろうと思います。

警察の人に、たまに話を聞くと、要するに緊急で呼んだり、全てが職務と指定されているので、残業という考え方で警察はなってるんだそうですね。そういうことからいうと、あの日は休日でしたので、そういう行政の中、警察機構の中で、あのハーフマラソンもされたんだろうと思いますが、役場の職員がいっぱい出ていらっしゃいました。大変頭の下がる思いをして、当日は雪も降ったんですけども、当日と限らずその前日から、もしくは何カ月も前から、これに携わっていらっしゃったというふうに思います。

今度は数ですね。町長の胸の中には、このイベントというのを、いろいろ今まで集約されたこともあるんですが、今のイベントの数がいいと思ってらっしゃるのか多いと思ってらっしゃるのか、職員が出ていくという考え方からいうと、今の気持ちを少し聞きたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、福祉関係の仕事についてのご質問がございましたので、そちらについてちょっと回答させていただきたいと思います。

福祉の仕事、本当、赤ちゃんから、そしてまた高齢者までということにして、非常に幅が広いわけなんですけども、町としましては、役場が全てすべき仕事ではなくて、やはり社会福祉協議会等、各民間の団体との連携というのが非常に重要であろうかというふうに考えてまして、例えば障害者関係につきましては障害者の窓口を一本化しようということで、社会福祉協議会のほうに障害者基幹支援センターということを設けまして、そちらのほうの充実、支援体制の拡充とい

うことを今取り組んでいます。

また、高齢者の居場所づくりということでサロン活動ですけれども、そちらのほうも社協のほうで、これからコーディネーターを雇って、そして窓口を一本化ということで、役場と、要するに外郭の団体との連携を深めながら福祉の充実を図っていくということで、やはり職員の定数を含めて、そしてまた職員の雇用関係につきましては、ある程度、一定の、やはり厳しい環境がございますので、そういうところとの連携を深めながら、町民のこの福祉の充実に努めたいというふうに考えています。

それから、このイベント数ですけれども、これはイベントといいますのは、いろんなイベントがあるわけなんですけれども、そういう中で、私が町長になりまして、今回、このハーフマラソンを含めたところのパノラマまらそんというのをさせていただきました。私も以前から、いろんなイベントにかかわっていますけれども、イベントがどの程度で、この町内の活性化につながっていくのか、そのあたりと職員とのかかわりということでいろいろと気遣いといいますか、そういう感情はあるわけなんですけれども、気持ちはあります。そういう中で、今回初めてこういう大きなイベントをさせていただきました。

それ以外については、言いまして、朝市とか焼肉カーニバルとか南九州駅伝競走大会とか、いろんなのがございます。民間が中心になりながら、要するにそういう私的な団体でやっていますので、そういう意味合いでは協働の意味合いに立ちながら、やはり役場と、それと事業者、あるいは民主団体だったり、そういうところから連携してやっていくと、こういうのは非常に重要ではなかろうかというふうに考えています。

イベントと職員とのかかわり方ということで、総務課長のほうについて、このことの考え方にについて回答させます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今、町長の答弁にもございましたけれども、本町のイベントにつきましては、モノづくりフェア、ふるさとまつりや成人式、みまたん霧島パノラマまらそん、文化の祭典などのように実行委員会を立ち上げて開催するもの、春の花まつりやよかもんツアー等のように観光協会などの公共的団体が主催するものなど、主催者や内容、興が異なるイベントが1年を通して開催されております。

このようなイベントには事務局の立場や運営スタッフとして、常に職員がかかわりを持っているところでございますけれども、前回の霧島パノラマまらそんのように、ボランティアの方々に支えられたイベントに、今後していければいいなというふうに考えております。

前回、このマラソンでボランティアとして、一般の方が380名、職員のほうが75名というボランティアとして大会を盛り上げていたところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 要するに、イベントをするというのは、それなりに人が集まるわけで、それなりに町のためになるのかもしれませんが。ほかの大きな自治体であれば、それは十分考えられます。だけど、三股町の場合は、三股町に宿泊施設もないし、それからいろんなイベントをするにもそれもない。ということであれば——やろうということに異論があるわけではないんですよ——数的な問題を町長はどういうふうに考えて、まだ、ほかの民主団体等々が声を上げれば、それもイベントに入れようかなというふうに思っておられるのか、全体総数はこれぐらいだなあと。であれば、ほかのものを入れるときには何かを見直す、もしくは何かと抱きかかえるというような形で、数そのものについての考え方を町長に問おうというふうに思って、これが設定されているんですけど、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町としましては、先ほど総務課長が個別回答しましたように、春のイベント、これは観光協会で花まつりという形でやっています。そしてまた５月には、まちドラという形で教育委員会のほうで主催されています。６月にはモノづくりフェアという形でして、そしてまた７月８月になりますと各地域で六月灯等とか夏祭り等、９月になりますと、先ほど言いましたように中学校駅伝競走大会、１０月は教育フェスティバル、１１月はふるさとまつりというような形、そして１月に今回実施しましたパノラマまらそん。それ以外にも、９月に商工会青年部がやっている焼肉カーニバル等ございます。それからまた１２月には三股町役場の職員有志がやってるキャンドルナイトと。

それぞれがいろいろ、それぞれ町を盛り上げようと一生懸命されてますので、そしてまた地域会、日曜日には朝市とかいう形、これも役場がやるわけではなくて、要するによかもん協同組合の元気会というのを朝市に１回ですかね、そちらのほうを使って。そういう意味合いでは、統合できるものは統合して、一緒になって盛り上げるというのも非常に重要だろうと思います。

そういう観点に立ちながら、三股をアピールするにはどういうふうな方式がいいのか、そのあたりは今後とも、検討さしていただいて、いろんな団体と連携をとりながら、町を盛り上げていきたいというふうに思います。

言われるように、職員に余り負担がこないように、しかし、職員自体も楽しみながらやっていくというような形のイベントづくりといたしますか、そういうものにしていきたいなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 数をふやしてということになると、やっぱりそれなりに職員に無理

が来る。要するに、普通に実行委員会を組んでますよといっても、実行委員会が全て民間というわけではなくて、その内部を見てみると、ほぼ役場の職員が本当の汗をかいているちゅうたほうがいいですかね。主催者で挨拶をされるけれども、そこまでに成り立つまでには、ほぼ職員の人たちが汗をかいて物事ができ上がっているということだけは押さえておいてほしいなというふうに思ってます。

こういうものの観点から、職員と町長が同じ方向を向いて同じように進んでいくというのは、これ、大変いいことなわけで、それがどうだって話し合いしてるんじゃないんですが、余りにも行事というのは、やっぱり考えにやいかんのかなというふうに思っています。

その次に、最後に入りますが、職員の管理の話ですけれども、やっぱり私、見てみると、その人数ができればいいやというふうに思っていらっしゃる節もあるかもしれませんが、何でもそうですけれども、いっぱいいっぱい走らせて、どこまで走るかやってみるのかというのは、もし心が折れたり、もしくは身体的に折れてくると、ほかの人もいっぱいいっぱいなわけで、そうなる職員が心の病ていうんですかね、そういうことで職場をやむなく離脱せざるを得ない。こういう人たちを見ていくと、職員管理をする中で、今の職員には相当無理かけてるのは、やっぱり今後とも事業もしくはいろんな業務、今から国が金がないちゅうたら物事は全て煩雑になっていきますので、そうすると、それを支えるのは末端の役場職員ということになるんだろうと思います。

町長にそこら辺の、こういうことを踏まえた上で、今後の正規職員の管理を、まず今の職員は少ない人数で一生懸命頑張っているとは思ってるんですが、そういうことを踏まえた上で、何か話があればお聞かせ願いたい。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま地方創生というふうに言われてます。地方創生のエンジン役といいますか、もちろん住民が主役でございますけれども、そちらのほうの基本的な立案、そしてまた企画していくのは職員でございますので、そういう視点に立ちながら、やはり職員をエンジン役として今後とも頑張っていただくためには、この職員の充実といいますか、そこは非常に重要だというふうに考えています。

そういう意味合いから、退職者の補充、もう、これは確実にやっていきたいなというふうに考えてます。そしてまた、行政サービスや職員負担への影響についても十分配慮しながら、事務事業の見直し、そして機構改革も視野に入れながら、職員の適正配置に努めていきたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、1件目、これ位にしまして、2件目に入らさせていただきます。

これを通告するに当たって、ちょっとだけ見てみました。やまびこ会調査特別委員会のファイルがこんぐらいになってました。

やまびこ会の最終報告を出さしてもらって、この前3月議会で、最終的にこういう方向で進みたいというのがありました。その中で、町長がどこまでしゃべれるのかわかりませんが、12月の18日に全員協議会がありました。12月の18日です。そのときの——このときは中間報告でした——見てみました。最終報告と中間報告の相違について、これは町長がかんでなければ福祉課長でも副町長でもいいんですが、どこが変わったのか教えてほしいと。中間報告と最終報告、この前3月議会、12月議会ですね。これ、どういうふうを考えておられるのか、まず変わった点を聞いて、その次に、町長にどう思われるのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 私のほうからお答えをいたします。

変わった点は、今までのやまびこ会の理事、監事の選任規程でございますけども、推薦委員会があったわけですが、今までは理事長、および理事長が指名する理事2名以内の人間をもって構成するというふうになっておりました。で、これだと理事長の意向でどのような人でも人選できる規程になっておりましたので、今度また評議員会を設置するということになりましたので、理事及び監事は評議員会で選任しようということにしました。

その推薦委員会は、評議員、最初は——ここが変わったんですけども——評議員4名としておりました。その委員長を役場の福祉課長か総務課長がしまして、そこで推薦委員会を開いて推薦したい方々を理事会に挙げて同意をいただくという、そういう形をしていたんですけども、評議員会のほうに県のほうの指導もございまして、利用者代表を1名入れなさいということがありましたもんですから、利用者代表を1名入れるために内部の委員さん方のところを、総数で15名というのは変えない方向でしたので、そこ辺を民生委員の方々を1人少なくいたしまして、そして福祉の知識のある方々を3名だったのを、議会議員さんにも入っていただくということで4名にしました。そういう形でしたので、そしてこの推薦委員会の推薦委員をそれぞれのところから1名ずつお願いしようということで、最初は4つの民生委員さん、公民館長の方々、福祉に知識のある方々、役場関係の4つだったんですけども、ここを利用者代表も入れましたので5名にしたということで、そこを変えております。4名が5名になったというところを変えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 後で町長に聞くとして、一般質問の中で、この最終報告書の中で後ろのほうに規程が大分あるんですが、この規程を変更するときに、役場の常識から言ったら、

条例は議会を通らないかんですね。内部規程ですから、内部規程はどこで変更がきくんですか、
教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） やまびこ会の理事に初めてなりましたのであれなんですけども、全て、規程を変えられるときには理事会を通されます。今後、評議員会もできましたので、評議員会も通されるということにされているようでした。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） お伺いします。それはどこに載ってるんですか、やまびこ会のこの定款のところになると評議員会の位置づけと変更。例えば、これを見直して、評議員会は別な人たちを選ぼうとしたとき、この見直しですよ、言われた、この４ページに載っているやまびこ会の評議員選任規程でしょ、これを５名というのはどこにあったのかわかりませんが、ここに載っている、４ページに載っている選任規程を変えたい。理事会で話をしたら、ぼんて変わるんじゃないですか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 昨年の１２月１８日に中間報告を出させていただきまして、また、その中間報告に対するご意見をということで、１月２９日に特別に議会全員協議会を開催していただきました。それを受けて、２月の１７日に臨時理事会をしております。そして３月２日に、また定例理事会と評議員会をしております。この２月１７日と３月２日で規程を変更いたしております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 私がお聞きするのは、以後ですよ。これが発車しますね。したんですか。以後、この規程を見直すんだといったときには、この定款の中には決めるしか載ってないごつあるけども、そしたら理事会でぼんぼん変わるんじゃないですか。お聞きします。何でこの中に、本則に入れられなかったのか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 選任規程を本則に入れなかったかということですかね。

○議員（８番 指宿 秋廣君） そうですね。

○福祉課長（岩松 健一君） 今までも選任規程は別につくってありましたので、そういう形で持ってきたんですけども、選任規程を改正するというときには、やっぱり理事会で協議します、そして評議員会にも諮りますということで上がりますので、全ての規程と定款もですけども、細則もですけども、そういうふうにやっておりますので、本則には入れようという、まず考えが、皆さん、なかったです。そういうことです。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8 番 指宿 秋廣君） ここは、この本則のところ、ちょろっと見ると、これは2ページになるんですかね、評議員会は評議員総数の過半数がなければ出席できない。当たり前でしょうけど。それから、要するにこれの評議員会にも議長が来ますよと。例えば、評議員、その3分の1以上の、要するにあったら開かないかんですよということがあるんですけれども。実質問題として、これ、つまらんよなど。理事長が考えて、理事の4人ですね、後から触れますけど、その人がそうだなっつたら、評議員会に諮らずに変えることができるんじゃないんですかというふうに聞いているんですよ。

○議長（福永 燦文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 理事会は理事会で議決とりますし、評議員会も評議員会で通りますので、理事会だけで決がとられるということはないというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8 番 指宿 秋廣君） それはしよせん、「思っております」であって、文字づらにはないんです。要するに今回の問題は、記録にありますかと、どこに書いてありますかと、これから物事が始まったんですよ。要するに今の理事の人たちも10年後も理事だという保証がありますか。評議員の人たちも、10年後に評議員だという保証がありますか。だから、どうやって決めたかという、どうやって決めるんだということを、こういう事件があったればこそ、微に入り細に入り、ぴしゃっと、要するに評議員の選任規程は、理事の議決を経て、評議員会で議決するものとするという1項を入れるとかあったんだと思うんですよ。

要するに、今回、もう物すごくみんながうれしくてワイワイしゃんしゃんでやったものじゃないんですよ。まず、ここからだと思うんですよ。今までは、もちろん社会福祉協議会、社会福祉法の中には、理事の倍は評議員を置かなければならないとこうなってる。だから、7名やから15名で満足してます。それはそれですよ。そのための選任をどうするんだというところまで踏み込まないと、また同じような事件が起きたときに、誰か泥をかぶってやるちゅうたときは無理でしょうと言ってるんですよ。何でそういうことに踏み込まれなかったのか。要するに、これは大きな問題が絡んでるんですよ。だから、最終報告をどう考えているのか。町長に、私が前任のときの議会の12月議会で最終報告書を読まさせていただきました。議事録にもぴしゃっと載っているように読みました。それを聞かれて、町長がどう思われたのか。要するに、感覚だけで結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やまびこ会の最終報告についてでございますけれども、これについては12月議会でお話ございました、中間報告につきまして。そしてまた、これについて、当時、

理事だった副町長と現理事である福祉課長のほうに、十分検討するように以前からお話はしていたところでございます。

そういう報告を受けながら、今回も種々協議を重ねられて、今お話があるように、やはりこの評議員会と、そしてまた理事会、この牽制機能が十分働くように、そしてまた、その選任については、十分適正なといえますか、という人が配置されるような観点から検討してほしいというふうにお話をしたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 議会が百条までつくって提言までしたわけですから、要するに百条の趣旨には違うとマスコミから言われながらも必死に耐え進んできて、今回、そのときの報告があったわけですし、その内部を町長は推進的に捉えちよるちゅうことですから、２番のところに入っていきます。

この②で言っているのは、最終報告の中で私がしゃべった中でいうと、１０の提言に触れる前に、私はやまびこ会の問題が今回大きくなった中で２３０万３,０００円ぐらいですか、この件について刑事告訴すべきだというふうに踏み込んで発言をさしてもらいました。それは町長も議事録読まれたと思うので、確認をされてるんだろうというふうに思います。

ただ、この点については、やまびこ会がというふうにしておりますので、町がということにはないんですが、この案件について、１０の提言ですね、②のところで、１０の提言以外の部分をどう処理をしようと、特に業務上横領で告訴して刑事責任を問うべきというふうに触れております。で、現在の進捗について、この前、全員協議会でありました。再度、ここに限って結構です。で、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この件は大変重要な事案でございますので、福祉課長のほうから、町、やまびこ会、それぞれの立場で、そして弁護士の見解等も聞いてますので、回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

②の１０の提言以外の部分をどう処理しようとしているのか。特に業務上横領で告訴して刑事責任を問うべきの部分の考えを伺うについてであります。昨年７月にやまびこ会から代理人弁護士に、業務上横領の件を質問されていますが、その回答は次のとおりと聞いております。

今回のケースは民事訴訟での損害賠償であり、前理事長の債務不履行に対して行うものであります。したがって、前理事長が業務に就任することは理事会で承認されており、業務を怠ったこと、または業務の不適切に対して行う損害賠償であり、前理事長が直接金品を横領したものではなく、刑事訴訟としての業務横領罪は適用されないとの弁護士の見解であります。

また、民事訴訟と刑事訴訟の同時進行は、警察での取り扱いが大変難しいとの回答でした。

また、やまびこ会が前理事長に対する不適切な事務処理等による費用等の返還請求事案については、昨年の9月1日には、双方代理人弁護士から返還には応じられないとの連絡がありました。その後、双方の弁護士による協議が行われましたが、交渉は決裂となりました。そこで、民事事件で提訴を検討していたところ、警察では別件でやまびこ会を捜査されていたので、弁護士から、もう少し様子を見ましようとのアドバイスを受けているところでございます。

また、やまびこ会は、本部会計、清流園会計、各保育園会計——5つございますが——の7つの会計で運営されています。前理事長の給料等は本部会計から支出されていまして、その財源は各会計からの繰入金となっております。したがって、本部会計は各園からの繰出金により運営されており、各園に対し、国、県、町及び保護者が負担している運営補助や保育料で賄われる保育所等の運営には何ら支障は来しておらず、不適切事務処理問題はやまびこ会内部の問題でありますので、町として訴えを起こすことはできないとの弁護士の見解でございました。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 園児には何ら支障はない、そうですね。あのお金そのものは、本来、老人ホームの施設に入っていらっしゃる方々、もしくは保育園でいうと保育園の園児に対する、もしくは園児を面倒見ている保育士さんたちの処遇改善等々に使うものなので、職場に何ら支障がないちゅうことは、こんだけ少なくともいいちゅうことになるんですよ、国から金が来るのは。こんだけ要らないちゅうことになるんじゃないですか。そうじゃなくて、支障があるというふうに思うんですけれども。

もう一点お伺いします。今回、刑事事件にはせんで言われました。なら、一つだけ聞いてみますよ。ソファ代金、これ本人が非を認めて返還してますね。非を認めて返還したということは、横領したのとどういうふうに違うんですか。どう違うんですか。要するに横領したのと変わらんとやないですか。要するにソファを買ったことを、非を認めて金を返したちゅうわけだから、ほんなら、それは間違ってたよということですよ。そしたら、お金をとったのとどこが違うんですか、ちょっと教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） ソファの件は、ソファを前理事長が、あの人は決済とかとらずにされておりましたんで、買ってきて、持って来られたんだそうですね、理事長室に。そしたら、それを、じゃあお金を払いましょうということで、消耗品か何かで出された、お金を払われたんですよ。自分が立てかえて出しちゃったから、消耗品関係で出したと。そしたら、今度は県の監査が入りまして、それは固定資産だと、15万ぐらいのだったから、固定資産にかえなさいとい

うようなことが指導があつて、そういうごたごたがあつたから、今度は前理事長がソファを持って帰ります、その代金はまたお戻ししますということになったんです。そういうことです。

○議員（８番 指宿 秋廣君） おもしろいですね。決済もなしに買ってきて、これ落とせちゅうたいうことですね。そうしたら横領じゃないですか。刑事事件にそぐわんと、どの弁護士が言われたのかわからんけれども。本来、冒頭の職員の問題でも言いましたけども、役場の仕事は揺りかごから墓場まで、その揺りかごの部分ですね。で、本来、三股町が監査できないのは、何で監査できないのかちゅうたら、本来、三股町が経営せんないかんわけですよ、保育所ですよ、だから。保育園じゃないんですよ。で、その問題を自分たちの当事者が自分たちで監査できないから、県が監査するんでしょ。理由、当然ですね。そういうことからいって、三股町が及び腰でどうするんですか。例えば、金額、関係ないでしょ。昔は役場の職員で十何万で退職した人もいますよ。ソファ代金１５万４,８００円ですよ。これ、間違いないですね。何でそうなるのかです。

今度は視点を変えて、ちょっと……。こういう問題が起きたら、本来、三股町が経営せんないかんの、形を変えた委託で、社会福祉法人がやっていますよ。準公務員ですよ。要するに三股町に住んでいらっしゃる、もしくは日本の国に新たに生をうけて、学校に行く前の、わずかとはいえ６年間ですよ、人生にとっちゃ、そのものじゃ。それを行うのが町の責任であつたはずですよ。そういう人たちに本来返さんないかん、面倒見らないかんことを、何で三股町にはないからだめだというふうになるのか。これ、形変えて、やまびこ会が理事会も通さずにやったんだから、町が刑事告訴するちゅう手あるんですか、聞いてみます。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先ほどの横領の件ですけども、横領だったらというのであれば、前理事長がソファを買って、自分の家にそれを持っていかれまして、やまびこ会のお金で買った品を自分のうちに据えたということで横領になるんだろーと思いますけども、理事長室に置くために、ちょっと決済を自分でされまして買われたということですので、横領にはならないんじゃないかなというふうには思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） そんなら、何してもよかつたちゅうことですかね。例えば車を買ってきて、これ落とせよ、後から決済よ、ここに置きちよくから、通勤にも使うけど。民間の会社ありますね、自分の通勤帰りに会社の車に乗って帰る。同じじゃないですか。だから、本来、役場がせないかんという身を正したことで役場がこれに当たっておれば、こういう大きい問題にならなかったやろーし、このお金が問題にならなかったんだろーと思うんですよ。

弁護士と契約したときだってそうですよ。やまびこ会に対する一大攻撃だ、こう捉えるというふうに書いているじゃないですか、この弁護士との契約だって。ということは、それを認識した

ということなんです。ですね。要するに、何も問題はないちゅうなら積極的に情報開示したはずですよ。この議事録もやまびこ会から来んから、県に情報開示してとったんですよ、これは。中、大変なことがいっぱい書いてあるじゃないですか。だから、これは県からもらったやつやから、別にそれは関係ないと思いますけど、しゃべってもいいのかもしれませんが。町としては、これは刑事事件になるの。強い決意があれば、もっと別な答えが出てくるんだと思うんですけども、もう一回お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 訴えの提起、これは議会議決が必要ですので、非常にこれは、やはり相手方のプライバシーによって、相手の人格権もございますんで、やはり一応はそれなりの証拠を含めて、町がやるべきかどうかというのを検討しなければなりません。そういう意味合いでは、常に弁護士と相談しながら、町村会との契約弁護士でございますんで、そちらのほうのお話を聞きながら、町としては、どうあるべきかということを、今回も、いろいろと検討さしていただきまして、先ほど福祉課長の言いましたように、町としてはやまびこ会の問題であり、やまびこ会自体の民事事件として取り扱うべきというふうな見解でございましたので、そのような対応をさせていただいているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 腑に落ちないちゅうたら腑に落ちないんですけども。

最終報告でも、ちょっとこのくだりだけは触れておきましたので、こういう事件が二度と再びって入れたつもりです。二度と再びちゅう、文言上おかしい。だけど、それぐらいかたい決意の中で最終報告をしたつもりです。二度と再び、こういうことを起こしたらいかん。で、ちまたに行くと、あれは指宿が後を狙ってるんだの、いや副町長が後を狙ってるんだの、そんな話が聞こえるわけですよ。そうじゃない、我々は三股町として大切な子供さんを預かってる中で、いかに子供さんに国から来る措置費——子供措置費というんですかね——が、きれいに還付できて、よりよい保育園生活ができるようにという観点からしか申し上げておりませんので、この辺は、風評のところはさておき、やっぱりもう一回考えてほしいというふうに思っています。

今度は3番の問題に行きます。このお金については、2番のところでいうと230万3,000円については、是が非でも、やっぱり僕自身は、お金じゃないんですよ、こういう人たちが出てこないためにどうするかちゅうことを考えてるんで、お願いします。

3番の問題に行きます。その延長線上に10の提言がありました。この10の提言は全戸配布しましたし、議員の皆さんには、私がポケットマネーで増刷したのをお配りをいたしております。もちろん、町からのものでは一切ありませんので、念のために言っておきます。印刷所に行って増刷してもらった、金払ったちゅうんですから。

10の提言の理事の数について、この前の全協のときにも申し上げました。7名の理事だからこそ大きな問題があったんでしょう、だから10の提言の中の一番上に書いてあるでしょう、それぐらい大変な問題だったんですよということで、この人数が例えば10名になれば、もしくは9名ぐらいになれば、その分だけ理事の運営は大変かもしれんけれども、それだけ公平性が増すということだというふうに理解をしているんですよ。そのことによって、評議員はその倍ですから、これはもう法律に決まってるわけやから、9人にすりゃ18名にせないかんという、これも決まり事ですけれども。なぜ7名に固執されたのか。何でもこういう問題の中で、4人で結託をすれば世の中が全部動いてしまうことになる。1回提言を受けて、評議員も、それから理事もふやして、そして、ああうまくいった、それから先に改めて見直すちゅうことだってできたはずなんですよ。要するに、これを提言をした10名程度っていうところから、なぜ一歩踏み出そうとされなかったのか。

今回、新しく理事さんも、もしくは監査委員さんにも新たになられていらっしゃる方がいます。この監査委員の人は立派な人で、理事をしたって十分できるような人が監査をされてます。そんなに世の中に、三股町の中に、いっぱいいらっしゃるんですよ。例えば、県の職員であって三股に住んでるとか、もしくは三股に住んでないけど、あの人がいいとか、そういう識見豊かな人を新たに入れれば、こういう問題にはならなかったというふうに思うし、これからはならんというふうに思うんですが、なぜ7名に固執されたのか。要するに、いや評議委員会でチェックするようにしましたから、いいです。三股町の役場の職員のOBを入れるからいいです。それじゃ、いかんとですよ。考えてみてください。役場の職員、普通の人が見たら、非常勤で日当ちよろちよろでやってるというふうに何ぼ言っても、何だ、役場の職員の天下り先、見つただけじゃねえかってとられる可能性があるんですよ。常勤と勘違いする可能性があるんですよ。非常勤なんだから、要するにそういう人たちを、こういう人たちを入れるということではなくて、その中にたまたま役場職員のOBさんがいらっしゃいましたね、それはそれでいいですよ。それを排除しろとは言っていないですよ。だから、何でもそこに及ばなかったのか、再度、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 7名に固執したというわけじゃございませんので、その説明をさせていただきます。

この理事数の考え方ですけれども、前理事長自体は、議決及び執行機関が理事会でありましたが、理事会を牽制するため、定款や理事、監事の選任規程を初めとする各種規程の見直しを行うとともに新たな規程の制定も行いまして、評議員会も今回、設置したところでございます。

また、昨今、マスコミを騒がせました一部の社会福祉法人において、内部による牽制が働かず、理事、理事長の専断を許し不適正な運営が多発していることから、来年の4月から社会福祉法人

制度の大幅な改正が予定されているところでございます。

改正の趣旨としましては、一般社団法人や公益財団法人のように、法令において各機関の役割や責任を明記し、牽制機能が働く仕組みが設けられ、理事会は執行機関、評議員会は最高決議機関となるとのことであります。これまで諮問機関であった評議員会が、理事、監事と同様に任務を怠って法人に損害を与えた場合や、悪意や重大な過失により第三者に損害を与えた場合は損害賠償責任を負うこととなります。このように、評議員会及び評議員について、大きく変わることとなっております。つまり、評議員は法人の重要課題を決定することから、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する識者でなければならないということになります。

このように、来年の4月、制度改正を目前にしておりますので、議決機関となる評議員の構成メンバーの選任と理事数、評議員数をどのようにするかを最重要課題として捉え、早い段階でやまびこ会と協議していく所存でございます。来年4月ですから、もうそろそろ、今言われるように、この7名でいいのか、10名なのか、そしてまた評議員はどういう人が適任なのか、そういう理事の適任者含めて、早期に、この提言も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この問題は多分マスコミにも、三股町が百条は載ったので、全国ベースに百条委員会ちゅうたら、大体載る代物ですから、98条と違って。で、一部の私立の法人がその引き金にもなりということで、今回されるんでしょうけれども、ここから三股町が理事の数を20人にしろとか10人にしろとか言えないのは重々わかった上で、今言ってるんですね。もう評議員会を開いて、もう決定をして、もう走ってるんでしょうけど、3月、評議員会もうされたのかな、理事も理事会されたんでしょう。だけど、ぜひとも、やっぱりこの提言をした議会議事録もまたやまびこ会で読んでもらって、やっぱりおかしいよなというふうなところも論議してもらって、理事の数も考えてほしいと思います。もし、県からの資料請求が必要だというなら、私のコピーをあげます。県知事から来たやつで情報開示もらってますので、お願いします。

ぜひとも、こういうことがあって百条で世の中をにぎわすことを目的としてつくったわけではないので、どうしても町としては正すところは正すという意味で来ましたので、町長よろしく善処方をお願いします。

それでは、最後の問題に入ります。交通事故減少と事故処理についてというふうに通告いたしておりました。1の町内の交通事故数と目撃。この目撃というのは、町を車ですると交差点等々に看板が立ってるんですね。「何月何日何時何分、ここで車と車の事故がありました、目撃者を探してます」という形が出てきます。それ疑問に思ったので、町としてそれを把握されておれば、そういう看板をどんくらい出したんやろうと、わかる範囲内で結構ですので答えてください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町内における交通事故の発生件数についてでございますけれども、平成26年が155件、負傷者数が185人、平成27年が164件で負傷者数が191人、そのうちお一人の方がお亡くなりになっております。特に、高齢者人口の増加等により交通事故に遭う高齢者が増加しておりまして、高齢者の事故防止対策が喫緊の課題となっているところでございます。

質問にあります交通事故の目撃の現状ということでございますけれども、都城警察署に問い合わせたところ、事故現場における看板やマスコミ等による目撃情報提供の呼びかけ、こちらは信号機のある交差点での交通事故がほとんどで、中でも重傷事故、当て逃げ、ひき逃げ事故及び当事者の言い分が異なる場合が多く、呼びかけ件数や情報提供件数は警察署のほうでは把握していないと、整理していないということですね、数字として整理していないということでございますけれども、呼びかけに對しまして多くの情報をいただいております、大変効果があるということでもございました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今ありましたように、皆さんもお気づきだろうというふうに思います。警察として、自分とこの看板を出して整理してないちゅうのは、ふんと思いましたけども、本来であれば、もう看板が朽ち果てるまで立ってるようなところも、昔、蓼池等でありましたように、いろんな事件等々があります。今、総務課長が説明があったように、信号機等々で意見が異なることは多々あるんですね。両方青信号ということがあります。世の中の常識として、両方青信号はあり得ないんですけれども、事故当事者でいうと両方青信号あります。そこで、交通事故は第三者行為ということで、包丁を持って人を刺したのと同じ扱いです。保険が適用になりません。しかし、そうはいえ、病院に行った場合は保険証を提示します。そうすると、その医療機関からは、国民健康保険であれば国民健康保険、社会保険であれば社会保険に、その交通事故の相当点数という形で、朱印をぽんと打って、何点て書いて返ってきます。本来であれば、それは払わなくてよかったんですけれども、保険を提示されたので払ってくださいと来るわけですね。それも国民健康保険払わないかん。払った後で、今度は当事者に請求をすると、そこで出てくるのが、今総務課長が答弁のあった双方青信号ちゅうのが出てくるんですよ。

そこで、2番の問題に入ります。国保の第三者行為——さっき言った交通事故ですね——の件数と国保業務の現状、第三者求償ということですが、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） ただいまご質問ありました国保の第三者求償の件数及び国保業務において、お答えをいたします。

平成26年度の交通事故による国民健康保険の第三者求償は27件、後期高齢者医療保険のほうは9件、合計で36件でございます。平成27年度はまだ年度途中の実績でございますが、国民健康保険のほうは24件、後期高齢者医療保険のほうは8件、計の32件でございます。

求償事務の基本的な流れは、今、指宿議員がおっしゃられたとおりで、被害者のほうが町の窓口及び医療機関等に交通事故であった旨を伝えるというようなことが基本になります。そして、国保で一旦受診をされて、そしてその後、私どものほうとしては国保連合会に委託して、保険者と保険会社等と代位請求をするというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 第三者行為というのが36件というのを、多く見るのか少なく見るのかですけれども、私自身は少ないなというのが第一印象です。

国民健康保険、社会保険でもそうですが、1点が10円というのは決まってないんですよね。第三者行為の場合は患者と医者話し合いで決まるというふうになってます。で、1点20円掛けようが30円掛けようが医者の勝手なんですけれども、国民健康保険証を提示すると最高1点13円までという話になります。ただ、国保に来る請求分については1点10円で来ます。だから、そういう形で、要するに国保を提示することによって大変有利なんですよ、住民にとって、当事者にとって。しかし、この件数を全て求償しているのがこんだけかもしれません、発生がこんだけじゃないかもしれない。例えば、保険がなければ、保険が切れてる人、資格証等であれば、病院側が拒否するんですね。患者自体を拒否するのか、わかりませんけれども、しかし、そういう形になってるんですね。だから、起きた件数はもっと多いんだろうと思います。

そこでまた、お聞きをいたします。この問題があつて、私も昔、国保におったので大体のことはわかるんですが、担当者が保険機関——例えば農協だとか損保会社ですね——と話し合いをするわけですね、事故比率何ぼ。これは「判例タイムズ」とかあつて、この場合は9・1ですね、この場合は8・2ですねというふうになっていくんですけれども、それがきかなかつた、あとは全部国保が見らないかんちゅうことになるんですよ、求償されるのがそんだけやから。だから、100%求償者に入って、ぶつかった者に100%じゃない、交通事故なのに国保が払わないかんていうのがいっぱいあるわけですね。そこで、お聞きをします。とはいえ、両方青信号というときには、永遠につかないんですよ、そうですね。

そこで、3番の問題に入ります。要するに、その看板をつけている人、つけている場所があります。しかし、そこは全て目撃者がいるとは限りませんね。例えば、朝早かったり、夜遅かったりしたら、誰もおらんというのもあります。

もう一点あります。自分は事故を起こした感覚がない。場所でいうと、もう五、六年前ですか

ね、天翔の前でありました。後ろにバイクが当たったんやね、後ろに。自分は感覚がない。だけど、あそこは信号がついてます。本人は何かコトンと音がしたと、何やったろうか、石でもはねたかなと思ったら、バイクが転がってて意識不明。警察は何ちゅうたかいったら「お前が赤信号やったろ」。瞬間、信号がとまってくればいいんですけども、信号は時間が来るとどんどん変わっていくんですよ。そうすると、相手方が意識不明で答えがならんと、警察はまず、その人が赤信号で入ったというふうになるんだろうと思います。

そこで、本題ですけれども、私が、自分はドライブレコーダーをつけてます。そうすると、本人に、大分、安全意識が出るんですね。要するに、つけたからちゅうて自分の有利なように映像がなるとは限らないわけで、不利に映ることもあります。で、当事者が両方つけておれば最高でしょうけど、一方だけつけてても、何やったかはわかるわけですね。ということから、ETCの補助も結構ですけれども、2万円弱ですかね、1万何ぼぐらいであると思います、ドライブレコーダー。で、私は本当に映ってるかどうか、念のためにパソコンで見ってみました。物の見事にきれいに映ってます。

だから、そういうのを町民に喚起するために、少し幾ばくかの補助金出せますよ、ドライブレコーダーをつけませんかというふうな形をしたら、すごくいいだろうなというふうに思って、この問題をしました。町も去年5台、ことし5台ですか、その必要性に痛感されたんだろうと思いますが、ドライブレコーダーをつけるようになってます。そういうことからいって、町民にも幾ばくかの補助でドライブレコーダーつけるっていう考え方はありませんか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） ドライブレコーダーは交通事故処理の迅速化や違反者・盗難車の照合、防犯等の目的から、ほとんどのパトカーやタクシー、最近では運送業者の車両などに搭載してありまして、本町の公用車においても、コミュニティバスくいまーの車両4台と、今年度からですけれども、役場車両5台に設置しておるところでございます。28年度以降も計画的に設置していくこととしております。

最近では、運転者の安心や安全運転への意識の高まりに加えて、ドライブレコーダーの価格の安さや高画質化により、自家用自動車への設置もふえているとのことでございます。

町といたしましては、限られた予算の中で、まずは公用車への計画的な設置に取り組むこととしておりまして、個人所有の自家用自動車への補助については、現在のところ考えておりませんけれども、先ほど言われた国保の業務遂行ですね、こちらのほうをまだ検討したことがございませんので、こちらのほうと、ちょっと事務レベルに1回協議をして、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 時間も迫ってきてますので。徐々に、バスは、もう義務化になると、要するに貸切バスは、もうドライブレコーダーは義務化ですよ。今度は、もう変えますよと国交省も考えているようです。

そうすると、やっぱり町としても、ただ町民の方が安全にしてお願ひしますっていうのもそうでしょうけども、あなたの不利なことも映りますよ、あなたに有利とは限りませんが、事故処理はうまくいきますよという観点からいって、これはその車に乗る間はずっとつくわけで、エンジンをかけたら作動するし、切ったらとまるわけで。そういうことで、ぜひともこの問題、町民に、例えば予算を切って何台限りでもいいんで、年次的にやっていけば、そのすぐれた性能を見て町民の方も、これはいいなというふうに定着するというふうに思うんですけれども。町長、最後に一言、よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろ、議員の皆様方からご提言をいただいております。全てのろんな形で議論をさしていただいておりますので、この交通安全、またドライバーの啓発といひますか、交通安全への意識啓発、それに大いに貢献はするだろうというふうに考えてますが、限られた予算でございますので、先ほど総務課長がありましたように、国保との関連ということで検討させていただきたいと思つてます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） ぜひとも、この問題は、１回つけておれば、相当の年数、マイクロＳＤで済むわけですから、相当な年数大丈夫だというふうに思ひます。で、その人が安全に意識が、論ずるより、町としてもいろんな手だてをしてもらえと、もっといいアイデアの浮かんだ提言があるかもしれませんけれども、とりあえずは、例えば１００万なら１００万円に限り補助しますよ、例えば３，０００円なら３，０００円、１台当たりしますよというふうにしていけば、一家に１台入っていくと、事故をしたときに、自分にはついちょらんけど相手にはついちよった、相手についちょらんけど自分にはついちよったということで、より一層、安全運転の身が出るでしょうし、また、国保求償と限らず、社会保険も求償で助かると思ひます。保険会社だって、これによって、道路を逆走しようがどうしようが全て載るわけで、そういうことも踏まえた上で計画して、ぜひとも実現をしてほしいということを申し添えまして、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） これより１１時３０分まで本会議を休憩いたします。

午前１１時１９分休憩

午前11時30分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 2 番、池邊君。

〔4 番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4 番 池邊 美紀君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行っていきたいと思います。

まず、狩猟及び害獣駆除についてであります。

毎年のように報告される農作物の害獣被害防御策として電柵がありますけれども、全てを網羅できるだけの予算も持っていないので後回しとなってしまう、年度持ち越しということもありますし、相応の負担もあるために買えないというところもあります。そして、被害としては、特にイノシシの被害が顕著で、その都度、駆除班が対応していますが、全て駆除できているわけではありませんし、駆除班に依頼しない現場もございます。狩猟期が終わったこれから梅雨までの時期、それから秋の収穫ごろに被害が多くなっており、農家の悩みの種でもございます。全国的にも害獣被害が大変大きな問題となっており、その対策に奔走する害獣駆除をする方々の高齢化の問題が大きくなってきています。

そこで質問であります、若手狩猟者の育成を考えてはどうかという質問でございます。続きは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 狩猟及び害獣駆除についての町若手狩猟者の育成をどう考えているかというご質問でございますが、野生鳥獣による被害を軽減するためには、被害防止対策とあわせて、有害鳥獣捕獲と狩猟による適切な捕獲対策を推進する必要があります。本町では、電気防護柵について補助による計画的設置や、猟友会有害駆除班による駆除で対処しているところでございます。この捕獲対策を担う人材の高齢化が各地で進行しており、本町でも後継者対策がこれからの課題の一つというふうに考えております。現状及び対策について、担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 私のほうから内容についてお答えさせていただきます。

狩猟免許の取得につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というのに基づきまして、宮崎県が試験を行っております。狩猟免許は網猟免許、わな猟免許、そして装薬銃と空気銃を使用する第 1 種銃猟免許、空気銃のみを使用します第 2 種銃猟免許の 4 種類に分けられております。網猟免許とわな猟免許にあつては満 18 歳から、そして第 1 種及び第 2 種銃猟免許に

あつては満20歳から受験可能となっております。

町内の猟友会会員の方々は高齢化が目立っております。役場から有害鳥獣の駆除をお願いしております三股町猟友会有害鳥獣駆除班24名を見てみますと、最も高齢な方が78歳、最も若い方が45歳、平均年齢が66歳となっております。有害鳥獣の駆除、特にイノシシの駆除につきましては、山間部の長い距離を移動するなど、高齢者には厳しい状況にあると考えます。若手狩猟者がふえることは、有害鳥獣駆除活動の促進につながるのではないかというふうに考えます。狩猟免許試験の案内と狩猟に関する周知につきましては、回覧等で行いたいと思っております。

なお、狩猟免許を取得された方のうち、町の有害鳥獣駆除班として登録された狩猟者につきましては、町から対象鳥獣捕獲員に任命しまして、県の目的税であります狩猟税を2分の1に軽減する措置をとっております。これからも若手狩猟者の確保につながるものとして広く周知していきたいと考えます。狩猟免許の取得後は猟友会の方々のご協力で育成することになろうかと思えます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） わなの18歳のほうは近年改正されて、わな免許は18歳からになっているようでございます。新人ハンターの養成講座をやっている宮城県とか、また有害鳥獣駆除促進のために余市町のほうでは狩猟免許の一部助成というのも行っておりますし、徳島県のほうでは野生鳥獣の適正管理を担う次世代の狩猟技術者育成のための若手ハンター養成講座などを行っているようでございます。その根本には、いわゆる駆除班の高齢化というのは、若い人が減少しているという現状はあるんだというふうに思っておりますけれども、やっぱりこの問題は高齢化が進んでどうしようもないというふうなことになる前に早目に手を打つことが大事だというふうに思いますけれども、町長は、この辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 高齢化が進んでいるということは現実でございます。先日も三股町猟友会の役員の方々と話をさせていただいたんですが、若手がふえることについては、非常にうれしいことだと、そういった、ふえるのであれば指導はしていきたいというお話も伺っております。

ただ、その中で出ましたのは、今の若い方の中で狩猟に取り組もうという方がなかなか見つからないのが現状だと、そのようにおっしゃっておられます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、狩猟に関する広報を周知いたしまして、できるだけ若い方にもチャレンジしていただけるように考えたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） だからこそ養成講座なり、わかりやすいところから入っていただきたいというふうに思っております。

次に進みます。ジビエというのがございます。ジビエを見据えて加工施設整備補助金を考えてはどうかという質問でございます。

狩猟というのは、これは文化でもありますし、それにより数の適正化が図られているという状況もあります。そしてまた、食文化ということもございます。現在、全国的にジビエというのが見直されておりまして、フレンチ、もしくはイタリアン、そういった洋食のところでも、食肉が使われるようになってきています。

そこで、質問の加工施設整備補助金でありますけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） おっしゃるとおり、昨今は有害鳥獣対策もありまして、イノシシの捕獲は増加しております。有害鳥獣として捕獲したイノシシは、予算の範囲内ではございますが、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による補助金交付も行っております。また、有害鳥獣駆除班活動補助金による捕獲支援等も行っているところでございます。

さて、そのジビエに関するご質問ですが、ジビエとは狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味しております。本町でも古来から食され親しまれているイノシシ肉は、ジビエの代表的な食肉と言えます。ここ数年は、今議員がおっしゃいましたように、東京都内でもジビエを提供する飲食店が増加しているとのことであり、ジビエがブームになっているというふうに感じております。

宮崎県におきまして、平成２８年度新規事業としまして、宮崎ジビエ普及拡大推進事業に取り組むというふうに聞いております。事業内容は、協議会による宮崎ジビエの普及拡大、問題解決、統一表示基準や認証制度の検討、衛生管理技術の向上、消費拡大イベントや、ジビエとワインや焼酎など関連産業とのコラボやマッチング支援と、このあたりが挙げられております。

加工施設の整備補助金につきましてですが、県の営農支援課が所管となっております鳥獣被害防止総合対策交付金のハード対策の中に該当項目がございます。県によりますと、ジビエブームもあり、全国的にも要望が増加しているようだとのことでもございました。

本町におきましては、運営団体はどこか、地域の要望や猟友会の状況などはどうなのかなどを確認した後、設置後の管理、財政的な面等の検討をすることになるかと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） ありがとうございます。町のほうは、農水省が昨年１月に出した資料、野生鳥獣肉活用の取り組み事例資料でありますけれども、この中を見ますと、かなり多くの地域が頑張っている印象でありまして、九州のほうでは福岡県糸島市で２５年度２３１頭のイ

ノシシを加工、佐賀県武雄市では平成25年177頭加工、鹿児島県の阿久根市のほうではイノシシ236頭、鹿336頭を加工ということで、販路拡大がされてるようでございます。

それから、こちらのほうは、昨年10月に農林水産省から出されております捕獲した鳥獣の食肉利活用についてでございます。この中を見てもみると、食肉利活用に関する制度と支援というのがあり、国による支援として食肉処理加工施設の整備というのが記されております。金額がどのようなものかというのは書いてありませんけれども、ぜひこういったものを調べていただきまして、検討お願いしたいというふうに思います。

来年度は、長田地区に地域おこし協力隊も配置予定とのことですので、そのあたりも絡めて、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

国の支援もあるというふうなことでするので、前向きな提案というふうに思っておりますので、町長のほうも、ぜひご検討いただきたいというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 我が町も、このイノシシ等の被害と、そしてイノシシの捕獲がふえている状況があるというふうに聞いております。

ただ、今のところは自家消費といいますか、それが中心でございますので、ジビエまでの拡大というのが、そういう狩猟者がいらっしゃるのかどうかを含めて、そしてまた猟友会と意見交換させていただきながら、本町ではどのような取り扱いがいいのか、そのあたりは十分検討させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） やはり、イノシシ被害というのは、毎年のように出てきておりますし、私が住んでいる長田地区では、車で夜中通るとイノシシをよく見かける状況にもあるわけでございます。そういった意味では、若い人にぜひ狩猟免許を取っていただきまして、参加をしていただきまして、こういうジビエという出口の部分をしっかり考えていけば、おもしろいことが起こるんじゃないかな、これこそ地域活性化なんではないかな、地方創生なんではないかなというふうに思っているところでございます。

次に進みます。地域活性化というのは、どこの自治体も試行錯誤して行っており、中でも経済活性化、住民の働く場の確保ということでも知恵を絞っているところでございます。三股町も、誘致企業獲得のために土地の確保などに乗り出しておりますし、新たな手だてとして、ネットなお仕事創出事業なども進められております。

一方、これまでの誘致企業、幾つかありますけれども、地場企業もありますけれども、先日、神戸にも行き、先週は三股工場を視察した白ハト食品株式会社、お聞きしますと三股の人は、正

職員とパート・アルバイトを合わせたところで、76名中24名が三股町の方だというふうに聞いております。

三股町の方を、ぜひ積極的に使っていただきたいというふうなお話をしたところ、募集してもなかなか三股の方が、反応がいまいちだというようなことでありまして、それでは募集方法はどのようなふうに行っているんですかというふうにお聞きしましたら、職安の方をお願いをしているというふうなことでありまして。ここで質問なわけですがけれども、三股町の広報誌の、以前はパート・アルバイト募集ということで書いてあったわけですがけれども、現在は内職関係というのがありますけれども、誘致企業のパート・アルバイト情報を充実させるべきではないかという質問でございます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 広報誌におけますパート・アルバイトの募集についてお答えいたします。

本町の誘致企業は、現在12社でございます。誘致企業の、パート・アルバイト情報につきましては、昨年、希望のありました白ハト食品工業の求人情報を回覧に掲載したことがございます。回覧板8月15日号に載っております。他の誘致企業の求人情報につきましても、企業からの希望があれば産業振興課を通していただき、回覧に掲載していく考えでございます。

誘致企業へは、そういった情報提供ができる旨、再度周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ぜひ、企業の方には積極的に周知をしていただきまして、前に進めていただきたいというふうに思います。

次になりますけれども、地場企業のパート・アルバイト情報というの、これも積極的に、私は載せるべきではないかなというふうに思います。

この質問の根本には、地場企業の活性化というのはもとよりですが、住民の働く場の確保ということもそうなんですけれども、一方で、住民の生活関連の情報として広報誌に載せるということは、公民館の加入促進という、これにもつながるんじゃないかなというふうに思っております。このあたりは、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 今、議員のほうでおっしゃいました地場企業の求人情報ということにつきましては、昨年10月の末、29日でしたが、開催されました三股町商工会と産業振興課との行政懇談会の場において質問がございました。求人情報を町の回覧板に掲載することは可能か、誘致企業だけが掲載できるのかというご質問を受けまして、町として支援する旨の回答を、そのときしております。

具体的には、毎月1回、または二、三カ月に1回、企業からの求人情報を商工会で取りまとめているのであれば、商工会求人情報として町の回覧へ依頼してもらうという形で回答しております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがとうございます。前向きに、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、総合農林の山林についての質問であります。先日の全員協議会で説明があったように、別企業に譲渡契約がなされているとのことがありましたので、質問は開発行為制限のみ行っていきたいというふうに思います。

山林の開発に関しては森林法の林地開発許可制度というのがありますが、これは1ヘクタールを超える林地開発で、小規模の開発においては規制がないようでございます。

そこで質問でありますけれども、一定の開発行為の制限はできないかということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） 開発行為制限ということですが、ご心配の、今後に関係することですのでお答えいたします。

総合農林が所有しております山林につきましては、95%が水源涵養林としての保安林に指定されているところでございます。そのために開発行為というのは制限されております。

新しく取得されました大栄環境ホールディングスにおかれても、森林保全事業展開をし林業再生に助力すると、このような目標を掲げられております。

しかしながら、いつまた、山林売買の話が浮上してくるかもしれないということから、今回の譲渡を契機に、持ち株会社である大栄環境ホールディングス本社と信頼関係を築くために、町長等が面談いたしまして、協議の場を持ちたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

これは、ちょっと確認なんですけれども、今回、その届け出が、総合農林のほうから譲渡の報告があったというのは、宮崎県水源地域保全条例に係る事前届出制度によるものなわけでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山 浩一郎君） いえ、そういう形ではございません。売買という形ではございますけれども、株式譲渡という形になっておりますので、総合農林という名前はそのまま残りますし、経営計画もそのまま残るということで、持ち株会社が変わったとそういった形になりますので、そちらのほうからの制限による報告ではございませんでした。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 保安林指定がされているというようなことですので、それなりに制限はかかっているというふうに認識をいたしました。今回、持ち株で譲渡されるところは、しっかりと水源涵養林、保安林としての感覚で持っておられるのかというのが心配なところでございますので、その辺も機会があれば、しっかりと町のほうでお伝えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後になりますけれども、今回の質問は、自然が豊かな花と緑と水の町の三股町のこれからと地方創生、それから経済活性化ということを絡めて、提案型の質問にさせていただきました。町長に、最後に一言お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町は、本当に緑豊かで、そしてまた山紫水明な地でございますので、それをいかに守るかということは、やはり森林の３分の１を有する総合農林、そちらのほうの行く末と申しますか、動向は非常に関心が高かったわけなんですけれども。今回、そういう環境に配慮するところの大栄環境ホールディングスというところが取得されたということで、総合農林はそのまま残るということでございます。社長以下、また従業員の方々も、そのまま継続されるんではなかろうかというふうに思っております。

そういう意味合いでは、十分、本町の、花と緑と水の町——キャッチフレーズでございます——、それを守るために、今月の末、議長とともに神戸の本社のほうに参りまして、その実態含めて、そしてまた社長と信頼関係をつくりながら、三股のために、また、この大栄環境ホールディングスがバックアップと申しますか、三股町に関心を持っていただきまして、緑を守る環境づくりに支援していただくようお願いしたいなど。また、そういう中で協定とか、何らかの形で結びつきを濃くするような努力をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 水源の森としての位置づけをしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） これより、昼食のため１時３０分まで本会議を休憩いたします。

午前１１時５０分休憩

午後１時３０分再開

○議長（福永 廣文君） 開会前ではございますが、丸山産業振興課長が体調不良のため、木下課

長補佐が出席するという通知が来ておりますので、報告しておきます。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位 3 番、内村君。

〔6 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6 番 内村 立吉君） 発言順位 3 番、内村です。通告しておきましたことに対して質問いたします。

それぞれ質問につきましては、皆さん、やっぱり得意な分野、苦手な分野いろいろあるかと思っています。そんな中で、調べた情報の中で、それなりに違う面もあるかと思っています。そして、そのようなときには、おおらかな気持ちで、ご了解ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

3 月議会につきまして、条例、補正予算、総合計画、総合戦略事業について説明がなされました。資料に基づいて説明が行われた中で、三股町がこれからやっていく方向性を示すものだと思っています。今後、景気、経済等総合的に見きわめながら対応していくものだと思っています。

説明があったことに対しましても、改めて質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、北諸、都城市は、以前、1 市 5 町とやってきました。北諸 4 町は都城市に合併して 10 年、そして三股町は自主自立を選択して 10 年になります。平成 17 年だったと思いますけども、話がまとまりまして、平成 18 年の 1 月に調印式が行われているようであります。合併につきましても、三股町も話し合いの中に参加をしたというようなことも聞いております。

平成 15 年ごろからの、平成 16 年、17 年の決算状況を見ますときに、当時は町長、助役、収入役、教育長、議会議員が特別職であります。平成 18 年になりますときに、町長、副町長、教育長、議会議員となっております。報酬、議員定数の削減もなされているようです。庁舎内においても各課が統合されているようです。

国は合併を進めてきました。その中で、合併しないと国は県からの予算的な問題があり、いろいろと本町において見直しがあったのではないかと考えております。

初日の町長の施政方針、提案理由の説明、第 5 次計画も示されているようであります。自主自立を選択して 10 年たちましたが、10 年の過程、今後について改めて伺ってきたいと思います。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） まず、平成の合併について、自主自立を選択して 10 年、本町の経過、

今後について伺うというご質問について回答させていただきます。

新都城市が誕生しまして、時の平成の大合併ですね、それから丸10年が経過したところでございます。

その大合併の3年前の平成15年1月に旧北諸5町で北諸地域任意合併協議会を立ち上げ各種の協議を行うとともに、町内31会場での住民説明会や町民アンケート等の結果、そしてまた議会などの意見をもとに、本町では自主自立の道を選択したところでございます。合併しなくても、将来的には財政状況が大変厳しくなるということはわかっておりましたので、可能な限り住民サービスを低下させないで、自主自立の道を進めるために大胆な行財政改革をしなければならなかった経緯がございます。

その中身でございますけれども、組織機構の見直しでは20の課を半分の10課へ再編するとともに、議員については18人から12名、農業委員につきましては20人から14人の定数削減、そして三役報酬の削減、収入役の廃止、町立病院の民間譲渡など、多くの行財政改革を実施してきました。

また、総合計画に掲げる「自立と協働で創る元気なまち三股」の実現のために、平成24年12月に三股町まちづくり基本条例を公布いたしまして、平成25年6月から施行したところでございます。

今後も自立と協働を主眼に置き、行政と住民が一緒になって元気なまち三股を目指して、まちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、合併について、いろいろ町長から説明がなされたわけですが、当時、合併を国は推進してきたのだから、合併する中で有利な面があったんじゃないかと思っております。そして、合併しなければ不利な面、問題になるような面もあったんじゃないかと思っております。

また、今議会において、総合農林についても説明がありました。今、温暖化、CO₂が問題になっております。この問題についても、企業側に説明があるのではないかと聞いております。そんな中で森林保全事業に参加している、これは企業の戦略的事業でもあるのではないかと聞いております。

森林についても、さまざまな効果があると言われております。荒らされたら困るわけですから、そのようなことから、今、独自の路線というものもあるのではないかと聞いております。このようにことに対して、どうですかね、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 執行部のほうで、ちょっと質問の趣旨が理解できないようでございます。再度、済みません。内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 要は、合併しないで不利な面、合併してから有利な面、合併したほうが、国は合併を推進したわけですよ、当時。その中で合併するほうに、やっぱり有利な面、合併しなければ不利な面があったんじゃないかなと思うわけですよ。そこら辺たいを、ちょっとわかったらですね。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 午前中、1番議員、指宿議員のほうの、合併しなかったことによるよかった点、悪かった点について、私の独自の見解として、悪かった点は全くなかったんじゃないかというふうに私、答えましたけれども。要するに、やっぱり自分とこで、財布を握つとるということで、住民の多くの要望、また、いろんな仕事に対する取り組みが、ある程度独自性が発揮できると。そしてまた、人の見える関係といえますか、顔の見える関係、そういうのも非常に近い関係になりますので、そういう意味合いでは合併しなくてよかったというふうに思います。

当時、合併協の中で、いろんな財政シミュレーションもいたしましたけれども、実質、そのときに最悪の状態のところのシミュレーションからすると、割合そこまできなかつたというところの点もございますので、そういう意味合いでは、やはり住民の方、また職員の中にもいろんな考え方あろうかと思えますけれども、私の個人的見解としましては、合併しなくてよかったんじゃないかというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ありがとうございます。なかなか、私が執行部に通告しておきましたことに対して、通じなかつたことに対して、おわびを申し上げたいと思えますけれども。

この中で、やっぱり現在の状況としまして、今、町長が答弁されましたように、北諸4町につきましても、合併したことに対して、余りいい話は聞かないですね。三股町の町民の皆さんにいろいろ話を聞きますときに、合併してよかったなとちゅうようなことを聞きます。やっぱり町のほうが中心になって、北諸4町は結局、活気がなくなってきているちゅうような話も聞きますから、山之口、高城、高崎、山田、町の中が中心になってきて、地域が何か寂れてきているちゅうような話を聞きます。

その中で、やっぱり今一番問題になっているのは少子高齢化の問題じゃないかと思っております。これは、誰もが現実的に知っている問題ではないかと思っております。予想以上に、これは進んでいる状況にあるんじゃないかと思っております。今後、全国の自治体の中で、何年かの間になくなっていくちゅうようなことも言われております。どこの自治体も若い世代の人を取り込もうとして、今、取り組んでいる状況じゃないかと思っております。

本町においても、今現在は人口増と、そして若い世代が多いわけですが、先々のことはわかりません。こういうような状況で、早目にやっぱり、どこそこ、今いろいろ取り組んおります

から、これは三股町ならではのやり方だと思っておりますので、町といいますかね、この中で取り組んでいかなければならないと思っております。

その中で、3市1町、定住自立圏とありますね、都城広域定住自立圏協議会が行われておりますね。そのようなことに対しまして、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 内村議員、定住自立圏のことについては、ちょっと質問事項の要項にうたっていないようでございます。申しわけない。

○議員（6番 内村 立吉君） そうですか。はい、わかりました。

それでは、平成28年度の一般会計予算が、今度提示されました。その中で、今年度の予算が93億円であります。予算が一番かなめになるんじゃないかと思っております。予算が獲得することによって、予算配分の中で仕事をしているわけですから。予算を獲得するまでの流れといえますか、行程について伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

具体的な予算編成方針の内容、それから編成作業の流れ等について説明いたします。国の概算要求基準と地方財政計画等、本町の財政の見通しを受けての町長の基本的な考え方を踏まえまして、予算要求、編成方針を行ったところでございます。

編成方針の内容ですけれども、まず要求基準の全般的事項としましては、現行制度に基づき見込み得る年間予算を編成するものとしております。

当初予算要求限度額につきましては、各課要求総額を平成27年度各課当初予算総額の97%以内とし、個別事項の主なものとしましては、町単独補助金を各課、平成27年度当初予算額の97%の範囲内、物件費につきましては、平成27年度当初予算額の95%など、また新規事業及び投資的事業につきましては、三股町総合計画及び3カ年実施計画等を基本に、事務事業評価幹事会等、関係機関それぞれの協議を得たもので、その計画が具体化されるもののみを予算要求するものとしております。こういった基準を示し通知したところです。

当初予算決定までの流れですけれども、各所管課が予算要求を取りまとめまして、税務財政課に要求書を提出します。これが11月末までということで、それに先立ちまして、10月下旬に予算編成の説明会で編成方針の基本的な考え方、基本方針、編成基準等を説明し通知いたします。

また、並行しまして、予算編成に盛り込まれる施策を、3カ年実施計画になりますが、事務事業評価幹事会で新規事業、既存事業につきまして、28年度に計画どおり実施するか、あるいは29年度以降にローリングするかといった、そういった協議を得た結果を各課は予算要求します。その出された要求書につきまして、12月から1月にかけて、各課ヒアリングを税務財政課で行い、それらの基準に沿った基礎数値等の査定と、中旬には町長査定、現地査定を行いまして、

1月末に各課に予算内示とこういった流れとなっております。

それで、あと各課の歳入歳出の取りまとめですが、それぞれ予算編成の基本方針に定められている中で、歳入に関する事項、歳出に関する事項に沿って積算し要求するわけですが、歳入で、例えば国県支出金では、本町の政策目標、国、県の予算編成、行財政改革の動向等に十分留意の上、適正な収入見込み額を計上するものとしております。

それから、補助事業の計画に当たっては、事業内容、事業効果、地方負担の状況等を十分検討し、零細補助金や超過負担金を伴うものにつきましては、安易な受け入れを行わないものとするというようにしております。

また、補助金や一括交付金などにつきましては、交付額の大幅な変動が見込まれることから、国、県の動向を注視し適切な対応を行うものとする、こういったような基準で行っております。以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、詳細的に説明が行われたわけですが、各課が税務財政課に財源の提出をするわけですね。その中で、各課も財源を確保するのに、課ごとの会議等があったり、ミーティングがあったり打ち合わせ等があったりするのではないかと考えております。そういう中で、その課ごとの専門職といいますか、人材といいますか、これからはどこの事業でも会社でも、素晴らしい人材を確保することがいいんじゃないと言われております。その中で、産業振興課なら産業振興課に対して詳しい人、福祉なら福祉課にして物すごく詳しい人、専門職、そういう人材が、人事の配置の関係ですが、そういう人が適材適所にこうしていられて、今までの財源を提出されたときに、今度の財源をつくられたときも、その人たちが中心になって練られて、財源確保をとられたんじゃないかと考えております。これからは、ますますそういういい人材といいますか、そのような人材が各課におられて、今から先はデータとか、いろんなデータ分析されていくと思いますので、そのようなことに対して早目に取り組んでいったところが、これからやっていく中で、町が皆さんに対する、いろんなことにされる情報といいますか、そのようなことですばらしい人材という方法になっていくと思います。そんなことに対しては切に、各課の人材配置といいますか、そういうことに対しても大切ではないかと考えております、これから先は。そのようなことに対して、町長ちょっと聞かせていただけますかね。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場の職員採用については、専門職と、それと一般職という形で採用いたしております。

専門職といいますと、今、役場のほうでは建築関係、土木関係が主でございます。あとは一般職と。要するに、やはり役場はいろんな仕事がございますので、先ほどありましたように赤ちゃ

んから高齢者までと、そういう中で人を育てていくと、いろんな形で研修機会も設けてますので、そういう中で人材育成しながら、そして、その人たちが、ある一定のレベルに達していくというふうな形での組織、そして人づくりになろうかと思います。

そういう意味合いでは、初めから専門職を雇うということは、我が町の組織では大変厳しい環境でございますので、一般職を育てて、そして、その中でローリングしながら、いろんな勉強をして、そして大局的な視点から、いろんな仕事がこなせるというような取り組みが大事ではなからうかというふうに考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか難しい問題ですけども、この中で若い人を育てるちゅうようなことも大事じゃないかと思っております。それは専門の中で、課内において、そういう専門職を長年務めさせておったら、その人はいろんなとこに当たっておったら、いろんなとこが見えてくる。福祉におったら福祉に携わって、長くいろんなとこを見ちよったらわかってくる、そんな事もわかってくると思いますので、そのようなことに対しても、今から先、やってもらいたいと思います。なかなか難しいことですけども、そういうことに対しまして、今いろいろ聞かせていただきましたけども、できたら、そういうことに対しまして異動を、短年の間に異動させるんではなくて、いろんなことが見える人、専門職で、長年おったら、いろんなことがわかってくるわけですから、そういうことも大切じゃないかと思っております。

次に行きます。一般会計予算につきましては、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債ですか、歳入のほとんどを占めております。その中で、税金の滞納問題についてはなかなか難しいと思います。生活保護的な問題。

しかし、支払い能力があるにもかかわらず、納税をしない人がいます。やっぱり、この人が問題だと思っております。そんな中でいろいろありますけど、平成27年度町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の納付率、人数、件数、この状況について伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） それでは、お尋ねの平成27年度の各税の収納率、義務者数、件数等についてお答えします。

現年度は納期限が最終2月ということですが、まだ3月の部、出納整理期間での納付等見込めますので、最新の状況ということで2月末時点での前年度状況との比較ということで申し上げます。

まず、町民税の収納率ですけども、現年分で2月末現在85.79%、納税義務者数が1万1,155名、前年度同期が85.95%ですので、若干、納付率は0.16%減というふうになっております。

次に、固定資産税の収納率ですが、現年分で92.93%、納税義務者数が1万862名、前年度同期が92.42%ですので、納付率は0.51%増となっております。

次に、軽自動車税の収納率、現年分で97.38%、納税義務者数が1万3,351名、前年度同期が97.35%ですので、これは納付率は0.03%増となっております。

それから、国民健康保険税の収納率もあわせて申し上げます。現年分で86.45%、納税義務者数が3,621世帯、前年度同期が86.61%で、納付率は0.16%減となっております。

個別にはこういった状況ですけれども、町税全体、現年分と過年度分を合わせた合計で見ますと、収納率は88.08%、前年度同期が86.41%ですので、納付率は1.67%増となっております。現年度分と過年度分、いずれも前年度と比較して収納率は向上、上昇しております。

この中で滞納繰越分につきましては、平成28年2月29日現在で、前年度決算の収納率を、もう既にいずれの税も上回っている状況にあります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今いろいろ説明がありましたけども、88.08%が今現在のですね。86.41%ですか、1.67%アップちゅうようなことですね、上がっているちゅうようなことですが、収納対策本部が設置されてから、大分上がっているんじゃないかと思っております。収納対策本部の、この取り組み状況について、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） 税の、まず全般的な取り組みということで、先に説明します。

税金は納期内自主納付ということが原則であります。したがって、町では税の自主納付対策には、納税の利便性を高めるといった意味でコンビニ収納による納付、これを27年度から納付を推進してるんですが、また27年度からは口座振替において、利用者の利便性とサービス向上を目的に2回目の再振替、これを実施して取り組んでおります。

あと、質問の未納とか滞納対策ですけれども、24年度に特別収納対策係、これを設置しまして町税等の滞納整理を行って、自主財源の確保という観点から向上対策に取り組んでおります。その成果につきましては、一般会計予算決算常任委員会のほうで説明申し上げたとおりですが、徹底した財産調査、進行管理のもとで、あるいは県税の総務事務所ですね、そちらとの併任人事交流による徴収強化、搜索、差し押さえ、公売と自主納付推進に精力的に取り組んでいるところです。

差し押さえに対しまして、厳しい対応、抵抗される方もおられるんですけども、その辺は粘り強く、税制度の納税への理解をいただきながら、また、法にのっとった取り組みの積み上げによりまして、年々徴収率は上昇、向上しております。

今後も、収入状況が厳しいながらも、自主納付の、高い納税意識の皆さんの立場に立って、さらに推進していきたいというふうに思っております。

その効果についても若干触れますが、特別収納対策係ができて、年々滞納繰越額は減少しているという点が1点、それから、それに伴いまして督促状の件数、これが約10%近く減ってきております。これは自主納付意識といいますか、そういったものが高まってきたんだというふうに分析してるところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、大分納める人が多くなっているちゅうようなことですが、反対に、これがまた、まかり通って、納める人がどんどんふえてくるような状況だったらいかんかいですよ、これが納めんでよかつじゃげなねちゅうような形になったら、反対になったら、これがまた大変なことですから、収納対策本部が設置されてから、この状況がよくなっているちゅうような状況ですので、これからのいい方向といいますか、そんなことで取り組んでいただければと思います。

それと、今度は地方交付税というのが、大分大きな額を占めているわけですが、地方交付税の普通交付税、特別交付税ですか、これについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） 先に、この制度について触れますけれども、地方交付税は地方公共団体からの財源の不均衡を調整して、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税5税のそれぞれ一定割合の額を原資にしまして、国が地方公共団体に対して交付する税で、国の予算で確保されるわけですが、その算定額につきましては一般会計の予算決算常任委員会資料で説明しましたとおり、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額となっております。

ここ十数年間の交付額の推移を見ますと、普通交付税で23億から28億円の間で変動しております。変動要因としましては、基準財政収入額では各税の増減、基準財政需要額では日々の行政運営に必要な経費に人口とか面積等を基礎として積算されておりますけれども、ほかにも、その年その年で単位費用、補正係数など複雑な要素が入ってまいりますので、一概に分析は難しいものがございます。

それともう一つ、特別交付税ですが、交付税総額の4%が特別交付税として交付されます。これは普通交付税で措置されない個別緊急の財政事情、例えば地震とか台風などの自然災害ですが、こういったときに地方団体が負担する財源不足に見合う額を特別交付税という形で交付がされます。

本町の場合でいいますと、平成22年度の口蹄疫、あるいは新燃岳噴火、これに対して特別交

付税が追加措置がされております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろんなことがわかったようなわからんような形ですけども。平成15年度から一般財源の決算状況の歳入の合計を見てみますときに、私なりに判断したときに、そんな変わってないんじゃないかなと思っております。その中で、最終的に合併当時と現在の状況ということの有無について、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） 平成15年度に行われました市町村合併に関する説明会、その中で示された長期財政シミュレーションの状況、これと現在の財政状況を比較するというような形で説明させていただきます。

平成15年に示されました三位一体改革は、地方交付税の見直しなどで、いわゆる骨太の方針ということで地方交付税が大幅に減額傾向になるということが見込まれたところであります。平成15年度に策定されました長期財政シミュレーション、このうち地方交付税に絞って説明いたしますが、平成14年度決算で普通交付税は28億7,000万円でしたが、予測困難という前置きの中で、段階的に13年度の決算比で5%から30%減という形で推計がされております。

10年後の平成27年度を23億7,000万円で、5億円減額となる財政シミュレーションとなっております。その推計と本年、平成27年度の決算見込み額が27億2,100万円なんですが、これを比較しますと3億5,000万円ほど、当時の推計よりは多いといった状況にあります。これは人口の推移とか国の地方財源確保の要因等もあるわけですけども、本町の予算は地方交付税等の依存財源に大きく依存していることから、国の改革に対しまして、当時の行財政改革の取り組み、これが現在の健全財政を支えているものというふうに考えております。

今後も右肩上がりの社会保障経費の増、人口減対策の地方創生、各種課題、新規事業の重要施策に取り組んでいけるよう経費の削減を実施しながら、歳入の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今の現状と合併、いろんな現状と余り変わってないけど、今、国で問題になっているのは社会保障問題、いろいろあると思います。その中で、これから先やっていく中で、今は人口がふえていますけども、何年かしたら、また人口がどこも減少していくんじゃないかと思っております。その中で、三股町は、どっちかつちや少子高齢化の中の若い人が多い、そういう中で子育て支援ちいいますか、そういう方向に非常にすばらしいことについて、そ

して福祉関係が非常に三股町は充実してるちゅう話も聞きます。三股町は福祉の町でもあるんじゃないかと言われて、そういう話も聞きますから、そういう町ならではの施策じゃないかと思っておりますので、どこも自治体が消滅するんじゃないかというようなことで危機感を持って取り組んでいる状況ですから、今後もそういうふうにながら取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。小林市が子育て支援の充実で、ふるさと納税の基金を活用して小中学校の給食費を4月から半分にするというようなことが、この前の新聞に載っていました。三股町も、非常にふるさと納税も上がっております。この前、詳細的な名目に、そのふるさと納税がどのように使われていることの詳細的な明細ももらいましたけども、本町におきまして、このようなことに対しましてできないものか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） お答えいたします。

現在、三股町の学校給食センターでは、1日に約2,700食を小中学校に提供しているところであります。給食費につきましては、現在、各小学校で1人につき月額4,100円、中学校では月額4,600円の保護者負担となっております。学校給食センターでは納入していただく給食費、約、月1,000万の中で毎月の献立を作成し、食材の購入を行って運営をしております。

ただし、平成21年度より、三股町では米飯加工委託料、平成26年度でいいますと955万2,000円を町が負担して、保護者負担の軽減措置を行っているところであります。

現在、三股町学校給食センターでは、食材費につきましては給食費で賄うことを原則としているため、給食費の半額補助については考えてはおりません。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 考えてはいないというようなことですが。さっきから言いますけど、子育て支援ちゅうのは三股町が取り組んでいる特許みたいなもんだと思っております。このようなことは、どこの地区でも、若い人を残すちゅうようなことでどんどん取り組んでくるんじゃないかと思っております。やっぱり、早目に取り組んだほうがいいんじゃないかと思っております。おくれをとらないように、いろんな歳出はあろうと思いますけども、やっぱり状況を付しながら、これは子育て支援ちゅうのは三股町の特許みたいなもんですから、ぜひ、このようなことに対しましても取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。

その中で、みまたんハーフマラソンですか、1月24日だったですか、行われて、いろいろ反省材料もあろうかと思えます。これからもやっていくちゅうようなことで財源も書かれておりました。ハーフマラソンちゅういうことで、みまたん霧島パノラママラソンですか、語源がいろい

ろあろうかと思います。

そしてまた、ふれあい中央広場も、ふるさとまつりとかいろいろ行われております。ことし、避難誘導灯が設置されるちゅうようなことも、この前説明がありました。大分明るくなってくるんじゃないかと思っております、あの辺は。その中で、あそこでイベントとか、いろいろ祭りも行われます。照明灯なんかも入札で、ふるさとまつりなんかのときも入札で頼まれております。都城も、以前も言いましたけど、陸上競技場は非常に明るくて、夜間に皆さんが運動したりいろいろなことをされております。そうすることによって、まさしくふれあい広場なんですけども、あそこは、そういうふうな状況で人が集まる、また昼間でも、年とった人たちも人が集まる、その中で友達になったりするちゅうようなこともありますから、ぜひ、そういう照明灯をつける、そういうふうな考えはないか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） みまたん霧島パノラマまらその語源についてということからでよろしいでしょうか。

この大会名の由来についてであります、霊峰霧島というのは昭和9年に日本初の国立公園として指定をされまして、我々町民はもちろん、日本全国にその名が知られているところであります。特に三股町から眺める霧島の美しさは、どこにも負けないといった誇りも持っております。さらに、コース上から雄大な霧島のパノラマを眺めながら走る爽快さは、他に類を見ないと自負しているところであります。

また、「みまたん」と「ん」と名づけているのは、本町では「三股の」を「三股ん」という言い方をしておりますが、平成18年当時の桑畑町長が「ん」の町宣言を行ったことから、今回も「みまたん」を使うことで三股町の独自性のアピールも兼ねているところであります。

続きまして、ふれあい中央広場の照明灯の設置のことでもありますけども、このふれあい中央広場は平成25年度に多目的広場としての整備を行い、芝の養生期間を経まして、平成26年10月1日から供用開始をしております。

主な利用状況としては、散歩やジョギングなどの健康増進、グラウンドゴルフや中学校のサッカー部活動などのスポーツ振興が上げられます。また、ふるさとまつりやマラソン大会などのイベント会場としての利用もあります。

ご指摘の照明灯の設置についてであります、利用者の利便性向上や広場の利用促進、そして防犯の観点から、その重要性について理解しているところであります。このことにつきましては、今、総務課で企画検討されておりますので、その内容を総務課長が回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほど、議員からもありましたけれども、平成28年度の当初予算

に計上しておりますとおり、風水害や大地震における避難施設として指定しているふれあい中央広場等の周辺歩道に、県の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用いたしまして、災害発生時における安全かつ迅速な避難ができるよう避難誘導灯を30基程度、設置する計画でございます。この誘導灯は太陽光パネルに蓄電池を搭載したLED照明灯であり、平常時も通常の街路灯、照明灯として活用できるものでありまして、ふれあい中央広場等の照明としても効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 照明灯としても効果ができるんじゃないかということですから、そういうことによって、いろんな人がふれあい中央広場に集まってきて、運動されたりする人が来るんじゃないかと思っております。

今回は平成の合併で10周年、節目ですから、その辺のことに對しまして、そして一般財源について伺いましたけれども、いろんなことを聞きましたときに、三股町が先代の、前からの町長やら議員さんたち、いろんな人たちが築かれたすばらしい町があつて、このように今堅実な状況がなされてるんじゃないかと思っております。これからも、町長が三股町のトップですから、このような状況でいい方向に皆さんで取り組んでいかなければならないと思っております。お互いに知恵を出し合つてやっていかなければならないと思っております。

質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 2時半まで本会議を休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位4番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 失礼します。通告に従いまして、質問してまいります。よろしくお願いいたします。

ことしの1月29日に「第五次三股町総合計画の後期基本計画案」が示されました。そして、その修正されたものが、この3月議会で議案第33号として上程されました。総務産業常任委員会でしっかり審査されましたので、繰り返しの質問もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

この計画には、「自立と協働で創る元気なまち・三股」実現のための方策がいろいろ網羅されています。協働して、この後期基本計画が実行されることで三股のすばらしさが町内外に伝わることを願っています。

この後期基本計画の中から、幾つかお尋ねいたします。

傍聴席には、「第五次三股町総合計画後期基本計画」の中から、私の通告しました質問に準じた部分やその他の資料を準備しております。参考にしてください。

まず、総合計画におきまして、三股町を紹介する文として、その趣旨の初めや随所に「豊かな自然に恵まれた三股町」とあります。先ほど、イノシシ被害もそれを裏づけていると思います。今まで、この豊かな自然を目玉にした通年型の観光施策が見られないという声をよく耳にしてきました。この計画にあります通年型の観光地に向けた整備に注目していきたいと思っています。

町のキャッチフレーズ「花と緑と水の町」で観光として集客できる季節は、現状では春のみだと思います。町の代表的な観光地である椎八重公園を見ると、春以外の活用の必要性を強く感じます。椎八重公園はそれなりのネームバリューを持っていると思います。通年型の観光地のモデルケースとする価値があるのではないのでしょうか。

計画では、まず、60ページに、四季折々の変化を楽しめる樹木の植栽をするなど、地域に根差した公園整備に努めてきたとあります。また、124ページに観光の振興の項があり、そこに季節観光地のネットワークに加え、通年型観光地としての施策づくりと広域的な観光連携が求められていますとあります。通年型の観光地にするために、今は町内の既存の観光地に付加価値をつける必要があると思います。

そこで、後期基本計画の中にある、まず、豊かな自然に恵まれた本町の特色を生かそうとして行われてきた中から、これまで行われてきた通年型観光地を目指しての四季の変化を楽しめる樹木の植栽の例、それと、その他の通年型観光地としての施策の例を具体的にお尋ねいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 第五次三股町総合計画の後期基本計画を、ことし27年度に策定をしたところでございます。この中身についての具体的なお質問でございますが、公園緑地整備と観光の振興の現況と課題ということで、これについては担当課長のほうから、担当課のほうで策定しておりますので、そちらのほうでこの説明をいたします。そしてまた、通年型については、その後説明をさせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） それでは、ご質問の公園緑地整備についての、まず現況と課題について回答させていただきます。

本町の公園緑地ですが、まず都市公園が旭ヶ丘運動公園を初め15カ所の48.83ヘクタール、その他の公園緑地が椎八重公園や河川敷広場等36カ所13.84ヘクタール、合計の51カ所62.67ヘクタールが整備されております。

そして、都市公園及び公園施設の設置基準によりますと、都市計画区域内の都市公園の敷地面積の標準は、住民1人当たり10平方メートル以上ととなっておりますが、本町は約2倍の20.43m²が整備されております。

公園緑地は樹木の植生による良好な風致や景観、またトイレ、休憩所や遊具等を備えまして町民の憩いの場となっており、震災時には避難場所にもなっております。

利用者におきましては遠足やグラウンドゴルフ等、団体の届け出のあったものだけで、町内外から年間約19万6,000人が利用されております。また、そのほか、春まつり期間中は、先ほど議員がおっしゃられましたように椎八重公園が2万1,000人、上米公園が約2万5,000人来園されております。

施設の維持管理としまして、都市公園8公園におきましては、グラウンドゴルフを利用されている15団体がトイレの清掃をしていただいております大変助かっておるところでございますが、草刈りや樹木の剪定及び遊具やトイレ等の修繕など、毎年約3,000万円以上を維持管理費に支出しております。

課題としまして、公園では老朽化した遊具施設等の改修や、古いトイレを高齢者や障害者等の利用に適した構造への再整備などの維持管理費の高騰が見込まれ、また、利用者のマナーの悪さによる施設の破損や近隣住民への迷惑等が多く見込まれます。

今後は、これらの防止策や維持管理費の抑制等を検討していきながら、議員がおっしゃられましたように椎八重公園や上米公園など、祭り期間中だけでなく、年間を通し来園してもらえるような整備をあわせて検討したいと思っております。

ただ、ご質問がありました年間を通してどういう植栽があるのかということなんですが、椎八重公園におきましては6万本のツツジ、そして八重桜等と、あと周りのところにいろんな広葉樹は植えているんですが、これが四季折々に緑化してるかといいますと、ちょっとそこ辺、何とも言えないんですけども。上米公園におきましては500本の桜、そのほか遊具ゾーンとかいろいろなゾーンがあるんですが、その中で、もみじとかカエデ等も植栽しておりますので、四季とはいきませんけども、秋にも鑑賞できるような植栽もやっているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（木下 勝広君） 公園緑地整備等観光振興に関しましては、本町の大きな祭りの一つである三股町春まつりが代表的な祭りとなります。先ほども報告がありましたが、椎八重公園は約2万1,000人、上米公園は約2万5,000人の来園者となります。

しかしながら、椎八重公園が4月中旬から5月初旬、上米公園が3月下旬から4月上旬という限られた期間だけがにぎやかになる状態であります。観光の振興を図る上では、年間を通して来園者を確保することが必要であると考えます。

よって、今後は季節折々の花のある景観整備も含め、観光協会が行っているよかもんツアー、平成28年度以降で展開予定のア・ショートトリップ・トゥ・みまたなど、花以外でも来園してもらえるような企画を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、言われましたけれども広葉樹の植栽等もしてるということですが、この4月、5月以外、時期外れに椎八重公園に行きますと草が生い茂って、入り込むのも、ちょっとちゅうちょするような状況であると思っております。あれを見ますと、椎八重公園も通年型で運営していこうという感じはみじんも感じられません、私だけかもしれませんが。非常にもったいないと思うんですね。

椎八重公園は歴史がありますので、県内、結構ご存じの方いらっしゃるんですね。これを何とかして通年利用できるような。ここ数回行くんですけども、昼の時間は昼休みを利用して車で昼寝するとか、ああいう方がいらっしゃるようですけれども、インバウンドの計画もあれば、あそこはちょうど休憩地とかにも、整備されればなるんじゃないかなと思いますし、長原の丘と絡めて、いろいろ夢は広がるような気もいたします。ぜひ、通年型観光地としての魅力を椎八重公園につけていただきたいと思います。ぜひ、お願いいたします。

関連ですけれども、椎八重公園の近くに長田峡があります。その長田峡の件ですけれども、長田峡とは何なのかと、この定義について通告しておりますけれども、定義及び成因についてどのような認識を持っていられるのかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 椎八重公園のことについて、一回お話しさせていただきますと、本当に春の時期、ツツジと桜がメインでございますので、その時期を中心にしたところのイベント等をやっておるわけなんですけど、秋、年間を通してとなるとなかなか、あそこで何ができるのか、非常に頭を悩ますところでございます。そういう中で5月ごろには――5月の後半かな――池がございますんで、そちらのほうで釣り大会等もされているみたいです。

それからまた、今後ですけれども、今、クルーズ船が日南のほうに来ます。そのインバウン

ドを、どうやってこの地域でもてなすかという意味合いから、構成する10市町村でそちらのほうの取り組みを、連携活動を28年度はやろうということになっておりますので、その一環として椎八重公園とか長田峡、本町の一つの憩いの場、観光地といいますか、そちらのほうのバックアップをできればというふうに考えています。そういう意味合いで、その中の一つの椎八重公園をどのように位置づけるか、そのあたりをこれから検討したいなというふうに思います。

ただ、町が全てをやっていくという形になりますと、相当な財政負担が伴いますので、地域の方も借りながら検討をいたしたいなというふうに思ってます。

長田峡につきましては、わにつか自然公園の一画、県立自然公園の一画でございまして約10キロに及ぶ、要するに峡谷でありまして、池邊さんのところから、あのあたりから、大八重のほうから、そして眼鏡橋までにわたるいろんな溪谷美といいますか、それとか、あるいはまた若い子が喜ぶような釣り場含めて、そしてまた、いろんなガマぶちといいますか、ふちがあるところということで、本町の一つの景勝地というふうに理解していただいているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 定義について聞いたわけですがけれども、最近ですがけれども、火山灰考古学というのがあるというのを知りまして、そういう方面から考えていきますと、身近なところでいきますと、全国的な観光地となっています高千穂峡ですがけれども、あそこが阿蘇山の火山活動で形成された7キロメートルにわたる峡谷であると定義されてます。柱状節理を伴ったということで、このような成因を、はっきりとした中での定義づけというのが必要ではないかと思うんです。

鰐塚は火山ではありませんので、鰐塚が形成されるとき運動の過程として形成されたのが長田峡ではないわけですね。したがって、この成因をはっきりとして、今10キロメートルにわたると言われましたけれども、何カ所かに、その成因を書いて、案内板を設置することによって、生涯教育にも学校教育にも役立つんじゃないかなという気はするんですが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどもお話ししましたように町史を読みますと、やはり地殻変動といったところで、ああいう峡谷ができたというような書き方もされてるんじゃないかなと思いますけれども。言われるように、やはり町の一つの大きな財産でございまして、あそこは、やはり、この町の——教育もそうですけれども——観光の教材、教材といいますか、そういうふうな位置づけのもとに、言われるような施設の案内、そしてまた、あそこには何らかの人を呼び込むようないろんな取り組みをしたいなというふうには考えているところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） いろんな方と、聞いたり、本をひもといてみますと、桜島・錦江湾ジオパークの一環なんですね。始良カルデラの火山活動で形成されたと書いてある本があります。そうしますと、この三股の奥の長田峡と、代表的な観光地である錦江湾・桜島が一体化すると。できるのであれば、この桜島・錦江湾ジオパークの一環として位置づけることも可能ではないかな。そう考えれば、高千穂峡とまた、違った意味でのスケール、そして一つのドラマが感じ取れるんじゃないかなという気がいたします。それも含めると観光地として銘打っていくことができるんじゃないかと思います。

私も時間を見ては奥のほうに行くんですけども、沖水川から内之木場川が削ってできる規模はそう大きくないんですけども、景勝地というのが本当に至るところで見られます。何かもったいないなという気が強くしております。こういうものを１カ所、長田峡のところにウォーキングコースというのが１キロと７００メートルですか、それがウォーキングコースとして案内板に書いてあります。あういうようなものがあちこちにあれば、そこを起点として、例えば椎八重公園の駐車場を起点としての散歩コース、矢ヶ淵公園のところの駐車場をもつての散歩コースと、いろんなのが考えられるのではないかなと思っております。ああいう峡谷というのも、そんなにあちこちあるわけではありませんので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

次にまいります。計画の１２５ページになりますけれども、風土に触れる観光地整備の取り組みとして、観光ボランティアの育成施策が継続とあります。

また、生涯学習社会の確立の項にも、地域の多様な経験や技能を持つ人材の参画とか人材の発掘に努めるとあります。多様な経験や技能を持つ人材とすれば、現在では、まさしく団塊の世代の方々を指していると思います。実際に、文教三股であったところに青年期を過ごされた方々です。物すごい力になっていただけるのではないのでしょうか。

どこにどのような観光ボランティアを必要とするのかが、ある程度、把握できていないと、この計画は進まないと思います。実際に継続する計画となっていますので、これまでの観光ボランティアの育成に関しての経過をお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 観光ボランティア関係のご質問ですね。私のほうも十分聞いているわけではございませんけれども、今、よかもんやのほうに一つサイクリングの自転車等を置きながら三股町を観光できる、そういうふうな待合所といいますか、受付関係等もやっておりますけれども、まだ、本町にとっては各施設関係のところを案内するようなボランティア関係のところの育成というのには至っていないのではないかなというふうに思います。ただ、観光教育を中心に、よかもんツアー等もやっておりますので、そういうときに、同じツアーの中でいろんな施設の紹介したい、そしてまた窯元とか陶芸といいますか、物づくり関係とか、そういうものに関して説

明していく、そういうボランティアといいますか案内人、そういう者は今、育成中でございます。

今後、今お話がありましたように、長田峡を含めて、そしてまた椎八重、そして上米公園、いろんな本町の宝がございますんで、そういうところがきちっと案内できる、また将来的には梶山城を含めて、そういう歴史にも詳しい方、そういう者を育てていくということが必要ではなかろうかというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） そうであれば、計画書の中にあります観光ボランティアの育成の施策が継続とありますけれども、ちょっと表現を変えていただければ、今回のところはと思います。

先ほど言いましたけども、団塊の世代の方々の生かし方というので、多様な経験とか技能を持つ人々を人材として生かす道というのも、三股の持つ宝物ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次にまいります。同じ計画の１２８ページにあります町民主体のまちづくりの推進のところから質問いたします。施政方針の中でも、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めていくとありました。この基本計画の中でも、協働のまちづくりの推進に関しまして、広報広聴の取り組みが上げられています。その中での広聴の具体的な取り組みとして意見箱の記述があります。いわゆる現代版の目安箱でしょうか。また、町民意識調査を実施して、町民ニーズに努めているとあります。

お伺いいたします。意見箱にどれくらいの数の意見が入りましたか、紙の枚数、または件数などで結構ですので教えてください。また、その中にあったアイデアで、実際に生かされたものがどれくらいあったのか、また、それはどのようなものなのか。もう一つですが、町民意向調査の方法とその規模及び回数について教えてください。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 町民のアイデアが生かされるまちづくりについてお答えいたします。

本町では町民のアイデアが生かされるまちづくりを推進するために、町長、副町長、教育長と全課長が出席して、毎年、各地区での座談会を実施するほか、各種の審議会等への町民参加も促進してるところではございますが、そのほかの取り組みとして、通告のありましたご質問について順番にお答えさせていただきます。

まず、意見箱につきましては、まちづくりに対する夢あるご意見を広く住民から募集するため、役場、中央公民館、総合文化施設、健康管理センター、元気の杜の計５カ所に設置しております。町民から寄せられたご意見は、前期の計画期間中５年間で９０件ございました。そのうち、意見、

アイデアが生かされたものは9件で、主なものとしましては昼窓、今は下のほうで証明書を発行していますが、その昼窓の実施。あと、放課後児童クラブの開始時間の変更、総合文化施設トイレの荷物置き場の設置、あと、道路危険箇所等へのガードレールや側溝ふたの設置などがございます。

次に、各種の計画策定時に実施しております町民意向調査につきましては、平成23年度から今年度まで5カ年で10回実施をしております。

具体的には、総務課が26年に、男女共同参画プラン策定のための町民意識調査、それと投票行動及び選挙啓発に関する町民アンケート。あと、企画のほうは総合計画の見直しに関するアンケートです。あと、環境水道課のほうが環境基本計画策定に伴う町民意識調査。あと、福祉課のほうが総合福祉に関するアンケート調査、子ども子育てに関するアンケート調査、障害者福祉に関するアンケート調査、こころの健康に関するアンケート調査、あと、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画にかかる調査。あと、町民保健課がいきいきげんきまた21ニーズ調査、計10個やっているとございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 9件生かされてるところ、90件中9件というのは、かなり町民主体のまちづくりに応えているところではないかなと思っております。

また、今後とも、意見箱5カ所ということですが、私も今言われたところはほとんど行ってるんですけど、ちょっと目にした記憶がないんですけど、目立つような感じでしていただくと、もう少しふえるんじゃないかなと思っています。よろしくお願いいたします。

今回この計画にありますけれども、町民のアイデアが生かされるまちづくりというところで、新たな取り組みとして、130ページに3点上げられていますけれども、これは町民のアイデアが生かされて取り上げられたものなんでしょうか、お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 新たな取り組みとして3つの施策掲げているんですが、これについては、具体的な予定像というのがあるわけじゃなくて、4月以降、今度、住民の方と十分協議しながら、そして、つくっていくというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 別に町民のアイデアが生かされて取り上げられたものではないということですね。次の質問を予定してたんですけども、もう答えられましたので……。 （笑声） ちょっと早いですね。書いとった文章が余計になりました。

先ほど、町長も言われましたけれども、梶山城跡を中心としたにぎわい創出ですけども、私

は梶山出身ですので、今、公民館の関係の方々と一生懸命話を進めつつあるところですが、いろいろお願いをするばかりではいけないので、公民館、または小学校にいろいろと活動の中に入れていただけるようになればいいなと思って動いてはみたいと思ってるところですが、このような場所が、まだまだ町内にはたくさんあると思いますので、よろしく考えて、やっぱり旗振りを町がすることによって地域が動くというのがありますし、町が認めることによって、ああ、そんな価値があるのかと逆に見る場合もあると思いますので、地元から声が上がるのを待つという形ばかりではないように、お願いをしたいと思っております。

それでは、次にまいります。生涯学習社会の確立の項にあります人材の発掘と人材バンクについてお伺いいたします。

先ほどと同じ意味もありますけれども、団塊の世代の方、全国で昭和22年から24年の方々が非常に多く占められて、もう一線を引かれている方がほとんどなんですけれども、この方々についてのことで、生涯学習の観点からも、ぜひ強力に推し進めていただきたいんですが、学校からの支援要請を受けて機能するようなことが計画されているようですが、学校に対してばかりでなく、地方創生の今、地域活性化のための人材バンク登録も必要であると思います。

難しいとは思いますが、知恵を絞っていただきたいと思いますが、多様な要請に応えられるような登録のあり方も考えておかなければならないのではないのでしょうか。そうすることで、より具体的な人材発掘ができると思います。登録のあり方ですね。人材発掘にどのようにして臨まれようとしているのか、また、どのような人材バンクを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 人材の発掘方法と人材バンクの仕組みについてのご質問にお答えします。

生涯学習を推進していく上で、講師及び指導者の確保は最も重要です。教育委員会では、これまで芸術、文化、芸能、スポーツなど各分野における講師のリストを作成して、町民からの問い合わせや生涯学習教室などの際に活用してまいりましたが、平成26年度に学校支援活動の充実を図るため、三股町生涯学習及び学校支援ボランティア人材バンク設置要綱を制定いたしまして、広報誌や回覧を通して人材バンクへの登録募集をいたしました。そのほか、学校等を通じて人材の情報提供をお願いしたところでございます。

これらの広報等によりまして申し込みをいただいた方につきましては、教育課で管理する人材バンクに名簿登載しているところであります。

人材バンクの活用につきましては、町民から教育委員会に講師の問い合わせや、学校から活動支援の要請があった場合に、人材バンクに登載されている方の中から対応できる個人や団体を紹

介していると、そういったことが現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 何人ぐらい登録されてるか、人数わかりますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） まず、平成２７年度の学校支援地域本部事業個人ボランティア登録者としては、２２名の個人と３団体が登録されております。それ以外に、県の平成２７年度みやぎ学び応援ネットというのがあるんですが、そちらのほうには３６名のボランティアの方が登録されております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） この人材バンクというのは、非常にいいものだと思っておりますので。私の知り合いの方々にも、中央部での役職を経験されてきて、地元に戻ってこられたという方が何人もいらっしゃいますので、その方々がゴルフ三昧、または畑仕事で暇々を何とか潰していると言われる方がかなりいらっしゃいます。何かもったいないんですね。第一線で活躍された方々が晴耕雨読、それを目指していらっしゃるのかもしれませんが、もう一汗かいていただけるような、何かそういう仕組みというものがあれば、この人づくりという面からいっても、まちづくりという面からいっても役に立つんではないかなと思いますので、そういう町としてのアンテナを何とか考えていただくとありがたいのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にまいります。今度は、ページは前後しますが、７６ページにあります——計画書の中では——国際理解教育の推進の中のコミュニケーション能力の育成にあります、ふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業についてお伺いたします。

まず、ふるさと振興人材育成と銘打っておりますので、どのような意図をもって、この文言がつけられているのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） ふるさと振興人材育成の国内・海外派遣事業のことについて、いわゆる国際理解教育の推進というようなことからのご質問で、お答えしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

国際理解推進の事業についてであります。広い視野を持った青少年の育成を図ることを目的に、ふるさと振興人材育成国内・海外派遣事業というのに取り組んでおります。中でも海外派遣事業につきましては、平成１０年から今年度まで、合計１５４名の生徒を海外、主にオーストラリアでございますが、派遣をいたしました。派遣団員は事前研修５回、事後研修１回を行ってお

ります。

研修につきましては、団長、中学校の英語の先生、教員をお願いしておりますが、団長の指導及び外国語指導助手——E L Tでございます——の協力のもとに、三股町の紹介や自分の趣味など英語で話せるよう練習をいたしました。帰国してからは、解団式や文教みまたフェスティバルにおいて研修報告会を実施し、町民に対して活動報告を行っております。

また、国内派遣と合同で作成した活動報告書の中に、「日本語の話せない世界で勇気を出してみ、言葉が通じたことで自信がついた」「この研修で学んだことをこれからの生活に役立てて、三股から世界へ広い視野を持てるように頑張りたい」などの感想にあるように、子供たちの今後の成長に大きく寄与するものと信じているところであります。

このように、この事業につきましては、町内の子供たちが大きく、今後、羽ばたいてくれるという事業というふうに捉えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） ふるさと振興なんですね、そのための人材育成。これ連続して、ふるさと振興人材育成と、こうなりますけれども。私の読み方でいきますと、ふるさと三股を振興するための人材を育成するというふうに、私は読むんですけども。そうした場合には、今、言われましたけども、広い視野を身につけるといのは当然ですが、ふるさとを振興するための人材を育成するというものに直結するものとすれば、直結するという表現が当てはまっているかどうか分かりませんが、何かありますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 国内を入れますと膨大な数になるんですけども、子供たちの追跡調査というのは、してはおりません。具体的な事例はないんですけども、一番わかりやすい事例を申し上げますと、海外派遣を小学校のときに経験した子供の中で、今、ふるさとで活躍している、ことし役場に採用された大田というのがおります、教育課へおりますけども、今まさに国内派遣の担当になっておりますけども。その青年が、今、ふるさと三股で活躍して、国内派遣の担当として意気揚々と頑張っておるということで、一例だけは、それをご紹介しますことができます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 大田さんに、また改めて話を聞きたいと思っております。

何でこういうことをいうかといいますと、計画書の中にも「異文化を理解、尊重する」とか、「外国の言語や文化について理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努める」とあります。高校では、日本史ではなく世界史が必修科目となったそのときに、日本の歴史を中学校までで終えて高校では学ばない生徒がいるということを問題視する人が多くいまし

た。東大に入る人たちでも、日本の歴史は中学校の社会科で習って終わりと、その人たちが日本の代表としてやっていくことにも問題があるんじゃないかという人もいましたけれども、自分の国のことを余り知らずに、外国の言語とか文化を学ぶことに重きを置きがちではないかという気持ち強くあります。

コミュニケーション能力というところですけども、この場合にも、普通、あんた誰ねと聞く前に、自分を紹介してから相手を聞くというのがルールではないかなと思いますので、相手を知ることの前に、自分をどれぐらい相手に理解してもらえるかということが、とても大切なことだと思います。

この派遣事業の場合に、コミュニケーション能力を問うときに、郷土や自国の文化を理解しておくことが必要だと思います。国内派遣の場合は、このふるさと三股の学習、海外派遣の場合は日本文化のこと、それをコミュニケーションという意味から、派遣先の学習と同じくらい事前学習をしておく必要があると思います。ほかの地域の人とのコミュニケーションの始まりに何らかの形の自己紹介をするときに、自分のことを言うのは当然でないかなと思っているわけですけども。

そこで、小学校3、4年生で郷土学習をすると、以前お聞きいたしました。そして、中学校では日本の歴史の授業がありますが、それ以外に、この派遣事業に際して郷土学習、日本の歴史等について事前学習があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 国内派遣、今、沖永良部島に行っております。大きな文化の違いは、海に囲まれたところで自然豊かなところで、ウミガメの産卵とかいったものを体験活動やっておりますが。事前学習の中で、三股町の文化を学んで向こうに行って披露というのは、奴踊り、棒踊り——踊りも含めてでしたね——等を一緒に学んで、身につけて、現地の方々のお祭りのときにそれを披露いたします。すごく歓迎を受けたそうです。特別賞を受けて帰ってきました。ここでやるよりも、向こうでやったときの子供たちの動きとか笑顔とか声とか、すばらしくよかったという報告を受けております。そういったものを一緒になって、事前研修で何回か、夏休み、一緒に研修しました。そして、現地で三股の文化を披露したということでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 帰ってくるものがあんまりないちゅうのは、期待して質問してるわけではないんですけれども。

実際、学校の授業カリキュラムがありますので、それにかなり多くの時間を割いて、この派遣事業のための授業を行うということは、かなり無理があるとは思いますが。外国とかほかの地域の文化を学ぶのと同じくらい、ほかの地域の文化を知る授業をしてほしいということをお

願いたいと思っているわけなんですけれども。

何なのかといいますと、去年、私は文教厚生常任委員会委員長として、派遣事業の最初と最後、出させていただきます。そして、文化会館でありましたものにも出させていただきますけれども、そのときの派遣事業の報告を聞きまして、派遣された皆さんが一回りも二回りも大きくなったなという感じはいたしました。

しかし、意外に思ったことが一つありました。どの人の報告を聞きましても、ふるさと三股についての感想がなかったということを意外だと思いました。ふるさと振興、人材育成のための派遣事業のはずであったわけですから、一つの視点として、ふるさと三股に対する思いとか見方についての変化があってもよかったのではないかと思ったわけです。これについても、感想文書かせるなり、発表のための報告も書くときまでも考えて、事前教育、事後教育で、このようなこと、三股に対する視点というものはなされたのかどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 感想文の書き方についての指導というところまではいつてないと思います。この事業の狙いというのは、大きくは言っておりますけども、その後の事後指導といたしまして、感想文の段階で、気持ちとしては持っていると思います。でも、感想文の書き方っていうところまで——帰ってきてからは研修1回しかありません——そこあたりまでの細かな指導の手だてというのはなかったというふうに思っております。今後の参考にさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） その点だけが、私は残念だったんですね。帰ってきて、三股がよかったとか、お父さんお母さんのもとがよかったとか、そういうようなものが少しでもあればなと思ってたんですけれども。今後、検討していただけるということですので、よろしく願いたします。

それで、もう一つですけれども、派遣先につきましても考えていただければ、派遣されたときに、三股の違いをはっきりと認識できるような派遣先があってもいいんじゃないかなと思うんですけれども。海のあるところ、三股は海がありませんので、比較しようがありません。けど、沖永良部、三股と違った豊かな自然というものでは比べようがあるのかもしれませんが、視点が違えばあるのかもしれませんが。三股との関連性の強いところ、例えば歴史で共通点があるとか、地形で共通点があるとか、そういうようなものがあれば、また、三股と全く真逆のところが派遣先であれば、いろんな意味でふるさと三股をしっかりと認識できるのではないかなと思っております。全て比較して自分がわかるわけですから、この派遣事業というのも、そういう意味で考えていただきたいと思っております。

また、海外派遣の場合、中学生ですので最初の進路決定が、すぐそこに迫っています。ふるさ

とをもっと振興できる、進路に役立つような経験ができるものであっていいのではないかと
っております。例えば、町の基幹産業を第1次産業とするならば、中学生のときにオーストラ
リアの大規模な農業を目の当たりにすること、こういうのは大きな参考になるのではないかなと思
っております。将来、農業をやりたいという子たちが、そういう刺激を受けて三股の農業のあり
方を見つめ直すとか、そういうのにも役に立つのではないかなと思っておりますので、このふる
さと振興人材育成という趣旨を、もっとはっきりとした上で、この事業が行われるようになるこ
とをお願いしたいと思っております。

次の質問に移させていただきます。去る1月24日、先ほどから出てますけれども、十分に記
憶に残るであろう第1回目のパノラマまらそんが行われました。関係された全ての皆様の思いが
一つになり、大盛会のうちに終了したものだと思っています。開催に当たって、大会事務局の方々、
本当に少人数で、ばたばたされた毎日だったようですけれども、ご苦労は大変なものであったと
思っております。

今議会の初めに町長の施政方針の中でも大まかな感想をお聞きいただきましたが、まず、この大
会に対して、当初どのような効果を考えられていたのか、そしてどうであったのか、その実際を
含めて、町長の感想をお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 1月24日に、第1回みまたん霧島パノラマまらそんということで開
催させていただきました。雪が降る中での大会でございまして、どちらかというと記憶に残る大
会になったというふうに思います。

これまでのチャレンジRUNの継承、発展させまして、今回がチャレンジRUNを実施して
れば15回という形になりますので、それを発展、継承ということで、町内の主要道路を走るハー
フマラソンを新種目とする大会ということでもありますから、町としましては初めての経験とい
うことで、受付をどうしたらいいのか、控室とか待機場所の準備、また、道路を走りますので交通
関係、そして町の真ん中を走るということで、給水所の運営とか沿道での声援とか完走後の接待
など、いろいろと配慮すべき心配事が多岐にわたったところでございます。その上、先ほど申し
ましたが、当日は大寒波の到来で最高気温が1.3度と、雪が降りしきる中での大会となりました。

しかし、都城警察署の理解と支援のもと、交通トラブルもなく、沿道では多くの町民の方々の
大声援が大会を盛り上げまして、給水所では多数の小中高生や町民ボランティア、各自治公民館
のもてなしや、また、太鼓とかラッパなどの応援がランナーの背中を押したところでございます。

また、本会場では参加者への温かい豚汁とか焼き肉、ご飯の振る舞いや、企業や事業所からの
プレゼントが好評で、大変ランナーに喜ばれました。おかげさまで、素晴らしい大会となったと

いうふうに感じております。また、関係した多くの皆さんに感謝と敬意を表したいというふうに思います。

この大会は地方創生の一環というふうに位置づけておりまして、アスリートタウンみまたを町内外へ発信できたのではないかとというふうに考えております。今大会、いろいろと反省すべき点多々あるかと思しますので、それを踏まえまして、次回大会はさらなるレベルアップを目指して取り組みたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。

このハーフマラソンは、影響のあった範囲からも、また、関係した地域、人から考えても、町内最大のイベントであったと思います。ほかに、こういう広い地域、たくさんの人がかかわったイベントを私は知らないんですけれども。

そういう大きなイベントであったわけですが、この大会にどの課が、どのようなことに、どのように取り組んだかということをご説明ください。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それでは、どの課が、どのようなことに、どのように取り組んだのかについて説明します。

みまたん霧島パノラマまらそんは教育課が中心となって開催しましたが、そのほかに都市整備課、産業振興課、企画政策課、町民保健課の協力により実施したところです。

まず、中心となった教育課では、実行委員会の立ち上げから、警察や土木事務所など関係機関との調整、協賛企業の募集、参加者とボランティアの募集、交通規制看板等の設置などに取り組みました。都市整備課では、町道の草刈り及び除草や段差箇所の補修、また、前日から凍結防止剤散布などに取り組みました。産業振興課では、飲食物や物産品の出店手配などに取り組みしました。企画政策課では、回覧や町広報誌により選手の募集案内、交通規制のお知らせ、大会後の報告など、町民に対しての広報に取り組みました。町民保健課では、大会当日、会場内に町の保健室を設置し、選手等の健康相談に取り組みました。そのほか、当日のボランティアやランナーとして多くの職員が本大会にかかわっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） はい、よくわかりました。

本当に皆さん、大変な一日であったと思いますけれども、役場職員の方々はそのずっと前からかわりされて、本当に大変だったと思いますけれども、その分、喜びも多かったのではないかなと思います。

あのような天気であったこともありまして、余計に、当日のマラソンに関する情報を知りたいと強く感じました。このような大きな、町を挙げてのビッグイベントに関しましては、町独自のタイムリーなニュース発信はできないものなのかと思いました。

例えば、町のホームページの活用です。町のホームページを見ましても、当日はもちろんですが、翌日も、その翌日も、その翌日も、その翌日も、しばらくの間は大会前と何ら変わりませんでした。終了後は第一弾として、せめて翌日、一日も早く、大会が盛況であったことと協力に対する感謝の意をあらわしたほうが、町としての取り組みに対する一生懸命さが出たのではないかと、また、翌年に対する意気込みが示せたのではないかと思います。

大会の成績、結果などにつきまして、私が見たところでいきますと、約2週間後の2月5日付の町のホームページで公表されていまして。私としましては、かなり遅かったように思います。施政方針の中では、今大会の結果や反省点を踏まえ、さらに皆様に愛される大会になるよう第2回大会を開催されると言われました。やっぱり2回目だなと言われるようにするには、1回目をじっくりと検証していく必要があります。いわゆるPDCAサイクルを通して、2回目を実施するということになると思います。

私は山王原給水所で多くの方々と——あそこは往復通りますので——3時間以上過ごしました。いわゆる、おもてなしの側にいました。そのような方々にとっては、おもてなしに対する評価が気になると思います。また、それが次回へのエネルギーとなると思います。さまざまな形で参加された多くの町民の皆様に、その熱気が冷めぬうちに、一日も早く、ランナーの方々の声を含めた情報を届けることはできなかったのかなと思います。

もちろん、次回をもっと充実させるためには、ボランティアに携わった人たちの声も集約しておく必要があったと思います。何らかの方法で入手したさまざまな情報を、早目にホームページで、数回に分けても紹介するなどしたらよかったのではないのでしょうか。ランナーの方々のさまざまな声を手に入れられていたはずなんです。多分、感謝の声が多かったのではないかと思います。

なぜならば、資料としてお配りしておりますけれども、私は個人的に、町外から参加された14名の方々の声を手に入れています。全て、この方々は、いろんなところで走っておられる方です。それについては、今お渡ししておりますけれども、こういうような情報も——私がこれつくったのは1月の29、30とかそこらだと思うんですけども——こういう情報だけであってもホームページで載せることはできたのではないかなと思いますが、今大会をどのような方法で検証され、どのような結果を得られたのか、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この大会につきましては、先ほどの町長の感想にもありましたよう

に、全体的には所期の目的を達成できた大会ではなかったかと思っているところであります。

検証につきましては、参加者、応援者、大会関係者等に直接感想を聞いたり、インターネットの大会評価サイトや個人のブログ等を読んだりして、参加者及び運営側の意見を集めました。そのほかにも多くの手紙、電話、メールをいただいております。その主な意見であります、「おもてなしの心が伝わって、よい大会であった」とか、「ランナーの一人としてお礼を言わずにはいられないほど感動した」など高い評価をいただいております。

ただ、改善点を望む声もあり、主なものとして、前日の受付が混雑したこと、会場への案内がなく、わかりづかったこと、トイレの数が不足していたことなどのご指摘を受けております。そのほか、開門閉鎖時間を早めるなどの警察からの指摘も含め運営面の反省点もあり、それらの一つ一つを検証しているところであります。次回大会は、もっと満足のいく大会にしたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 多くの方々の声を聞かれていたということですので、できればホームページで逐一応えていただくと、感謝の気持ちが、より伝わったのではないかなと思っておりますので、できましたら、次回はよろしく願いしたいと思います。

続きまして、文化財について、１２月議会、その後の動きについてお伺いいたします。

毎議会のたびにお伺いしていますが、歴史を誇っている町であるのに——歴史を誇っている町であるのにといいますが、どこがどうなのかというのも問題ですけれども——椎八重公園の案内板には、古い歴史を持つという言葉で案内がされております。そういう町であるのに、文化財指定には何か消極的な感じがとれます。歯がゆい感を禁じ得ません。町制施行７０周年を記念して、文教三股のためにも、文化財指定にもっと前向きになってほしいと思います。

そこで、戦争史跡として、現在、聞き取り調査が進められております都城東飛行場について、最近知ったことですが、戦後５０周年のときに発行されました「戦争のあしあと」という、町教育委員会によって書かれました冊子を見ました、最近です。それには、私が去年から知りたかったことが、かなり多く掲載されています。

そこで思ったことが、昨年の議会でこのことを取り上げさせてもらったときに、その冊子のことを説明されなかったことが、何か変に思われました。調査の蓄積はどのようになっているのかなということ。係がかわることでスタートに戻るようなことがあったら、無駄になることが多いのではないかなということ。

そこで、この戦後５０周年のときに作成された冊子が、今回、どのように生かされているのかについてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 都城東飛行場の聞き取り調査についてであります。現段階で8人の方々への聞き取り調査を行いまして、飛行機の誘導路など、幾つかの点に関して新たな情報を得ることができました。そのほか調査に当たっては、戦後50周年を記念して刊行された、今ご指摘のありました「三股のあしあと」などの資料も参考にしながら調査を行っているところであります。

今後とも調査を継続し、得られた成果は、現在編さん中の町史に結実させ、広く町民への周知を図るとともに、その調査過程や、その詳細についても記録保存して、後世に残していく予定であります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） この50年のときの「戦争のあしあと」というのは、生かされてるんですね、今回の調査の中には。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） この「三股のあしあと」の中に飛行場の地図が載ってるんですけども、その地図を持って、8人の方々にその地図を見せながら話を聞いたということに聞いております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、わかりました。町史編さんの期間もだんだんと近づいてきておりますので、スピードアップをお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

続きまして、基本計画の124ページに三島通庸公のことが書かれております。それは、「江戸時代は薩摩藩に属し、地頭三島通庸が開拓したとされる三股の歴史を紹介し、三股の風土に触れることのできる観光政策を検討していくことも重要な視点です」というところです。この部分において、三島公の功績が三股の風土と書いてありながら、「開拓したとされる」という表現は、少し情けないと思いました。なぜならば、12月議会でも申し上げましたが、三股を三島公が開拓したということは、三島家も、そして三島研究家も認めているという現実があるという裏づけがあるからです。この部分の記述については、再考をお願いしたいと思っております。

この三島公の実績について、町外の人から、最近、聞いたことで気づかされたことがあります。近くにいと気づかないもので、外からの人のほうで気づかされるという例の一つですけれども、それは何かといいますと、いわゆる三島道路という三島公がつくられた道路で、現在残っている風景のことです。この道路には石垣が多いとお聞きしたことがあります。前回の議会でも申し上げましたが、後継者がいなくなると壊される歴史的なものがたくさんあります。今、残っているものを後世に残していくためにも、今、何らかの手だてが必要ではないでしょうか。現在の三股

の出発地である山王原の史跡保存の一角として、いわゆる三島道路の石垣のある風景の存続についてのお考えと、これまでの議会で説明がありました山王原の小倉邸の利活用についてどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 三島通庸公関連の史跡につきましては、12月議会の一般質問におきまして町の考えをお答えしたところですが、教育課では、三島通庸公関連の資料は、三股町では、現在のところは確認されていないということで、関連史跡の掘り起こしも困難な状況であるということでございます。

しかしながら、資料による裏づけはないものの、神社へ向かう石垣のある通りが三島道路と呼ばれておりまして、地域の方々に認知されているのも事実であり、大変貴重なものであると考えております。文化財的な取り扱いが難しいのであれば、観光面からの施策はできないか、あるいは通り会や保存会を立ち上げて、後世に引き継ぐことはできないか、今後、地域の方々と協議する必要があると思いますが、石垣を保存するための財源、これをどのように確保するかが大きな課題であるというふうに考えております。

また、以前、総合戦略でお話ししました古民家の小倉邸の利活用ですが、検討しておりました高校生レストランは、高校との協議によりまして、今回は断念することになりました。この古民家につきましても、多額の改修費用など多くの課題がありますので、新たな利活用策を含めて、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほどから言ってますように、文教三股といいながら、文化財には非常に消極的であるという感じをずっと持っております。文化財の指定につきましては、制度上、また資料の上からさまざまな制約があり難しいということは聞いておりますけれども、諦めたくありません。何とか、後世に伝えていきたい三股の宝物として、公の立場から何らかの形で認めていただきたい、それが地元に住む人たちの力にもなると思っております。

実際、この三島道路の一角が、数日前、石垣が崩れてまして、それをその家の方が私財を出してですけれども、石垣を業者の方に頼んで直しておられました。私が見たところ、2日、丸々かかっていたようです。その方も、もうかなりの高齢で、話を聞きますと、これ維持していくのも大変だけれども、もったいないからということとされているのを聞いております。それを、役場としても何らかの説明、例えば今回の町史の中にでも一言入れて、何か認めていただくとかそういうのがあれば、やりがいを感じられるのではないかなと思っております。

それ以外にも、後世に伝えていきたい三股の宝物の中におきまして、民俗文化財についての質問もさせていただきたいと思っておりますけれども、これについても、多分、しっかりとした歴

史的な裏づけがないから指定できないという形になるかと思いますが、例えば、もう三股町民広く、皆がひとしく知っているじゃんかん馬とか、それから棒踊り、俵踊り、それとか梶山地区の盆灯籠とか、そういうような三股をあらわすような無形の民俗文化財、こういうのも何らかの形で、公の立場から認めていただけるようなことはできないものかというふうに感じます。

そこで、資料の最後のほうにつけておりますけれども、こういうことをいろいろ調べておりましたら、実際に岩手県の遠野市に、市民が後世に伝えたい遺産を推薦し、市の遺産認定調査委員会が調査を行い、その調査結果に基づいて市長が認定するという制度があります。

遠野遺産のホームページに、次のような言葉が掲載されています。資料にあります、この中の遠野というところを三股に置きかえて読んでみると、非常にわかるのではないかなと思いますけれども、ちょっと読んでみたいと思います。

「わたしたちの住む「ふるさと三股」には、どんな「たからもの」があるのだろう。自分の住んでいる地域を見つめなおし、あらためてふるさとの良さを知る。もっと三股を好きになる。子どもたちに三股の「たからもの」を伝えていきたい」、こういうのが書いてあります。ぐっとくるような気がいたしました。

この、似たようなことをできないものかと考えております。制度上の制約が大きくて、町や県や国の指定をとれないというなら、遠野方式で認定し、町のホームページなどで広めていくことも必要ではないかと思えます。この遠野のホームページ、読むだけでも楽しいんですね。浮き浮きするような、ああ、行ってみたいなと思うようなところがいっぱいあります。たしか、今、百五十何カ所、遠野遺産として指定されております。写真つき、そしてそのいわれつきで書いてありますので、もし興味を持たれたならば、詳細についてはホームページをごらんください。

また、つい最近ですが、都城市合併10周年記念で作成された「みやこのじょうウオーキングマップ」——これですね——に出会いました。ことしの1月作成と書いてあります。マップの作成協力団体として、まちづくり協議会及びみやこんじょ健康づくり会が挙げてあります。健康づくりとまちづくりがそれぞれの目的のもとに取り組み、それが合体した冊子です。遠野遺産について調べていたところでしたので、こんな近くにもあったという驚きを感じました。山田も高崎も山之口も載っています。三股は、もちろんありません。せめて、これにあと2ページつけて三股の部分ができるような、せめてそういうようなものでも、健康づくりという面からであってもつくれば、1カ所でもウオーキングコースの中に目印となるものがふえていけば、この遠野遺産にありましたような、三股の「たからもの」、後世に伝えていくべき「たからもの」、というものがよくわかるのではないかなと思っております。これにつきましては、次回以降の一般質問でも取り上げることがあると思っておりますので、準備のほど、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） これより 3 時 5 5 分まで本会議を休憩いたします。

午後 3 時 43 分休憩

午後 3 時 53 分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 5 番、堀内君。

〔5 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5 番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位 5 番、堀内です。

さっそく入りたいと思いますけども、今回、町長が施政方針の中で申し上げられました第五次三股町総合計画後期基本計画についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このことについては、平成 28 年度から 32 年度の新たなまちづくりの指針として掲げられており、本年度が初年度ということですので、町の将来像についてどういった構想を持っているのか、お聞きしたいと思っております。

まず最初にですけども、子育ての支援の充実についてでございますけども、施策の基本的な方向として児童施設の充実とあります。中でも、放課後児童クラブについて、現状と課題としての施設の老朽化、子ども・子育ての支援新制度への対応、待機児童の対策に取り組む必要があると掲げられております。中でも、児童施設の充実については、施設の統廃合及び施設整備、学校の余裕教室の利用などがありますが、具体的にどういうふうに進めるのかをお尋ねしたいと思います。

放課後児童クラブ、放課後児童育成事業について調べてみると、町内の児童施設、児童館、12カ所で実施しておられています。目的として、保護者が労働等による昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとあります。以前、山王原児童館ですか、利用していたのを、三股小の別館——図書館ですか——に移して三股小の児童クラブといたしました。さらに、本年度でありますけども、三股西小の児童クラブを小学校近くの中団地に整備するということがあります。また、今現在利用している12カ所の施設のうち、児童館の利用が上米、東原、新馬場、今市、植木、蓼池、前目、宮村、梶山、長田の10カ所あると思いますけども、この児童館については以前にも要望がありましたけども、児童クラブや待機児童の子供の遊び場として利用され、場所によっては自治公民館としても利用されております。以前から、古くなっているということで、32年から47年経過しているところがありました。建てかえの要望や補助事業による改修の件、財源、委員の配置などにより、結果、できないということがありましたけれども、この放課後児童クラブについては、

今後、利用がふえる地区や、利用している施設が時代にそぐわなくなっているような気がいたします。学校の空き家等利用を含め、今後どのように施設の充実を図っているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

あとの質問については、質問席に着いてお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 子育て支援（児童施設）の充実についてということでのご質問でございますが、本町は子育て支援というのを一つの大きなまちづくりの柱というふうに取り組んでいるところでございます。ご案内のとおり、保育料の上乗せ助成とか乳幼児の医療費の拡大、小学校の入院の無料化、そしてまたファミリーサポートセンターの充実とか、また、保育所の建てかえ等やってきたところでございます。そういう中で、この放課後児童クラブの充実というのも一つの大きなテーマではなかろうかというふうに思っています。

そういう中でのご質問でございますが、放課後児童クラブについて、施設の統廃合及び施設整備、学校の余裕教室の利用などがあるが具体的にどう進めるのかと、また②では、有料化の検討及び新制度に伴うサービスをどのように取り組むかというご質問でございますので、これについて担当課のほうで、それぞれ検討がなされておりますので、そしてまた28年度の予算等との絡みがございまして、担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、①でございますが、現在、児童館等で実施しております放課後児童クラブにつきましては、10カ所の児童館と三股小児童クラブ室、2地区の交流プラザの12カ所で実施しております。それぞれのクラブにおきまして、受け入れ児童数のばらつきや児童館の老朽化などの課題を抱えているのが現状でございます。

また、本町では小学3年生までを受け入れておりますが、平成27年度から国の指針により小学6年生までに拡大され、クラブ室の定員もおおむね40名以下になり、質の向上も求められております。クラブ室の理想といたしましては、学校の敷地内か隣接した場所で明るく衛生的な環境のもと、適切な訓練を受けた職員により、心身ともに健やかに育成するよう指導するのがベストでありますので、福祉課、教育課など連携を密にして対応していきたいと考えております。

現時点では、具体的な進め方は決定しておりませんが、昨年10月に開催しました三股町子ども・子育て会議において、整備及び廃止、事業開始等の計画案を示しております。その案であります。28年度において西小学校区域に新たな児童クラブ室2つを建築することとしております。完成により児童クラブ室が13カ所となりますので、28年度をもって上米児童クラブ室を

2地区交流プラザに統合したいというふうに思っております。

また、29年度からは児童クラブ室を完全に有料化にし、各小学校区域にどの程度のクラブ室が実際必要であるのかを把握したいと思っております。その後、各小学校の敷地や隣接地への新設、空き教室などの利用を検討していきたいと思っております。

最終的には、西小学校区域に2から4、三股小、勝岡小学校区域に1から2つ、その他の小学校区域に1つのクラブ室を配置し、現在利用している児童館で利用価値のある施設については、自治公民館や地域福祉センターとして、自治公民館や放課後児童クラブ室を利用しない児童の遊び場に開放していく方向を考えております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、ご説明があったんですけども、まず、中身に入る前に放課後児童クラブの現状というか、ちょっとお聞きしたいんですが、クラブに登録している子と——児童館においては——登録してない待機児童扱いになる子供がいるかと思いますが、今、児童クラブに登録している待機児童の子は何人いるか、わかれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現在の27年度のクラブ登録者児童数ですけども、一番多いところが70名の今市、そしてその次に多いところが植木の53ということで、あとは40台が宮村と前目と蓼池、そして三股小が38、新馬場が28、プラザが18、上米が16、長田が13と、登録者数は以上でございますけども、実際、利用している数といたしましては、今市が1日平均で44、次に多いところが植木の28、三股小の26、蓼池の24ということで、全館平均すれば19でございますけども、1日平均者数。待機児童というのは、現在のところ、今市が一番あれなんですけど、待機児童はいない状況でございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 大体平均して19人ぐらいの利用かということでもありますけども。児童館の機能についてお聞きしますが、厚生労働省が育ててる放課後児童健全育成事業と、あと三股町がしている放課後児童育成事業ですね。これについて、健全がつくかどうかの違いだと思うんですが、事業内容としては同じと捉えてよろしいですか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 放課後児童クラブ室というこの事業は、小学3年生以下、今までは。そして、それは先ほど議員のほうが言われましたように、ご両親がともに働いているということで、放課後に家に帰っても誰もいないと、昔の鍵っ子ですね、鍵っ子政策を放課後児童クラブ室とっております。普通の児童館事業は18歳以下の児童が児童館に来て遊ぶという形で、それ

についても構成員は2人以上、2人は必ずつけなきゃいけないんですけども、その児童館事業というふうに、2つを1カ所でやっているのが三股町でございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 1カ所で2つの児童クラブと子供を預かっていくことで、利用の案内とか見てると、児童クラブのいろんな条件とか、クラブに入っていない子の条件とか、いろいろ書いてあります。例えば、クラブに入ってる子は、放課後、学校から直接児童クラブへ向かうということ。入っていない子は、一旦自宅へ帰宅して、また来館できると。また、時間についても若干違っているということで、あと、次に入るかもしれませんけども、土曜日ですかね、これは長期休業になると、ちょっと児童クラブのほう有料になるかなということ、いろいろな違いがあると思いますけども、これは置いて。

ちょっと詳しく入っていきたいと思うんですけども、今度新しく整備される中原団地内の施設ですか、そこはどういった、今後、児童館とか児童クラブを思っているのか、わかれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 今度の三股西小区域に建設予定のクラブ室は、純然たる放課後児童クラブ室にしようかという感じで思っておりまして、45名の定員を2つ。純粹にそういうふうに使っているのは、三股小の児童クラブ室が放課後児童クラブだけしか使えないというふうにしてるんですけども、そこを有料化していくという形にしますけども、ほかのとも有料化して、本当に保護者の方がどうしても見てほしいという方々が、仕事の関係上、そういう方々の児童数を把握する必要もございますので、有料化をということを考えております。県内でも有料化していないところはほとんどございませんので、放課後児童クラブ室にしようとするときには、放課後児童健全育成をするために有料化を考えております。金額は、まだ未定でございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今後、児童クラブについては有料化ということで、現在も2,000円ぐらい取っているんですかね。2,000円ぐらい取っているんですかね、長期休業については。（「夏休み」と呼ぶ者あり）夏休みですね、はい。

さっき、冒頭に話したとおり、山王原児童館ですか、あのところを三股小の児童クラブに持っていくということがありますが、この山王原児童館については、もう全然、児童クラブ以外の子は受け付けていないのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 最初は、山王原地域福祉センターも、放課後児童クラブ室以外の子供さんに利用していただくということで開放しておりました、1人職員を配置して。ただ、ほ

とんど来ないんです、子供が。それで、もう閉鎖ということにして、今現在、サロン等をやっておりますけども、そういうところに遊びに行っていて、子供が行っていただくことは結構ですけども、今のところ、通常は鍵をかけて閉めているという形です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） そういう状況であるということで、あとまた、今後、上米の児童館を２地区交流プラザですか、持っていくというような話でありますけども。ここでちょっと心配するのが、委員会でもちょっと出たんですけども、子供の世話をする指導員ですけども、指導員について、児童館については児童厚生員と呼んでいると思いますが、クラブにおいては児童支援員というふうな意味になると思っていますけども、この厚生員と児童支援員ですか、この違いがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） どちらも保育士とか幼稚園とかの免許を持っていればいいんですけども、児童館はそんなに厳しくは言いませんけども、今度の放課後児童クラブ室になれば、そういう資格を持って、また研修をしていただいて、ちょっと質を高めなきゃいけないというのはあるというふうに思ってます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 本年度の当初予算で見ますと、児童厚生員が３２名で組まれて、委託料ですかね、組まれていますけども。ということは、厚生員がふえるということを考えてよろしいんですかね。大体、ふえるとしたらどれぐらい、何人ぐらいふえていくか、予算的にもわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 児童館も、その後の児童クラブ室も２人という配置、基準は変わりませんので、人数はふえないということしております。この西小学校クラブ室を２つつくりますので、先ほど申しておりますように１３カ所になってしまいますので、上米のプラザと統合しまして、上米にいる児童館厚生員の方を西小学校に行っていていただくということに、今市の児童館の厚生員を西小学校のもう一つのほうに行っていていただくということにしようかというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 結局、指導員というか、そういう方の削減はないということを考えてよろしいですね。はい。

その中で、児童館についても、先ほども言いましたけども、結構古いということでありまして、ちょっと地元からの意見もあつたんですけども、宮村児童館の件ですけども、ここ、ちょっと地

元からの意見があるということで、こういった意見があるかということ、児童館がなくなるんじゃないかということと、あと遊び場とか駐車場がない、迎えに行くときに駐車場がないから危ないとか、あと、この児童館の規模を3地区分館のほうに持っていけないだろうかというようなことも聞いております。

そこで、私も指導員の方といろいろ話したんですけども、山元石油ですね、宮村の、あそこから一万城へかける道が本当は狭いんじゃないかということで、そこで送り迎えするのに、ちょっと危険であるということで。この児童館については、御年神社に隣接する中にあって、遊ぶところも余りないということで聞いております。今現在、それを改善するために、指導員の方が御年神社の東側にある駐車場をお借りして、その対処を行っているところでありまして、これもいつまで借りられるかわからない、行事が重なると迷惑をかけるというようなことでありました。あと、もちろん建てかえるということは大変予算が要るということで、また、児童館の増設はしないということでありましたので、先ほど言いました3地区分館のほうにちょっと移設できないかということで、3地区分館の利用状況を調べてみたところ、結構使っているところがあるということで、特に夏休み、長期休暇を、児童クラブとかそういう児童館が使って迷惑になるんじゃないかなということを考えるとちょっと無理かなということを思っているんですけども。

あと、学校の空き教室の利用ということで、宮村小学校の教頭先生についてどうですかと聞いてみると、空き教室は今のところないということで、将来的にもあくような現状ではないだろうということで、これもちょっとだめだということで。ということは、宮村児童館については、今の現状のまま、子供の遊び場を確保するとか駐車場を広くするとか、そういった配慮が必要じゃないかと思っているんですけども、この点については、以前も要望という箇所があったんですけど、それを含めて、何か協議されたのかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 前、3地区だったか、大鷲巣だったか、地区別座談会をしたとき、大鷲巣の自治公民館は、その児童館を自治公民館として利用したいということでございましたので、先ほど出ました3地区分館を利用できればいいかなということで、小鷲巣、大鷲巣、高畑、そして寺柱ですね、4自治公民館長さんたちと話し合っていて、3地区分館で放課後児童クラブ室ができればいいんですがということは、前言ったことはあるんですけども、それからちょっと話し合いが先には進んでいない状況でございましたけども。今、議員のほうが言われたように、何か利用がいっぱい使えないという状況なら、今後また、別方向も考えないかなのかなというふうには思ったところでございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 地区座談会のことで、ちょっと企画政策課課長でもあったんでし

ょうけども、児童館がなくなるということであって、当時、平成24年ですけども、その変わりとして、館は残し、児童館と多世代交流ができるサロンとして残していきたいというようなことでありましたので、十分目的は達するように、子供の事故、けがのないような、先ほども町長が言いましたように子育てに力をということでもありますので、子供がよりよい、健全に成長できるような施設づくりをお願いしたいと思って、質問にかえていきます。

次の質問になるんですけども、有料化の検討及び新制度に伴うサービスにどのように取り組むのかということで、先ほどもちょっと出てましたけども、改めてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先ほども申し上げましたが、実際どの程度の児童が本当にクラブ室を必要としているのかわからない状況でございますので、ハード・ソフト面の両面の取り組みを考えると、ちょっと考えや支障を来しておりますので、料金は未定でございますが、29年度からの実施に向けて保護者への説明会などを実施してまいります。

また、サービスへの取り組みでございますが、これも現状では未定でございますが、利用料金をいただくことになりますので、他市町村の事例等いろいろ出ておりますので、それを参考に子供の健やかな成長に資する充実したサービスを提供していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先ほどもありましたように、小学校3年の預かりを6年生まで拡大するということですね。

あと、放課後児童健全育成事業っていうことについて調べてみると、全国的に2万2,000カ所あるということで、公営が8,600カ所、民営が1万3,000カ所あるということが書いてありました。児童数の減少に伴い、将来的に運営が苦しくなるっていうことで、先ほども民営が1万3,000カ所あるということになると、三股町もいずれは、そういう民営化にも至っていくのかなという考えがあるんですけども、こういったことについてはどうお考えか、よろしかったらお聞かせください、民営化について。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現在も、民営でされているところが1カ所はございます。いずれは民営化になっていけば建設補助金とかも出ますし、そういうのがいいとは思っておりますが、なかなか受け手をどうするかとかもございますし、将来は社会福祉協議会等も子供のそういう事業に取り組んでもいいのかなという意見もあったりしてるものですから、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） いずれにしろ、民営化でないにしろ、サービスの低下につながら

ないように、ひとつしていただけないかと思いますので、次の質問に入ります。

消防（水防機材）の充実についてでありますけども、新年度に入ると充実という言葉が何回か出てきます。今までも一生懸命取り組んでいただいているんですけども、より、昨年より充実してほしいということで、充実という言葉を使わせていただきます。

消防の件ですけども、中でも積載ポンプの件ですけども、ことしも消防団の出初式が1月の中旬ですか、寒い中、河川敷で行われたんですけども、団員のきびきびした行動、通常点検、器具点検、発水等見ていると、私も何十年前か団員したんですが、そのころを思い出して身の引き締まる思いが伝わってきました。その後の反省会が地元であるんですが、その中でよく言われたのが点数ですけど、ことしは何部が優勝したよとか、そういった評価というか、そういったことをよく聞きます。ことしも、そういうOBとか団員とかがいろいろ混ぜて反省会の中でもありましたけども、発水のほうが、出初式の時、ちょっと二部は元気がなかったんじゃないかというようなことは聞いています。それは地元の部長に聞くと、何でやったやんって言ったら、ポンプの調子が悪かったようなということを聞きますけども、ポンプについてはいろいろ、新品等を買わしてほしいということでお願いしているんですけども、それを含めて改めて思ったんですけども、点検を含めた整備とか更新、計画的にできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現在、消防団の各部に小型ポンプ積載車を配備いたしまして、迅速な消火活動に当たっていただいているところでございます。この積載車は、平成13年度から15年度にかけて配備したものであり、既に10年以上が経過し、一部不具合が生じている箇所もあるようでございます。

質問にあります小型ポンプにつきましては、最近、環境に配慮した低燃費、それから低振動、始動しやすいエンジンなどといったものに改良されているとのことですが、現在のところ、消火活動に特に影響を及ぼすものではないと考えているところでございます。地域防災力の充実強化のためには、小型ポンプや消防車両、関連機材等の整備が重要であり、今後も計画的に機材、設備等の更新、そして言われたような修理等も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 出初式の話に戻りますけども、発水の勢いがないと、ことしは何かあるんじゃないかというような、全部勢いよく、ぱっとくれば、ことしもいいあれだなと、見ばえというか、それが伝わってくるんですけども。ポンプを使うというと、そういった大会というか、操法大会とか、そういうのも今年はありません。それについても、タイムをはかるわけですよ、県大会も町大会もですけども。「発水始め」のときから、ホースを投げて火点を倒すまで

のタイムをはかるんですけども、それもやっぱりポンプの調子が悪いと成績が悪いというようなことを言われております。

また、ことし1月下旬ですか、パノラマまらそんがあったときに、不幸にも地元で火災がありました、人的災害がなくてよかったんですけども、出向いたところ、一番地元だから地元の積載車というか消防車が来たんですよ。いろいろ消火活動を行っているんですけども、ポンプの調子が悪いということで、なかなか初期消火ができなかったということを聞いております。何でねって言ったら、本当の地元の使っているポンプを、ちょっと修理か何かに出しとって、本部からポンプを借りてきたってということで、それがちょっと調子が悪かったということで、初期消火ができなかったということで、ほかの団員がいろいろ加勢して難を逃れたということがあります。

また、今年の、テレビを見てますと震災5年目ということで、東日本ですね、その中で消防団についての特集もありましたけども、要するに災害とかが発生して、一番先に駆けつけて、最後までいるのは消防団だということで報道しておりました。

また、これから起き得る大震災も想定して、火災については初期消火が大切かと思えますけども、そういったことを含めて、できれば修理も必要ですけども、それを含めて、あんなときは更新というか、悪いところだけでもいいんですけども、そういったことが考えられないかちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどもちょっとお答えしましたけれども、今不具合が生じているものがあれば、早急に修理をしたいというふうには考えております。

更新につきましては、積載車につきましても、そして小型ポンプにつきましても、大変高額なんです。非常に私もびっくりしたんですけども、高額なため、はい、そうですかというわけにもいなくて、計画的な買い換えというのが今後必要であろうというふうに思っておりますので、計画的に買い換えも検討していきたいというふうには思っております。

新年度予算を見ていただいてもわかりますとおり、国のほうから地域の防災力を高めなさいということで、いろんな形で取り組んでおりますので、そういう高額なものについては、ちょっと財政的なところもございますので慎重にいきたいと思えますけれども、他のものにつきましては、他団体に負けないような形で整備してまいっておりますので、そこらあたりのご理解もよろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ポンプについては高額というのはわかっているんですけども、人命にはかえられないというようなところがありますので、できれば計画的に整備、それ以上に更新ができればいいかと思ひまして、よろしく願いいたします。

次の質問ですけども、土地利用における集落の整備についてですが、①については、私がちょっと勘違いありまして、申しわけないんですけども取り下げということでお願いしたいと思います。

②の、2地区は農振地が多いが、人口増加を図るための緩和や見直し、あるいは空き家の活用ができないかということをお聞きしたいと思いますけども。

町長は総合計画の中で、ゆとりと豊かさを実感できる魅力的な郷土づくりを図るため、少子高齢化等の社会動向を踏まえつつ、町民、事業者、行政が一体となって各地域の地理的条件に基づく諸問題の解決を図り、全町的に調和のとれた秩序ある土地利用を推進すると掲げられております。

また、昨年10月に作成した総合戦略の中の三股町の人口推移から見てみると、蓼池とか下新、今市、植木地区に55%の住民が集中しているということが書いてあります。よく言われる西の増、東の減ということでありますけども、最近はそれも含めながら、それ以上に蓼池地区、要するに北の増、南、宮村ですか、そちらのほうの減というか、余りふえないということがあろうかと思います。

一方、中央地区、山王原とか仲町、上米、東原は空洞化ということで、この総合施策の中には、市街地活性化のために人口減少率を0.3%、抑制するということをやっていますけども、その中で特に言いたいのが、中央地区とその過疎地域の間にある樺山地区、これについてもいろいろ町長に、前回からも児童数が減っているということを提案しているんですけども、たまたまこの声が聞こえたというか、地元の声が聞こえないということがありまして、昨年の年末、地元の公民館長——4人いらっしゃるんですけども——からも、特に中米とか谷になるんですけど、特に中米は児童数が減っているということで、小学校3年生のほうに登校班長をしているというようなことを嘆いておられます。この地区についても、地元議員もいらっしゃるんですけども、こういった状況を踏まえて、消防団のなり手もないということでもありますけども。町長にお伺いしますが、この小学校3年生に登校班長ということについては、どのような感想を持たれるか、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（木下 勝広君） 第2地区は、西に広い第1種農地を抱く地形であり、そのため認定農業者が町内で最も多く、農業の盛んな地区でもあります。そのため、農業振興地域が住宅地の近くまで指定されてある部分もあります。人口増を図るための緩和や見直しができないかとのご質問ですが、農地法に沿って施行していくものであり、緩和は難しいものがあります。見直しについては、平成29年度から30年度にかけて行いますので、早目に産業振興課の担当へご相談をいただきたいと思います。

また、空き家の活用につきましては、平成28年度において空き家バンクが開設されますので、企画政策課が窓口となり、空き家の有効活用を進めてまいります。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 早目に相談してほしいということで、先ほども言ったように公民館長を連れて、4人ですか、連協長が上米なんですけども、産業振興課のほうに見直しができないかということで伺ったんですけども、回答として、地元で協議会みたいなのをつくってほしいというような、そういうことをおっしゃられました。これを地元のほうに持って帰って、地元の声として上げなきゃいけないかなということで、今、その方向に話を持っていかうかと思っているところです。

要するに、子供をどうやってふやせばいいかというような協議会みたいなのができないかなということを話し合っているところでもありますけども。三股町もゆくゆくは、人口が減るんですが、こういったことは地元だけではどうしようもないということで、先ほども相談に来てほしいということがありましたので、こういった状況があるということと、あと、行政がいろいろ、こういった知恵があるということをお互い知恵を出し合っていかなければ解決できないかと思っておりますので、今回っていうか、ことしは、地元のほうが早馬祭りの当番で訪問することになっておりますので、町長も来賓としてお越しくださって、本当ありがたく思っていますが、こういったときに、またいろいろな意見交換ができればいいかなと思っておりますので、そういうときはひとつよろしく願いしたいと思います。

改めてお聞きしますけども、先ほどの小学校3年生が登校班長ということについて、改めて何か感想があればお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 小学生の偏在といいますか、西小学校区、そしてまた勝岡小学校区のほうは大変児童数が多くなり、また今後5年間を見通しても教室が足りないような状況、一方、三股小学校区、また山手のほうは大変児童が少なくなって、複式学級のこういう取り組み等も必要となってくるというアンバランスがございますけれども。ただ、やはり、この児童数をどんなにふやしていくかというのをして、お話にあるように農振除外が適正なのか、あるいはまた、例えば上新地区などを見てもみると、やはり空き家が非常に多くて、土地はあるのに、そこに住宅が建たないという部分もありますので、どういう形でその偏在性を解消できるのか、これはやはり土地利用だけの問題ではないんじゃないかなと思います。

土地の関係につきましては、先ほどお話がありましたように農地法の縛りがございます。農振の縛りがございます。ですから、具体的な、家を建てる、こういう目的というか、建てるということがない以上は外せません。これは一つの原則でございます。要するに、地域、道路一本

で外してくれという、そういうふうな、今のところ通用しないというのが原則的な考え方でございます。ですから、公民館長さんたちが役場に来て、どうかしてくれと言っても、それはできないと。これは法律上縛りがございますので、そこは認識していただきたいなと。

地域の中で、やっぱりそれぞれの地域の特性といいますか、どうやったら子供がふえるかという部分を一緒になって考えていくというのは、行政としても一緒に検討させていただきたいなと思います。

ただ、先ほどありましたように空き家がふえてますので、そのあたりの再活用、あるいはまた、そういうところの土地をどう有効活用するか、それも一つの方策かなというふうに思いますので、一緒になって知恵を絞りたいなと思います。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 農振については、今後見直しは、５年に一度ですか、あるということで、虫食いのところがあるかなということは、この点、また相談させていただければいいかと思います。

また、空き家についても、これについても子育て世代に活用できないかということも再三申し上げていますので。要するに、地元と行政が一つになって知恵を出し合って、これは解決していかなくや、地元だけではどうにもならんということをご理解していただいて、今後詰めさせていただければいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問になりますが、ゴマの生産強化についてでございます。

ゴマについては、以前も、別議員からも６次産業化ということで出ましたが、９９％が輸入であるということで、国内の作付面積地、一番多いのが鹿児島県の喜界島、１１０ヘクタールを超える栽培面積で、ここが白ゴマの日本一の産地であるということがありました。

また、町内の霧島会の皆さんの話を聞いていると、１０アール当たり８トンで、日本一になるんじゃないかなという可能性もあるということでありましたので、会員の方にこういうことについてはどう思うんですかと思ったら、まだまだ生産をふやしたいというようなことをお聞きしております。

また、鳥獣被害にも強いというようなことを言われていますので、日本一の可能性と生産をふやすためにブロックローテーションによる山間部に作付ができないか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（木下 勝広君） 現在、ゴマの生産は霧島会という団体が取り組んでおります。会員数３８名で、その生産量は、平成２５年が作付１０ヘクタール、収穫量７．７トン、平成２６年は作付４．５ヘクタール、収穫量２．１トンとなっております。平成２７年においては、

計画として作付 8.5 ヘクタール、収穫予定 5.5 トンと聞いております。ゴマの生産量日本一は鹿児島県喜界島で、平成 20 年には作付 97.5 ヘクタール、収穫量 81 トンとなっています。国内産ゴマの約半数が喜界島産となっていますが、平成 27 年は長雨と台風による影響で、2 年続きの不作であるとのことでした。

ゴマの生産量をふやすためには、議員のご提案にもありますが、ブロックローテーションを利用した転作サポートとしての作付や、ゴマは鳥獣に荒らされないとのことですので、山間部の耕作放棄地の活用などがあるかと思います。転作や耕作放棄地につきましては、産業振興課及び農業委員会が窓口となります。現在は、ほとんどが霧島会の会員さん方の作付となっておりますので、まずは生産者を確保していくことが優先課題だと考えています。

なお、生産者を募る広報を町回覧板の 3 月 15 日号に掲載したところでした。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5 番 堀内 義郎君） いろいろご説明があったんですけども、ゴマについてちょっと調べてみたんですが、兵庫県の西脇市というんですか、あるんですけども、ここが人口 4 万人の自治体であって、金ゴマをふるさとの特産品、「日本のへそゴマ」という商標を登録しているところでありました。日本の中心で栽培することから、ひょうご安心ブランド農産物生産助成金というのがありまして、助成ですね、金ゴマ 1 キロ当たり 125 円の助成、水田活用交付金 10 アール当たり 1 万 6,000 円ですか、認定農業者営農組合 3 万円の加算があり、先ほど言われました休耕田とか耕作放棄地の対策になっているということと、あと、子供たちにゴマ畑を見ることがふるさとを思い出してもらうということ、そういったところをキャッチフレーズに取り組んでいることが書いてありました。

また、鳥獣被害についてですけども、一般会計でもありましたが、県からの予算がなかなかとれないっていうか、年々減っていくということですか。ことしもちょっとカットになったというところで、電柵という、そういった設置ができないということがあるということで、その理由としては、県北の鹿のほうにいつているんじゃないかということでありまして。ゴマについては、鳥獣被害についてはどういった効果があるか、わかれば教えてください。わからなければ、いいです。（「その辺はちょっとわからないです」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5 番 堀内 義郎君） 霧島会からは鳥獣被害にも強いということを言われて、ちょっと確認はとってないんですけども、それであれば山間部とか耕作放棄地。先週ですか、SNS で丸山課長が山之口を、耕作放棄地を調べているというようなことが発信してありまして、今週あたり、三股も耕作放棄地を調べるんですかね、木下課長。（「はい」と呼ぶ者あり）耕作放棄地と

か山間部にも、そういったゴマを入れてもらって、できれば牛に次ぐ日本一のゴマとかそういったことを取り組んでいければ、6次化の活性化にならないかと思しますので、よろしくお願いしながら、最後になりますけども、今回提案された五次の三股町総合計画の後期基本計画がスムーズにスピード的に実施され、町民の皆さんの負託に応えるようにお願いしながら、今回の質問にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。残りの質問は、明日15日に行うことといたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後4時44分散会

平成28年 第1回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

平成28年3月15日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成28年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員（1名）

12 番 桑畑 浩三君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村 陽一君

町民保健課長	-----	内村 陽一郎君	福祉課長	-----	岩松 健一君
産業振興課長補佐	-----	木下 勝広君	都市整備課長	-----	兒玉 秀二君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	永吉 雅彦君
会計課長	-----	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） 開会前でございますが、桑畑君から欠席の届け出が出されておりますので報告いたします。

なお、産業振興課長、丸山課長も体調不良で欠席の届け出が出され、補佐の木下君が出席しておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位6番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） おはようございます。私は日本共産党を代表いたしまして一般質問を行ってまいります。

安倍政権によって進められているアベノミクスによって、大企業は空前のもうけを上げておりますが、一方で、格差の拡大が大きな問題となっております。

厚生労働省から発表されている日本の子供の貧困率、これは2012年の最新の発表で16.3%と過去最悪になっており、中でも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%、これはOECD加盟先進国の34カ国の中で最悪となっております。

子供の貧困がはらむ問題は非常に深刻で、またその影響もたくさんの方面にわたっております。家庭の経済状況と子供の学力の間に深い相関関係があるということが日本社会に衝撃をもたらした、このことはご存じの方も多いと思います。所得が多い家庭に育った子供ほど学力試験の正答率が高いというものであります。この貧困世帯の学力低下の原因というのは、お金がないから子供を塾に行かせられないと、そういう単純なことだけではありません。貧困世帯の多くでは、家庭環境が不安定で落ち着いて勉強ができる環境ではなかったり、また、保護者によるDVも問題

になっております。そのほかにも劣悪な食生活などが原因で、学校に行っても授業を受ける体力がなく保健室で休んでいるという話も聞いております。不安やストレスの中で育った子供は、自己肯定感に乏しいと言われます。家庭環境を通して将来に夢を見ることができず、それに向かって努力するエネルギーが育まれていないのであります。こうした問題とつながるのが、貧困の連鎖という大きな問題です。貧困家庭に育った子供は、成長しても貧困から抜け出しにくい。

具体的には、生活保護を受けていらっしゃる方の25%が、子供のときにも生活保護世帯で育っているというデータがあります。また、貧困家庭に育った子供が将来生活保護を受ける割合は、そうでない人の10倍にも上っております。あわせて深刻なのは、子供の貧困というのは実態が見えにくいということでございます。ほとんどの子供にとって社会とは、家庭と学校、ここが全てです。しかし、貧困家庭に生きる子供さんが、その家庭に助けてくれと助けを求めることはできません。

そこで、三股町内の子供の貧困問題についてどのように把握されていらっしゃるか、町長にお尋ねいたします。続きは質問席からいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。子供の貧困についてということでのご質問でございます。

子供の貧困、この問題は全国的な問題でございまして、国においては、平成26年の1月に子ども貧困対策法を施行いたしまして、同年8月には子ども貧困対策大綱を閣議決定をしているところでございます。それを受けまして、県におきましては、平成28年度から31年度までの4年間の宮崎県子ども貧困対策計画をこの2月議会に上程いたしまして、あす16日に採決される予定となっております。

本町においても、この子供の貧困問題、重要な課題として受けとめているところでございまして、ご質問については担当課長のほうに回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

質問事項、子供の貧困についての①三股町内の子供の貧困問題についてどのように把握していますかとの質問についてでございますが、子供の貧困とは、年収が平均的世帯の半分を下回る家庭で暮らす子供の存在や生活状況を指すとのことですが、福祉課が子供世帯の貧困について調査を行ったことはございませんが、各種の福祉手当や保育料等は所得によって支給額等の決定を行っておりますので、それからの調査結果を直近の数値で報告させていただきます。

18歳未満の児童を扶養している生活保護世帯は、町内で14世帯でございます。そのうち母

子家庭が１０世帯でございます。児童扶養手当が支給されておりますひとり親世帯の中で、扶養児童が１人、年収が約１３０万以下の世帯が９８世帯、扶養児童２人、年収が約１７２万以下の世帯が６９世帯、扶養児童３人、年収約２２８万以下の世帯が３０世帯であり、児童扶養手当が支給されております４０５世帯のうちの４８．６％を占めております。

保育料のほうから見ますと、生活保護世帯７世帯、町民税非課税世帯１７５世帯、町民税所得割額非課税世帯１０８世帯、町民税所得割額２万４，６００円未満の世帯６２世帯となっており、以上の世帯が全体の３０．９％を占めております。

教育課が把握しております就学援助給与児童生徒数は、要保護者数２０人、準要保護者数３０７人でありまして、児童生徒総数に占める割合は、要保護０．８％、準要保護１２．３％でございます。以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 後で正確なデータ、資料いただきたいところなんですけれども。

子供の貧困の第一発見者というのは、やっぱり学校現場だと言われております。

○議長（福永 廣文君） 森君、起立して発言をお願いします。

○議員（１番 森 正太郎君） 失礼しました。子供の貧困の第一発見者というのは、学校現場の学校の先生だと言われておりますけれども、教育課のほうでは、例えば、学校の保健室の先生がそういう話を子供さんからじかに聞き取ったりしている実態とか、そういうのはつかんでいらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 子供が保健室へ来るという実態は、例えば中学校でいいますと、年間に大体３，８００人ぐらい、１日平均でいいますと２０人ぐらいの子供たちが保健室へ来ます。保健室に来ます訴えの中身は、けがであったり精神的なものであったり、いろんな相談事であったりします。その子供たちが貧困であるかどうかということについては、全くわかりません。

だから貧困の調査というのは、学校では把握はしておりません。

先ほど言いました要保護、準要保護、ここについてはわかりますけれども、その訴えに来た子供が貧困によるものが原因で来たということについては、そのことは保健室の養護教諭についてはわかっておりません。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 福祉課のほうでも、子供の貧困の調査というのは行われていないと。教育課のほうでも、その学校現場であえてこのことは貧困かどうかというふうな把握のされ方はされていないということです。

やはり一番の原因というか、問題が進展しない原因というのはここにあるのではないかなと思うんですね。要するに子供の貧困というのが社会のほんとに大きな問題であるということを自覚した上で対策をとっていくということでない、なかなかその本質的な解決にはつながっていかないのではないかなと思います。

例えば、質問に際して資料をいろいろ集めるわけですけども、本屋さんに行って子供の貧困の何か対策の本はないかなと思って探しても、私、三、四軒本屋さん回ったんですけど、ないんです1冊も、子供の貧困についてという書籍が置いてない。テレビや新聞なんかでは、結構その実態の報道というはあるんですけども、じゃ現実には子供の貧困について、大きな問題であるのはわかるけれども、じゃどうしたらいいのかということを考えても、本も売ってないということはどういうことかという、やはり、例えばうちの子が貧困だから、じゃ親が何とかしようと、そういう解決方法はないわけですね。何とかしようと思って本屋さんに行って調べても、手がかりがつかめないと。要するに社会の手助けがないとこの問題は解決できないということのあらわれではないかなと思います。

全ての子供には家庭環境に左右されずに幸せに生きる権利があります。それにとどまらず子供たちの今を守るということは、三股町の未来を守るということに直結すると思います。子供は宝、三股町の宝であるという認識をここにいる全ての方と共有できるのではないかなと思っております。

三股町の子供の貧困の実態というのがなかなかつかめていないということが現状ではないかなと思いますけれども。三股町の子供といわれる17歳以下の人口が、一番最新の調査だと5,204名でございます。ここに先ほどの16.3%という日本の相対的貧困率、子供の貧困率を単純に掛けると848名の貧困子供が三股町に存在しているという計算が、単純計算で成り立つわけであります。この貧困率というのは、過去3年ごとに調査があるわけですけども、毎回増加しております。三股町の今の848名というのも、2012年の調査ですから、恐らく増加しているのではないかなと思います。それだけの子供さんが今いらっしゃるというふうにしっかりと認識をしていただいて、対策をとっていかねばいけないのではないかなと思います。

ちなみに2015年12月の日本財団の発表、これ国会で少子化担当大臣の答弁なんですけれども、この日本財団の発表で、15歳の子供のうち貧困状態の方が18万人いると。この18万人の方に貧困から抜け出す対策をとった場合、どのような経済財政の効果があるかという研究がありまして、これが、生涯所得の合計額が2.9兆円増加していくと。さらには、政府の財政が1.1兆円回復するというふうな研究もあると言われております。

子供の貧困を放置することは三股町の未来にとっても大きな損失であり、子供の貧困を解決させることは三股町の未来を切り開く確かな力になるというふうにはっきりと言えるわけござい

ます。しっかりと対策をとっていただきたいわけですが、どのような対策を三股町でやっているか、また考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 子供の貧困対策についての本町の取り組みについては、保育料の軽減策、乳幼児の医療費、小学生入院医療費、放課後児童クラブの無料化やファミリー・サポート・センターの開設による子育て支援など側面からの対応は今までも行っておりますが、抜本的に解決する対策ではございません。

貧困対策は町村で対応するには非常に難しい問題であります。平成27年度から31年度の間の子ども・子育て支援事業計画及び第2期次世代育成支援行動計画を作成するに当たり、子育て世帯を対象にアンケートを実施しました。その結果、不満足との回答率として、子育てに配慮した就業環境の整備16.9%、仕事と子育ての両立のための社会資源の整備17.1%、仕事と子育ての両立支援の推進19.8%となっております。働く場の確保の要望が強いようでありますので、親への就労支援、就労機会の確保等につながる相談事業など、県からの指導等を仰ぎ、取り組めるものから今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今ご答弁があったように、子供の貧困問題というのに抜本的な対策というのはなかなか町独自でとっていくのは難しいということですね。国のほうも平成26年の8月に大綱をつくって、県でも対策のプランが決まる見込みだということですが、国の政策大綱もなかなか実効性に欠けるといわれております。というのも、ひとり親家庭の支援というふうなこの強化というのは具体化されていますけれども、それ以外の部分についてはまだまだ具体的な支援策が出ていないと。

全国的な問題として、子供の貧困対策とこれまでやってこられた子育て支援というのは、並列化されていないというか、この流れで波及していくのではないかと、貧困対策に結果的につながるというふうな取り組みしかなされてないわけであります。

非常にやっぱり残念なのは、三股町でのどういう貧困の実態があるのかというのを、やはり町が実態としてつかめていないというのが、本当にそこが一番残念だなと思います。大人だったら生活が苦しいと言って役場に駆け込んで保護を求めたりいろんな手段はあるんですけど、やっぱり子供さんというのは、情報もなく行動力もなく、貧困は貧困のまま大人になっていくわけです。知識も、学力というの、育たないままにどんどん貧困の連鎖が続いてしまうと。これを放置すると本当に三股町の未来にとっても、大きな損失ではないのかなと思っております。

今、行われている子育て支援と、やはりこの貧困対策は分けて考えるべきではないのかなと思っておりますけれども、町長、どのようにお考えか、お聞かせいただけるとありがたいです。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国のほうで貧困率16.3%と出ておりますけれども、これの基礎資料というのが国民生活基礎調査、それから推計して16.3%というのが出ておまして、町としましてその実態を把握するというのは、非常に先ほどお話がありましたように難しい面がございます。ですから、この準要保護、要保護、小中学生にそちらのほうの実態から推計するとか、あるいはまた母子世帯の生活所得水準とかから推計していくとか、そういう方法しかないのかなと。ただ、国のほうの大綱、そしてまた県のほうの計画が出てますので、そちらのほうでまたいろいろな形での指導といいますか、そういうふうな推計等を、根拠等が示せるのではなかろうかというふうに思います。そういうふうな意味合いで実態把握に努めるというのがまず第一でございます。

それから、第2点の対策ですけれども、それにつきましては、町としましては、現在、いろいろな形で子育て支援対策をやっておりますので、そちらのほうの充実、拡大。それとともに学校現場での要保護、準要保護についての啓発。そして、そちらのほうの理解、ご理解をいただいて、そちらのほうで救済できるものは救済するという形で、まずは取り組みをしていくかなというふうに思っております。

抜本的対策につきましては、県のほうで計画ができますので、それを踏まえて町としても実施していきたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 実態をつかんだり対策をとるということは、制度上の問題とか運用の問題というのがいろいろあると思いますので、国、県の方向性を見てから、やはり子供の貧困で何なのかっていうのが確定していないのが一番大きいのかなと思うんですけれども、そこが確定しないと、なかなか町独自で貧困対策に乗り出すというのは難しいということだと思います。それはそれで、認識として子供の貧困というのが大きな問題かどうか、その辺をお伺いしたかったんですけれども。子供の貧困というのがどれだけ根深いというか、深く深刻な問題かというところを、ぜひともちょっと認識をいただきたかったところなんですけれども。例えば、単純な話、町内にも、もちろんひとり親家庭の半分以上が貧困家庭であると。当然、そこで育つ子供さんは子供の貧困問題にさらされているというところがあるんですけれども、例えば、自分の家が貧しくて子供ができてしまったと、果たして産むのか産まないのかという切実な問題が出てくるわけですね。もちろん自分の経済環境が悪くて子供ができて育てるとなると、ご自分の経済が非常に厳しくなると。子供ができることによってお金が厳しくなるという部分もちろんありますけれども、親御さんの中には、そういう状況で育った子供が果たして幸せになれるのか、そういう葛藤もあるわけです。

先日聞いた話では、私よりちょっと年上の方が、生まれるんだと、ああおめでとうございまして、お子さん生まれるんですねと言ったら孫が生まれるんだっていうわけです。おじいちゃんのようには見えない方なんですけれども、孫が生まれる。自分も早くして子供産んだけど、まあ娘も早かったなあって言うわけですよ、タイミングが悪かったなあって言うわけですよ。タイミングच्छू何ですか言うと、男が逃げた後に子供ができたのがわかったच्छू。で娘さんは、最初はおろすと言ったと、けども私の知り合いです、娘さんのお父さんは、そげなこつ言わんとみんながフォローするかいと、できた命は大切にせないかんど言って、産むことにさしたच्छूうのはあれですけど産むことになったとおっしゃるわけですね。やはりもちろん自分が頑張って、若くして子供を育て上げることができたという自負も、もちろんあると思うんですけどけれども、その中にはやはり三股町の子育て政策の安心感というのもあったんじゃないかと思います。経済的に不利な状況でも子育てをすることが可能になるという社会が、やはり少子化対策としても、まちづくりのこの未来を切り開く力としても大きな安心感になっているというのはやはり事実です。ご自分が若いころは非常に大変したけども、今はいろんな制度が充実されてきて、安心して子供を産めるようになったんだよねと、そのようなニュアンスの話もされていたんじゃないかなと思います。

町の子供の貧困というのに特化した政策というのは今ないというお話だったんですけども、就学援助について、二、三ちょっとお聞きしたいんですけども、この内容をちょっとあらかたご説明いただけるとありがたいなと思いますが。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 就学援助とは、就学が困難な一定の基準の子供に対して援助をするという、そういう事業です。基準がありまして、生活保護と同じ基準以下であれば、それに対しては就学援助するというのが、そういう事業です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 給付の内容はわかりますか。

○議長（福永 廣文君） ちょっと森君、質問の中にこのことはちょっと入ってませんで手元に資料がないかもしれません。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。

○議長（福永 廣文君） ちょっと資料が見当たらないようですので、この件については質疑にございませのでちょっと省略させていただきます。森君、引き続き。

○議員（1番 森 正太郎君） 貧困世帯に対してのやはり援助というのをするというのは、先ほども申し上げましたように、今苦しい方を助けるというだけじゃなくて、これから先の未来に対する投資というふうに考えていただきたいと思います。今することで早め早めに、やはり放置し

てきたという部分があるわけです。日本の子供の貧困という実態に対してこれまで日本社会は放置してきたというか、認識していなかった。日本は豊かな社会だと、日本の首相でさえ日本に貧困はないと、そういう認識である以上、実態に全く光が当てられていないというのが現状であります。

この先、今は実態をつかむのがなかなか難しいと思うんですけれども、これから積極的に貧困の実態をつかむ対策をとっていくというふうにしていきたいなと思うんですけれども、国、県の対策が出てからやはり町としても整えていくということだったんですけれども、その重要性について認識されているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 貧困の重要性について、先ほど最初に答弁いたしましたように、町としましても大変重要な課題というように申し上げました。

また、言われる貧困世帯に特化した施策というのも大事でしょうけれども、町が今やってる子育て支援施策、これもこの貧困対策の一環というふうに位置づけてもいいのかなというふうに思います。といいますのも、保育料自体も上乗せ支援してますし、そしてまた医療費関係、要するに貧困世帯といいますか、子育て世帯にとっては、非常にそういう政策自体が子育て支援の救済策みたいな形にもなりますので、それもこれからも、そちらのほうも充実しながら、またそういう貧困対策も重要課題として受けとめていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1 番 森 正太郎君） やっぱし貧困問題と子育て支援というのは、私は別に考えたほうがいいと思うんですけれども、やはりそこは一体化してやっていって結果的に貧困世帯の救済にもつながっていくというお考えということですね。

この問題、ちょっとまたじっくり、やっぱり実態も含めて追及していかなければいけないのかなと感じました。

子供の貧困問題っていうのは、もちろんひとり親世帯だけの問題ではないんですけれども、ただ、そのひとり親世帯の半数以上が貧困世帯であるという事実もまたございます。12月議会で提案いたしました未婚世帯のひとり親家庭に、未婚世帯に対する寡婦控除のみなし制度については、その後どのようにご検討されているかお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 12月議会で提案した未婚世帯に対する寡婦控除のみなし適用についてどのように考えていますかについてであります。未婚の保護者であるかどうかは役場では把握できないところでございます。全国でみなし適用されている市町村の状況を見ますと、ホームページや回覧等で制度の周知を行い、役場においていただきみなし適用の申請をしてもらい、寡

婦控除が適用になった場合の税額を税務財政課で再計算してもらい、それによって各種手当、保育料等の決定をしていく流れとっております。該当される方々は少なく、財源的には措置できるものと考えますので、なるべく早い時期に対応できるよう関係課との協議をしていく所存でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） なるべく早い時期にということで答弁いただいたんですけれども、まあ最低１年以内ちゅうか、今回の当初に間に合うぐらいには、ぜひやっていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたけれども、やはり命の問題というか、子供の貧困というのは本当にこれから先の未来にかかわってくる問題です。で、保険、国保またお尋ねいたしますけども、国保と一緒に早い時期に手を打っておけば、先々にその利益は確実に返ってくるはずだというふうに考えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。

国民健康保険について。高すぎる保険税の問題が深刻でございます。町ではどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国保についての質問でございますが、国民健康保険制度を取り巻く環境は、ご案内のとおり医療費の増加や若い被保険者の減少、経済雇用環境の悪化による低所得者の増加、収納率の低下など厳しい状況でありますけれども、国民健康保険は、国民皆保険の保険体制の中核的役割を担っておりまして、国民の医療の安定確保と健康の保持・増進という大きな役割を果たしてきたところでございます。しかし、国保財政に占める国民健康保険税は右肩上がりであり、町は保険者として毎年度保険料率決定に苦慮いたしているところであります。

このような中、国においては平成３０年度施行の国保改革などを盛り込んだ持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法が昨年５月２７日に可決、成立いたしました。中でも国保改革は、財政運営を都道府県、保険料の賦課徴収や保険事業を市町村がそれぞれ担うなど、都道府県と市町村が共同で運営することとなり、昭和３６年国民皆保険達成以来の大改革が実施に向けて動き出しているところでございます。このような状況を踏まえて、ご質問の①、②でございますが、担当課長のほうで回答させます。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今の町長の説明と重複する部分もございますが、国保税が高すぎることにについての町の考え方についてお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり国保税の負担は各家庭において大きな負担となっています。

しかしながら、病気やけがは予告もなく誰にも訪れるもので、その際の備えとしての保険制度の維持は不可欠であります。保険税はその保険制度維持のための貴重な財源であります。高度医療が進歩するにつれ、その経費はかさんでいくのもやむを得ないところです。現在、本町の確保される財源のうち国保税の占める割合は約14%でございます。国保税の引き下げを行うとすれば、その穴埋めをする財源を確保しなければなりません。一般財源から過分の繰り入れをすることは社会保険等の国保以外の保険に加入されている方々との不平等を生むことでもございます。

町も、町民の皆様のご負担を軽減したいという思いは議員の皆様と同じでございます。しかしながら、医療費が伸びている現段階で、政策的に国保税の引き下げを行うとするならば、基金を取り崩し、さらに一般税源からもまた繰り入れをすると、そういうやりくりをすることになります。しかしながら、そういったやり方は継続性が見込めず、すぐにまた国保税を引き上げないといけないような悪化した状況を生むものと考えています。

今ありましたように、今後、国保税のシステムが変わり、県が保険者となって保険制度をつかっていくような基盤制度が重なってくる現状であるところでありますので、現段階で軽々に国保税を引き下げていく施策は適当ではないのではないかと、慎重に対応すべきと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 引き下げに係る問題点をいろいろお話いただいたんですけども、そもそも国保税が高いという認識がおありかどうかというところで、端的にお伺いしたいところなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 国保税につきましては、やはり所得層の低所得者層の加入者が多いというようなこと。今回、国の施策の中で軽減対策についての拡充をしておりますが、7割、5割、2割という軽減の対象になる方が66%ということです。ということは、基本的に国保税を引き下げに国も何とかする、そのてこ入れをしてるんですが、それでも財源は苦しいんですよという裏返しになっております。

私どもは、国保税の高さというものについては、診療を受けてほしいという意味合いからも、やはりきついというふうに思っておりますが、財源維持のためには、今私どもが試算しております国保税のあり方というのがいっぱいではないかなというようなところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そもそも国保というのが低所得者加入が多く、66%がその引き下げの対象であると。そもそも現下の段階から高いんだというふうなことですね。今、本町の国保加入者というのが3,621名おられると先日の一般質問でお答えがありまして、収納率が

86.61%ですね、保険税の収納率自体がですね。やはり高過ぎるから払えないっていう部分もここには必ずあるんじゃないかなと思います。ホームページを見ますと、保険税率が表になって出てるんですけども、そこにモデルケースとして、所得200万円で、40歳代のご両親がいて子供さんが2人、4人家族と、資産は特になしというご家族を仮に立てて考えた場合、ここにかかる国保税が41万435円と。200万円の所得ですから2割軽減の対象になりますので、軽減をしていただいて32万8,000円の国保税がかかってくるということになります。これは所得の16%に上る金額でございます。もらったお給料の16%が税金に飛んでいくと。これが250万円の所得の方になると、所得といっても国保税ですから、非正規、フリーターの方が多いわけです。ボーナスとかはないわけですから、250万円の所得の方ですと、月に20万円のお給料をもらっている方、この方を先ほどのように当てはめて計算いたしますと48万円になるんですね。所得の19.2%。で、この250万円という所得ですと、軽減もございませんので48万円そのまま保険税で払うことになっております。私どもが昨年に実施いたしました町民アンケートにも、ほとんどの方がやっぱり国保税が高いというふうにご回答いただいております。国保税というのは、どこどこが高いからうちは安いんだというレベルのものではなくて、都城なんか見ますと三股よりもっともっとずっと高いんですけども、それでも町民の方の実感として国保税が非常に高いと、病院に行かないと恩恵もわからないというふうなお答えも出ております。

年金生活で保険税28万円、介護保険にも14万円は高すぎる。私も高すぎると思います。それだけの税を払って、果たして満足な介護サービスが受けられているのかなあということも心配になってまいります。

ある30代の男性の方なんですけれども、助け合いの国保と言われているけれども、人の面倒を見られるほど豊かではない、非常に率直な意見も返ってきております。

先ほど、一般財源からの繰り入れだとほかの健康保険者からの不公平が出てくるというお答えがあったんですけども、不平等を生むというお答えあったんですけども、一般財源の繰り入れを国保に、繰り入れを行うのはいかなものかという声に対しては、保険ですから、いつ何どき町民が国保になるかわからないわけですね。体を崩して退職をされたりする場合がありますし、また、定年になって退職された方というのは、皆さん国保に入られるわけです。確かに、今社会保険受けてる方は国保に税金持ってかれて不公平やねえかと思うかもしれませんが、それは今だからですね。今、国保受けている方も、何十年前はそうではなかったという方もいらっしゃるわけでありまして。世代を超えた助け合いというのが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、念のため一般財源からの繰り入れを行うことはないかというのをもう一度聞きたいと思います。お答えください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国保税が高いということですね、いろんな市町村が保険者として頭を悩ましているところでございます。

一時、やはり基金を取り崩して保険料下げた自治体もございました。そしてまた、一般財源からの繰り入れをやっているところもございます。

しかし、それを持続可能な制度として維持するためには、やはり一時的な対策では非常に困難だというのが実態でありまして、原則といいますか、基金というのは、いざというときの保険財政、何かの重大な疫病等が発生したときの対応策として、一定限度は基金として保持しなさいという制度があります。制度といいますか、そういうような内容になっています。そういうふうなこの基金を確保するというのも重要でございます。また一般財源からの繰り入れというのも、これも制度的にこれが持続可能なのかとなると、これがなかなか厳しい。やはり法定内の取り扱いで今のところ進めたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 国保基金は、災害時などのためにやっぱり取っておく必要があるということなんですけれども、国保は、貧困問題だと言われている一面もあるわけですね。今の現状こそが災害ではないのかなと、払うに払えない方からしてみれば、今のこの状況が異常事態なんではないかなというふうに感じる部分もございます。

ここで、基準というか、どこまで、払えない方はどこまで出れば、基金取り崩しになるんだというところまで聞きたいぐらいですね。

やはり、収納率の問題ももちろんあるんですけれども、病院に行っても保険証がないから医療を受けられないという方は、なかなかいらっしゃらないと思います。

ただ、その国保税の問題というのも、やはり連鎖していくのではないかなと、自分だけが払っちょらんというのも、子供さんが生きていく環境の中では、よろしくないのかなと思います。

払える保険税に、ぜひ、していただきたいと思うんですけれども、実は、先日、国保審議会の研修がありまして、私、行ってまいりまして、そこで国保中央会の理事長の柴田さんという方がいらっしゃって、お話をされました。

で、彼が言うには、今度の２７年度の国の補正で、国保の保険者支援金をばらまくから、それで保険料を下げてくれという話がありました。これは、１，７００億円をまず、２７年度の補正でぶち込むと、で、全体で３，４００億円の国保を投入して、低所得者対策に使いなさいと、これはどれだけのお金なのかというと、その国保税の収入の１割に達するぐらいの金額なんだと、１人頭１万円ぐらい下げられるんだぞと、いう財政効果があるんだぞということを、言って帰っていきました。

これは、３，４００億円の財源というのは、まさに消費税の増税分の財源なんだというふうに、

胸を張って帰られたわけです。社会保障に使うと言って、消費税を増税して、その増税された分は、じゃあこういうふうに国民に還元するんだぞということで帰ったわけですが、しかし、町のホームページを見ますと、この直近3年間の国保税の税率というのが載ってます。

ところが、この税率が、全く動いてないわけですね。この国庫支出金の支援金は一体どうなったのかというところを、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 私のほうからの回答といたしましては、先ほどの事例とちょっと重複をするんですが、国保財源におきましては、軽減対策が先ほど言いましたように66%、ということは各自治体における、結局、所得層、低所得者のほうの割合によって、非常に充当がばらつきがあるのではないかと、ですから例えば、国が消費税に対して、国保税を1万円下げられるよと言ったときに、それを即刻1万円にはね返られる自治体と、そうではなくて、医療費の推移を見ながらではないと、先ほど言いましたように急激な税の増減をするわけにはいかないと判断している自治体の違いがあるかと思います。

それでまた参考までですが、三股町は、1人当たりの医療費が約三十七、八万円年間かかっております。で、1億円というものが、どんな財源かと、医療費におけるの財源かというものを検討したときに、もし、高額な医療費80万を超えるような高額な医療費が、がっとふえますと、何人か、例えば1人ふえただけでも800万から医療費が上がってくるわけですね。そうすると、そういった年間の医療費についての読みというものが非常に難しくなっております。

ですから、結局、私どもが考えておりますのは、国保税をまず下げていくに当たっては、予防対策を継続的にやって根本的な医療費を落としていくと、そういうことが定着して、ある程度見込めてくれば、その部分についての軽減は、当然、検討されるべきであろうと考えるわけです。

ですから、こちらとのバランスがとれない以上は、支援策があっても、簡単に軽減に移れないと、また、5月には国保の審議会等もやらさせていただきますので、森議員はその委員でもございますので、その際に、改めて、27年度の分も含めて、決算等の資料出させていただいて、今後それで立ち行くのかということも含めて、ご検討いただければと思います。

消費税分についての本町の活用については、また予算等に示されていると思いますので、それを go らんっていただければと思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その1億円というお金が、その国保会計に一体どれだけの影響を及ぼすのかと今、いう答弁があったんですけれども、1億円ちゅうのは、1億円ちゅうのは、何の金額ですかね。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今、森さんがおっしゃったときに、1億円というのが出てきたかと思うんですが、それで、国保財源についてのそれがどのようなものかというのを、私のほうも、1億円では計算はしておりませんので、国保財源の振り分けとしては、高額と見るのか、低額と見るのか、かなりに医療費というのは年間で上がりますよというような意味合いで申し上げたところです。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 地域によって、この支援金が、国保税にどれだけの影響を及ぼすかという試算が出ているわけですね。

で、三股町の方針としては、急な税の増減は、例えば、じゃあこの先何かあったときに、下げる上げることもない、いや違うな、この先何かあったときに、引き上がる可能性が大きいと、で、そういう町民の負担させるわけにいかないということで、支援金で、税を幾ら下げるということではないという話だったんですけども、そもそも、その三股町の割り当ては幾らだったのかなというのを、それわからないんですかね。

影響額が出ている自治体があるということは、国からの支援金が幾ら来ているかというのは出ているはずなんですけども、ちょっとそこがわかりませんので、ご説明をいただけたらと思うんですが。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今、ご質問がありました国保税を引き下げに充てられる税源という意味合いで、直接国保税に充当できますよと言う受けとめ方で来ている財源については、私、今、ここに資料持ちませんし、勉強不足かもしれませんが、それを見る財源としては、基盤安定の資金だとか、そういったものが増額しております。

ですから、多分それへの充当だろうというふうに私どもは受けとめております。

それから、あともう1つ、先ほど来言うとりますように、私ども町は、66%が軽減対策の対象であるということですね、1つは。ということは、そういったものに、保険税の引き下げに充当されているという認識ではいます。

これが、もっと二、三%の人に、10%に満たないような方々しか、その恩恵を受けてないんであれば、それはわからないことなんですけど、国の施策の中でも、そういうのは行われていると、ということをはかり直せば、税収は減っていくということなんです。軽減者が多いということは、税収は減っていつているわけです。

ですから、それをもって今後、国保財源を補いきれるのかという非常に心配な部分もございますので、今後、一切保険税を下げないということではなくて、医療費の推移と実際の国の支援分がはね返る分というものを、しばらくやっぱり様子を見る必要があるんじゃないかというふうに

は考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 国の言い分としては、これから３，４００億円毎年充当していくんだということなんですけれども、それについて、要するに、これから先も国がずっとそれ支援してくれるのか、わからんよということで、いいんだと思います。

ということでしたら、多少腑に落ちる部分はもちろんあるんですけども、ただ、国からの支援金で、保険税を下げる考えはないのかというふうに通告を出しておりましたので、その支援金のありかというか、じゃ三股に割り当てが幾らあったのかというのは、ぜひちょっと聞いておきたかったところなんですけれども、で、その金額によっては、例えば、先ほどおっしゃられたように、国保会計３５億円のところに例えば１，０００万、２，０００万来たところで大して変わらんよと、いうふうなお話でしたら、非常に実感できるわけです。

結構、何回か聞いているんですけども、どうもお金が入っているのかよくわからないと、で、国の説明では、２月の末には振り込みがされているから、それを活用してくれというふうな話だったんで、何かそういう、細目で来ているのかなというふうに考えていたんですけども、どうやらそうではないのかなというので、ちょっとなかなか納得はできないんですけども、この三股では、ちょっと何回も聞いてほんと申しわけないんですけど、幾ら来たかちゅうのはわからないもんなんではいしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今の消費税ということでしょうかね。

○議員（１番 森 正太郎君） 消費税増額分の保険者支援金が。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 恐らく私が持っております資料と、中央会が出しておる分です。森議員がお持ちのやつというのは同じだろうと思うんですが、低所得者対策強化のため保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援の拡充ということで、１，７００億円ということだろうと思うんですね。

だから、軽減対策という意味合いでは、当然、国の指示に従い、順当に適応しているということではございます。

あと、社会保障目的の消費税については、町も示しておりますので。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 消費税、子供の貧困問題があつて、少子化問題があつて、低所得者対策が国の急務であると、もちろん地方自治体も、その低所得者対策に力を入れていっている状況でございます。

こうした状況の中で、政府が消費税を上げていくと、おかしいじゃないかということで今、一

生懸命、国がいろんな対策をしようとしているわけであります。ですから、10%に上げるという話もあるんですけれども、そもそも8%に上げた分は、一体どこにいったんだというのは、当然の疑問ではないかなと、町民からしたら負担がふえているわけですから。じゃあその分どこにはね返ってきているんだと、戻ってきてるんだというのは、当然の疑問ではないかなと思います。

やはりその辺を、お金を、町が消費税をとっているわけではないので、町のその説明が責任があるかと言われたら、微妙なんですけれども、町民に対しては、やっぱり一番最前線の窓口というのが三股町のこの役場になってくるわけですから、一体そういうふうに巡り巡って来たお金が、どのように使われているかというのは、私も議員として、町民の皆さんに説明をするというふうにしていきたいと考えておりますので、ぜひともその辺を、こう意識的に明らかにしていただけたらと思います。

やはりその三股町を形づくる、住民を幸せにするというのは、大人の責任ですし、子供を守るというのは、本当に大人の責任だなと思います。

これからも、子供の貧困対策にしても、この国保税にしても、町民目線で、町民の感覚を保ちながら、いろいろ考えていただけたらなということを、最後にお伝えいたしまして、質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） これより、11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位7番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 発言順位7番、福田です。

欲張って、一般質問のほうの通告をたくさん出しまして、私7番目ですので、ここに来まして同僚議員にいろいろとつまみ食いされまして、新鮮な部分が少し少なくなっただけかもしれませんが、今回で、私自身4回目の一般質問となります。町民の皆さんの目として、どうなっているのかなと正直に疑問に思うところを質問し、答弁もらい、議会だよりなどを通して、町民の皆さんに状況を知らしめると同時に、三股の将来像にあります協働する、この協働する、これによってさらなる改善を町民の皆さんとともに望むというのが、私の一貫した議員としての仕事だと確信しております。

そこで、ここまで3回の一般質問をしてきましたが、果たして成果があったのかなと考えてみ

ますと、まだまだ満足いける成果は出てないなと思いつつ、今回の質問に立ちます。

また、傍聴席に私の質問に関する資料を準備してありますので、どうぞごらんください。

早速ですが、先日、公表された2015年国勢調査の速報値で、三股町の人口は、5年前の調査から増加率が県内トップの2.5%、また、増加人口においても610人とトップです。三股町中心に資料にまとめてみました。

前は、宮崎市と三股町だけが人口ふえましたが、今回は、綾町、木城町も増加に転じています。ただし、三股町のこの2.5%に対し、綾町1.7%、木城1%ですが、三股町人口自体が多いため、この610人増に比べると、綾町は125人、木城町54人と大差があります。

また、若干、増加に満ちた宮崎市にしても573人ということですので、さらに三股町の610人というのは大きな数字であります。

人口増が全てとは言いませんが、これだけふえ続けているということは、それなりに三股町に間違いなく魅力があるということです。ついつい、よそと比較するんですが、これはれっきとした三股町に間違いなく魅力があるという現実だと思います。

町長の平成28年度の施政方針に、地方創生とは派手なこと、奇抜なことに取り組むのではなく、本町のよいところは伸ばしつつ、課題の克服に向け、しっかりと努力することだと述べられています。

私は、単に都城市のベッドタウンであるとか、交通利便性がよいとかだけでなく、三股を住居に選択させている要素は何か明確にさせ、町民の皆さんもそれを知ることが大事なことだと思います。

町長、具体的に本町の魅力とは何でしょうか。ご質問いたします。この後の質問は、質問席から行わせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 施政方針について、地方創生とは、本町人口増加の要因は何かということのご質問でございますので、次のように回答させていただきます。

昨年、10月実施されました国勢調査の速報値が先月発表されましたが、お話のとおり、本町の増加率が2.5%で、県内第1位となったところでございます。日本の人口が約74万人減と、調査開始以来初めて、減少に転じる中、本町の人口増加は大変、意義深いことであり、各方面から注目されているというふうに考えています。

平成26年5月に、日本創成会議が発表しました消滅自治体が話題となり、国・県・市町村がそれぞれ総合戦略の策定に取り組んでいるところでございますが、この圏域では、平成4年8月に、地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づきまして、平成

5年に都城市と旧北諸5町が、都城地方拠点都市地域に指定を受けたところでございます。

そして、それぞれの町域ごとの役割分担を定めた基本計画を策定しまして、その中で本町は、居住拠点地区を担うことになりまして、公共下水道や道路等の基盤整備を進めるとともに、住宅地や公園などの整備、そして文化会館や図書館、体育館などの整備を一体的に実施してきた、行ってきたところでございます。

したがいまして、先日、宮日新聞のべぶん舌というところに書かれておりましたが、都城市のベッドタウンとしての増加要因、これは否定できませんけれども、その非常に本町の年少人口の割合が、県内1位であるということなどから、子育てにやさしい町というのが若い世代に受け入れられているのではないかと、また、生活環境に恵まれていると、医療・福祉・消防等、いろんな環境整備が充実していると、また、都市計画税を廃止したということも、一つの魅力になっているんじゃないかというふうに思います。

そういう総合的な面から、本町に住宅を建設される、居住されるという方が、ふえてきているんじゃないかというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

私は、ここ2年、3年で、三股町外から三股町に家を建てた30代の男性、数人に理由を聞いてみました。

ちょうど、手元にある資料の1ページの中ほどにあると思いますが、質問の内容はこうです。

三股に家を建てると決めた根拠は何だったか。もう1回言います。三股に家を建てると決めた根拠は何だったか、このような質問をしました。優先順までは問いませんでしたが、結果は次のとおりです。

1、小学校に入るまでの医療費、自己負担を町が全額助成、さらに小学6年生までの入院費が助成される、子供が一番病気やけがをする時期だから、とても助かる。これは、子供を持つ人の意見です。

2、ライフライン、生活に必要な行政、教育機関や商業施設が町の中心に整っている。駅、役場、図書館、銀行、スーパー、体育館など、また駅が裏から入れるように整備されたり、バリアフリーになるなど、利便性が高まると駅の利用者がさらにふえそう。これは、駅を利用している人の意見です。

3、家を購入する条件が都城市よりよい。都城市だと、町に近いところは坪10万円以上、給料と返済能力の検討から外れてしまう。また三股町の工務店は、三、四件入ってましたけども、すぐに打ち合わせに来てくれるので、時間が限られている人には非常にうれしい。

4、三股町は、人情味のある方々がたくさんおられる。

以上、このような意見などがありました。

これが実際、三股町以外から三股町に家を建てたここ二、三年建てた人の生の意見です。町長、簡単に感想を。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変ありがたいお声だなど、的を射てるなというふうに思います。

また、これを踏まえながら、より魅力的な町をつくらなくちゃなんなというふうに気持ちを新たにしたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

都城市のPR事例というのを資料の中にも入れましたけども、サザエさんとかソラシドエアの機体ラッピング、それから東京のモノレール企画活用、こういったPR事業に非常に力を入れています。

日本全国に名をとどろかせ、ふるさと納税日本一ということで、資料にも都城、綾、三股、比較したふるさと納税の比較をそこに出しましたけども、こういった非常に評判の高い都城市に比べると、正直言って三股町、そこまでPRしていないのに、住みやすいというのは、きっと自力本願的な要素があるんですね。

ちなみに、人口増が顕著な地域を考えると、都会と変わらないようなライフスタイルが送れます。三股町にコンビニが幾つあると思いますか。数えてみると5件あります。コンビニを初め、主なスーパー、そしてデパートを合わせると合計11件あります。

また、先日、生島ヒロシさんの講演の中で話に出ました病院も多いです。生島さん出身の宮城県気仙沼は、歯医者さんがいないということでしたが、三股町は、歯医者さんなんと8件、小児科3件、耳鼻科は1件、内科10件などと二十数件あります。

ついでに、介護施設まで数えると、とんでもない数字になります。

三股に家を建てると決めた根拠は何だったかと先ほどの質問の回答にもありましたが整理してみますと、交通の便がよくて、学校にも通いやすい、これは高校も含めです。買い物しやすい、病院が多い、さまざまなメリットが三股には築き上げられてきたことがわかります。いや、築き上げられ続けていると言ったほうが正しい見方ですね。

これらのよいところを知ると同時に、将来像であります「自立と協働で創る元気なまち三股」これを目指し、町長の言われる派手なこと、奇抜なことに取り組むのではなく、本町のよいところを伸ばして課題の克服に向けてしっかり努力することだ、と言われます。そのとおりだと思います。

そこで、今後の5年間、どれくらい三股町人口推移していくかというのを、大よそ見通しでよ

ろしいですので、町長、お聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今後の将来推計人口ということで、このまち・ひと・しごと創生の総合戦略のほうに掲げておりますけれども、これは一つ、平成といいますか、2060年の目標値を掲げておりまして、それに向ってのこの推計人口というふうになってますけれども、ここ、これからの5年間というのを考えたときに、ここ12月から2月ぐらいまでは、11月からですかね、人口がどちらかという頭打ち、若干減っている状況でございます。

というのは、出生とこの死亡のほうは、大体同数なんですけれども、ただ社会増減転出関係、そういうのがふえている状況でございまして、今後は割合、この数字で増減していくのかなと、ふえるのか減るのか、そのあたりが非常に微妙なところで、今後は推移していくのかなというように考えます。

そういう意味合いでは、やはり本町も、人口の伸びというのは、今後は、そうは期待できない、そういう意味合いでの、中での、魅力あるまちづくりというのを目指して、取り組まなければならないというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 資料いただいた中で、KPIというような、そういう指数というか出すのがありましたけど、そういった非常に科学的ないろんな施策とそういう人口推移とか、また引き続き、観察いただいて、できるだけ今、町長のおっしゃったような内容で推移していくことを期待したいと思います。

次に、自然環境の保護について、お尋ねします。

通告の2番目になる、1の2になるんですけども、鰐塚山、長田峡、沖水川などの自然の宝庫を守る方策はあるのですか。お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 施政方針に掲げておりました自然環境の保護に関するということの質問でございます。

昨年、策定しました環境基本計画というのがありますので、そちらを踏まえて、担当課長のほうに回答させます。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 鰐塚山、長田峡、沖水川、自然の宝庫を守る方策はあるのかとのご質問について、お答えいたします。

三股町は、総面積の約7割を山林が占め、東部の鰐塚山山系に源を発する沖水川など、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。

また、鰯塚県立自然公園に指定されている鰯塚山周辺や、長田峡周辺を初め、各所に残される美しい自然景観は、町民共有の貴重な財産であり、これまでも環境美化運動や、環境教育活動を展開し、町民総参加による自然環境の保全、育成に取り組んできました。

自然を守る方策としては、環境基本計画でもお示ししていますように、地球温暖化等の地球環境を初め、生物の多様性、森林、大気、河川、地下水等の保全などの自然環境、及び廃棄物処理、ごみ問題、リサイクル等の生活環境についてなど、多岐にわたる方策があると考えられます。

具体的施策としましては、循環型社会の形成のためのごみの分別、リサイクル事業は、地球温暖化の施策であり、ひいては山林の保全につながる方策であると思います。

また、公共下水道事業や合併浄化槽への転換事業は、河川や地下水の保全施策であり、自然環境の方策であると思います。

自然界における環境は、大気・水・土壌・生物等の間を循環しており、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っています。

自然環境の保護は、自然を愛する心に立ち、自然と向き合い、自然に関心を持つことが大切です。その土台となる環境教育、環境意識の高揚が大きな方策であると考えますので、今後も、水生生物調査やクリーンアップ三股など、環境学習や環境活動の情報発信を行うとともに、自然環境の啓発に積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3 番 福田 新一君） 説明ありましたように、森林には水源涵養などの重要な機能があります。

柳岳、東岳などの森林資源の保全は当然のことながら重要です。

一般質問通告後の3月3日、この日に全員協議会において報告がありました総合農林の現状について伺います。

もと、島津山林2,234ヘクタールが大栄環境ホールディングス株式会社に譲渡されたということでした。大栄環境ホールディングス、これは神戸に本部を持つ再資源化事業を展開している企業です。企業の本質は、何といたっても利益追求ですから、言い方変えれば、企業において、全て判断の基準は利益追求、これが最優先ということです。

企業において、よく新入社員を3泊4日などと研修を行います、ほとんどの内容は、さまざまな事例をもとに徹底して、企業の本質イコール利益の追求、これを叩き込む訓練です。

大栄環境ホールディングスが何の目的で購入したのかが気になります。山林の95%は、保安林の指定を受けており、とか伐採する場合、1ヘクタールを超える森林開発には、県の許可が必要だとか、また前もって届をすれば、売買も可能とか、私、専門家じゃないですから明確にわか

りませんが、命の水を子々孫々、子供、孫へ継承することは、我々町民の死守すべき責務だと考えます。

転ばぬ先の杖として、安心できる策を制定するような予定はないものですか。お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。済みません、町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの大栄環境ホールディングスですね、そちらのほうで、総合農林の株式譲渡という形での経営権を取得したということで、今その、大栄環境ホールディングスの事業自体が、産業廃棄物処理業を主体としているということで、ご心配もあろうかというふうに思います。

ただ、そちらの会社のホームページ、そしてまた、いろんな資料等を調べてみますと、大変、産業廃棄物の処理であるけれども、環境には非常に関心の高い、そういう持続可能な会社をといえますか、そういうふうな事業を目指しているというふうに聞いています。

私も大変心配でございましたので、一応、あるところを通じまして、環境省のほうにも問い合わせをいたしまして、非常に前向きな会社だという回答をいただいております。

そういう意味合いで、今回、議長のほうと今月末、向こうのほうの環境ホールディングスのほうの社長と面会いたしまして、やはり持続可能な森林経営をやってほしいというようなところで、いろいろとお話をさせていただければというふうに思っております。

また、具体的に、どういう会社なのか、その実態等を見てませんが、この目で見ながら、皆さんに話を伝えたいなというふうに思います。

ただ、総合農林としましては、今、森林経営をやっておりますので、それはそのまま継続していくということでございますので、何ら、この経営体が変わっていくということではございません。

ただ、親会社自体が変わったということの、今のところの情報でございますので、そのあたりをしっかりと把握して、また、報告をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 同じように資料に添付したんですけども、つい先日、3月の8日、ちょうど1週間前ですね。

都城市議会におきまして、ある議員から一般質問で、大栄環境ホールディングス株式会社が株式会社総合農林から株券を取得したという情報に対し、命の水資源、命の水の森である山林を守らなければ日本一の肉や焼酎も守れない、都城・三股広域行政推進協議会において、三股町とも協議していただき、外国企業への譲渡や乱開発防止について申し入れをしておく必要を感じますがどうですかと、市長に答弁を求められました。

市長の答弁は、前向きに三股町関係機関と連携をとり、情報収集に取り組みたい。もう1回言いますと、市長の答弁は、三股町関係機関と連携をとり、情報収集に取り組みたい、と答えられました。

また、都城市の環境農林部長も、それは重要な問題であると把握されております。

三股町に存在する山林ですので、これは三股町がイニシアチブといたしますか、主導権をとって、都城市とともに、必ず守れる体制を現実形に形づけて、例えば、先ほど申し上げましたように、条例を制定するとかなどをしていただきたいと思います。

三股の大事な自然環境を子々孫々継承するということは、町民みんなが関心を持つ、とても大切な問題です。三股のよいところは伸ばし、課題は克服していこうという大きな課題、こっちのほうだと思います。

今、町長、お話いただきましたように、今月の末ですか、議長とともに神戸の本部のほうに、町長みずからが出席されて、社長にお会いされるということですので、ぜひ、その場で、交渉のテーブルにも挙げられて、先ほどおっしゃいました、みんなが安心する報告をお待ちいたします。

次の問題です。

若者の圏域外への流出に対処する具体策は何だと考えられますか。お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 若者の圏域外への流出に対処する具体策ということですね。先日の予算決算委員会で、今後の事業というか、お話をさせていただきまして、きょうお配りされた資料の中に、その書いたものものっているんですが、読ませていただきます。

人口増加が、年少人口が高いことは三股町は喜ばしいことなんですが、高校卒業して、その後の若者の圏域外への流出というのが、大変大きな問題というふうに認識しているところでございます。

圏域内には限られた職種しかないことや大学進学ですね、これによりまして圏域外へ若者が流出するのを食い止めるのは非常に難しいというふうには思っております。

これまでも、圏域内での就職説明会、東京、大阪、福岡での大卒者を対象にした県内企業への説明会なども開催してきたところですが、若者の圏域外への流出はふえております。

来年度、新しく取り組む予定の事業としましては、1つ目が、移住・U I J ターン座談会の開催でございます。これは、定住自立圏内の3市1町の企業のうち、移住者やU I J ターン者、地元高校生などを積極的に採用する企業をパートナー企業としまして選定し、企業と3市1町が連携を図りながら、来年2月に福岡市で就職座談会を開催するものでございます。

また、2つ目としまして、ネットなお仕事誘致創出事業に取り組みたいと考えております。

若者の就労率が高いと言われてます情報通信、I T 関連業種での本町の就労人口は非常に少な

い状況であります。本町での就労機会が少ないために、若者圏域外流出というのは進んでいるものと思われますので、ICTを活用した仕事の誘致や創出を図っていきたいというふうに考えています。

また、新しい雇用の場を創出する事業として期待されているのが工業団地造成事業でございます。多くのハードルがありますが、戦略的・機動的に動ける体制をつくりまして、スピード感を持って全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 説明いただきました。一部資料の中にも入れてましたけども、その内容のご説明でした。

今、話にも出てきましたが、どうしても若者が県外へ出ていくという、私が感ずるに、隣の芝生は青いの例えのように、若者の多くは、1回やはり都会に憧れるんじゃないかなと思います。いいところばかりが見えているように思います。就職にしても、給料差、それとまた企業の大きさ、これがあると思います。これらの認識の穴埋めが必要なんだと思います。

例えば、私自身の地元会社勤めを例にとりますと、弁当と水筒を持って行けば、月曜日から金曜日まで1円も使わずに何の支障もありません。都会だとマンション、アパートを一步出たときからお金が必要です。

また、これは余計かもしれませんが、例えば正月、お盆帰りにしても、独り身でも東京だと、やはり往復交通費だけで五、六万、家族を持つと20万、30万と出費が必要でしょう。この差が現実です。

そこで、地元には優秀な企業がたくさんあります。知る機会がない、知る機会がないのです。

先日、全議員で視察に行った白ハト食品工業にしましても、若者の育成を十分考慮されています。ますます発展の可能性を持ち備えた企業であります。内部をのぞいて理解できました。そのような企業がたくさんあります。

インターンシップを含め、工場見学などの企画を行政にできないかと思います。

二、三社、経営者といいますか、社長に話も聞いてみました。喜んで協力させてくださいという声です。ほとんどです。

また、資料に添付しましたが、昨年12月、宮日の新聞をそこに用意しました。

ちょっと読みますと、

都城市協力10社初選定、都城市は同市での就職希望者を積極的に採用する10社を初の移住UターンIターンJターンパートナーシップ企業に選び、市役所で25日に選定式を行いました。

両者は福岡で開くPRイベントで採用や移住に向けた情報発信などを行い、定住者増を視野

に、U I J ターン希望者からの人材確保へ連携する。同市は、地方創生のための総合戦略の基本目標に「都城に住みたいに答える」を挙げ、その実現へパートナーシップ強化を柱に、金融機関や教育機関などの連携を進めている。今回、若年層の転出超過に歯どめをかけるために、都市部からの人の流れをつくろうと、移住者やU I J ターン希望者を積極採用する企業を応募して、パートナーシップ企業に選定した。選定されたのは、ハンズマン、霧島ホールディングス、宮崎銀行、システム技研、グリーン商事、大淀開発、日本情報クリエイト、ながやま、トーア、ブンリの10社、選定式では各社に認定証が渡された後、池田宜永市長が力を結集しなければならず、さまざまな分野で力を貸していただきたいと挨拶。企業を代表して、ハンズマンの大鶴純二人事次長が県で行ってきた人材確保や都城への受け入れがきょうから線になる。互いに情報を交換して、結果を出すと抱負を述べた。同パートナーシップ企業は、毎年度公募して選定、本年度の10社は2月下旬に福岡市で開く移住就職座談会に参加するほか、採用活動の過程でパンフレットにパートナーシップロゴを掲載するなどし、同市の情報発信も積極的に行う。

という記事をそこに添付いたしました。

実は、この2月福岡で行われた移住就職PR、この催しに参加した人に話を聞いてきました。

都城出身の学生は東京の次に福岡が非常に多く、手応え十分ということでした。

また、その中には学生だけでなく、新たに地元への転職を希望されている方もおられたようです。

先ほど企画課長から説明していただきました資料も添付しましたが、都城広域移住定住促進パートナーシップ事業というのも添付しました。

これも三股町も、都北地区の高校と都北地区にある企業のコーディネートといいますか、内容を親御さんともに説明してもらおう。こういった企画をしていただけないでしょうか。

説明の中にもありましたけども、具体的にこういったことをされるといえるのはどういうことかと言いますと、例えば企業において話を聞いていきますと、例えば同じ会社でも、まずは営業と一緒に現場を回って、自分のとこの製品のニーズをしっかりとつかむ。こういった製品が自社の特徴であって、どういうところで大体こういう製品が売れていく、そういったニーズをしっかりとつかむ時期があって、そして今度は地元に戻ってきて、現場でつくるほうの過程を踏む、そして次には今度はそれを設計するほうに回る、そして開発に回る、そういったカリキュラムといいますかシステムを組んで、企業の成果を出しているというところもあります。

そういった内容はなかなか話を聞く機会がないと、もう一遍こちらから外に出れないとか、外に出たら帰ってこれないとか早合点するところがありますので、そういった内容の説明をじっくり親、子ともに聞けるようなそういったような企画を行政のほうでしていただくと効果があるん

じゃないかと思いますが、これいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 高校との企業のコーディネートということですかね、それとも親御さんたちの。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） まず希望者、子供が希望する会社があるとします。企業があるとします。そういったところに、そういった子供たちが集まるところに親御さんも集まった中で、企業が説明すると、こういったシステムでありますよ、というのは、そういった説明会みたいなものを行政のほうで企画していただくと効果があるのではないかと、そのように思うんです。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 現在そういう親御さんが同伴でというのがあるかというのは、ここ資料がないので、わからないんですが、そういうものが有効であれば、今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 以前、都城工業高校とか、ああいうところは、市が中心になって、体育館にそういう3年生と父兄を集めて、企業が順番にずっと説明したことがありました。それについては、おのおのが企業の特徴を言うもんですから、聞いている子供たちに訴える話をするものですから、前もって逆に今度、先生方からはこの子供たちがどういう仕事をしていくんだよと、そういうのがわかりやすく説明してくれっていう、あらかじめそういう説明を受けてのあったんですね、だから、そういう本質をしっかりと見失わないで計画していくと、成果が上がるんじゃないかと思います。

で、1回成功すると今度は次は後を引きますので、続いていきますので、何というんですかね、パイプが太くなっていくんじゃないでしょうか。そんなふうに思います。

それでは課長からさっきありましたように、町長もよく大好きな言葉ですけれども、スピード感を持って、これをぜひ約束してほしいと思います。

次に、農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足の対策についてお尋ねします。

昨年の7月に役場の方4名と宮崎大学へ同行いたしまして、地域志向をベースにしておられる農学部教授と面会いたしました。その後の経過報告をお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 昨年、福田議員と一緒に宮崎大学の國武教授のほうに、何かこう連携していきたいという話で、その後、國武さんが副学長になられまして、なかなかその後アポイントをとっているんですが、とれなくて、実は、ようやくあした午前中1時間だけ会うこと

ができるようになりました。

で、その中で副学長なんですが、地域連携センター長ということでありますので、センター長の國武教授、あと連携センターの地域連携部門長、そしてコーディネーター、そのほか地域連携課の3名の方で6名の方とお話ができることになりましたので、あした本町が考える魅力化づくりについて、ようやく相談できるなど、具体的なところに入っていきたいと思います。

また大学のほうも来年度の創成学部が4月から開校ということで、カリキュラムが既にホームページで公表されております。で、ある程度もう4学年までの推移というのがされていますので、その中で三股町の連携できるのはどういうところがあるのかというのもしっかき聞いてきたいなというふうには思っているところでございます。

それともう1つ農業担い手ということでご質問でしたので、もう1つは農業経営者の高齢化、担い手不足、後継者不足は大変な深刻な問題でございまして、新規就農者への支援というのは各所の補助事業を、これまでも国、県、町、そして農業関係団体が連携しながら取り組んできたところですが、依然として農業離れが進んでいるというところで、その問題の一つとして、農業所得の低さがあるんじゃないかというふうに考えています。

そのために本町ではブランド化や6次産業化など図っていきたいと考えておりまして、その中で先ほどの宮大との連携というのを重要であるというふうに考えていますが、漠然としたテーマではなかなか大学側も連携は難しいというふうなこともおっしゃってますので、どういう具体的なテーマを、それを地域とも今後28年度話しながら、どういうテーマで連携していくというのを具体的決めて、そして連携図っていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、担い手不足に対する新しい事業としまして、都城農業高校との、ここの連携も図りたいということで、農業担い手として一番期待されるはずの農業科、畜産科の生徒の就農者が毎年数名しかないというのが現状であります。

そういうのを打開するために、働きながら学ぶ、学びながら働くというデュアルシステムによる事業を展開していくということで、学校、地域、行政が一緒になって、農業後継者並びに都城北諸で活躍できる人材を育成したいというふうに考えているところでございます。

具体的には農業科、畜産科の生徒が実際に地域で活躍している農家とか、農業生産法人、食品関連企業などで授業の一環としてもう実習を行ってもらおうということで、若者の地元定着、地域産業の活性化を図っていきたいということで、これは農業高校の校長先生がかなり熱く思っているらしいしますので、何とか連携していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 企画政策課長、はっきり言いまして、私この問題についてスピード感がありませんねって言おうと思ってたんですけども、あした会うように段取りされてると

は、ぜひ成果をまた期待いたします。

農業に直接入り込んで、実習体験を通して現実のさまざまな問題を知り、克服していくということは必要かと思います。

やはり机上論ではなくて三現主義といいます、現場、現物、現実、このとおり現実にはやはり三股における新たなテーマというのは見えてくるんじゃないかと思います。

いろんな畜産の農家とか入って現状やら聞いたり見たりするんですけども、やはり何と云っても80年たったばかりの人が牛を4匹、5匹やって、さあこの後5年どうなるんだろうかなと思うと、あの農家もなくなるだろうな、あの農家もなくなるなというのが想定できます。

そういった中に、先ほど言いましたように、やはり三股における新しいそういった農業における、畜産におけるテーマというのが見えてくるんじゃないかと思います。

即、成果の達成ができなくても、これからの農業につながる糸口が見えてくるものと思います。

今回、今、企画政策課長のおっしゃった内容、これを本当にスタートとしまして、スピード感を持って展開して欲しいと切に願います。

それと資料1の5に、福岡から週末に手伝いに帰ってくる小学4年生の孫というのをちょっと載せたんですけども、ちょっと読みます。

福岡県筑紫野市に住んでいる小学4年生のかける君は、週末になると時間の都合がつくと、三股のじいちゃん、ばあちゃんの手伝いに帰ってきます。じいちゃんとは親牛が8頭いる和牛生産農家です。米、里芋、ニンジン、らっきょといろいろ作物もつくっている田畑耕作農家でもあります。当然この状況からトラクター、コンバインを初め、草払いのモアまで農業機械がそろっています。かける君はこれらの機械を田畑でものの見事に操作し、作業を進めます。九州管内で行われる農業機械の展示会には、つなぎの作業服に白ブーツ姿でほとんど参加しています。ヤンマー、イセキ、クボタなどのメーカーの首脳陣にも知れ渡り、会場でのオペレーターになることもちょこちょこ、農業大好きなかける君です。実は、高速バスで1人でリュックを背負って帰ってくるらしいんです。帰す時も、リュックに握り飯入れておけば、もう喜んで帰っていくという、そんな今小学校4年生、今度5年生になるんですけども、そんなお子さんです。

農は耕に学び、耕は農に学ぶといいますが、今や農業、畜産業において、機械化が日々進みつつあります。特に、広い大地や大型農業については、外国並みのスケールの大きい運営が目につきます。

三股町における農業も、おくれればながらであります。数年前までヘリコプターで田んぼの空中散布していましたが、今は軽トラック移動によって、ラジコンヘリにて空中散布しております。へんぴなところや狭いところ、融通がきいて非常に合理化されてきまし

た。

この流れで、そのうちトラクターによる田畑の耕しも無人リモコン操作ができるようになるでしょう。管理もドローンを使って状況を把握する。

私は思うのですが、よくNHKで高専ロボット競技において、ボールをかごに入れたりする競技がよくあります。あれもできたらもうロボットによって田んぼを耕す競争とか、土手のあぜ払いをする競争とかをすれば、もっともっと現実味が出て、ロボットの汎用性というのも高まると思います。

紹介した小学4年生の孫はパソコン操作も得意らしいです。

大学、JA、企業、この辺がタイアップして新しい農業の創造は夢を持たせてくれます。

農業は三股町の基幹産業です。これからの農業はこんなに楽しいんだよと、子供たちに明るい農村といいますか、そういったイメージづくり、夢に火をつけたら目標になります。企画いかがですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 大変いい情報いただきましたので、何かでこれ使いたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

よく稲刈りとか、田植えとか、子供たちにありますけど、それはそれでまた一つありますけど、こういった農機具を田んぼ・畑で使えるというのは、これほどまた子供にとっては、もちろん安全は第一です。安全は第一ですけど、その操作についての喜びっていうのはたまらないものがありますし、その輪というのは、一挙に広がっていくような気がします。

次の質問いきます。

来る3月24日東京人形町の本町特産品PRについてお尋ねします。

各種メディアの記者を招待してとありますが、具体的にはどこですか。

それと大々的にPRとありますが、具体的に教えてください。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 東京人形町のカフェを貸し切りまして、本町単独でのPRイベント、初めて開催しますが、一番の目的は、総合戦略で取り組んでおる移住定住特設サイトの完成を、広く全国にPRすることにあります。

そのためプレスリリース先としましては、テレビ、ラジオ、新聞など多くのメディアに案内をしているところですが、大体プレスリリースのときは約1,200社ぐらいですね、すごいです

ね、実際に来てくれるのは、そのうちの30社ぐらいということで聞いておりますので、そのく
らいは集めたいなというふうに考えております。

また、その内容ですが、今回の目的は移住定住サイトのプレス向けのプロモーションであるた
め、当日の流れとしましては、まず最初に副町長による挨拶、その後に、最初にパワーポイント
を使いましてまず町の紹介したいと、そして、その次に今回こういう企画をした企画の説明、そ
ういうことを行いたいなというふうに思ってます。そして、その後に音楽を担当してきていただ
いた4名のアーティストによる三股のラップというのをつくりましたので、その披露をしたい
というふうに考えております。

また、開催時期が3月の末ですので、ちょうど4月からの本町のイベントをPRする絶好の機
会となりますので、本町の春祭り、上米公園の夜桜まつり、椎八重公園のつつじまつり、しゃく
なげの森のしゃくなげ花まつり、早馬公園の早馬まつりも一緒にPRしたいというふうに考えて
おります。

そして、さらに第2部のほうで、今度は本町の食材のPRを兼ねた交流会というのも企画して
おります。

今回の企画に賛同を得ました町内の事業者3社の方にも、自主の参加ですが、来ていただいて、
メディアとかバイヤーなどへのPRの時間も設けるとともに、宮崎県の東京事務所、そして協賛
企業として霧島酒造、そしてあとソラシドエアさん、こちらにも一緒に参加していただいて、宮
崎県のPRも一緒にしたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 説明ありがとうございました。

会場におけるPR効果等考えるときに、例えばその参加者のメンバー、このメンバーについて
も一考する余地があると思うんですが、例えばそのイベントの内容によると思いますが、特産品
の生産者そのものが参加するというのも、私は来客者の要望を把握したり、また他社、他の市町
村との比較だったり、またまた本人の開発意欲につながると、そういったものもありますので、
その参加メンバーの選びに対しても本当に深く考える必要があると思いますけども、それについ
てはいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今回、せっかく三股町のPRする機会ですので、業者さんのほ
うにも自主参加ということで、旅費等、費用はその会社持ちということになりますけど、町内、
企業さんに案内しました。そして時間的なところもありますので、時間と費用面で賛同してい
ただいたところ3社あったと、そしてそのプレスについては、その3社に関係するような業者、食
品会社とかそういうところにも案内文は出しておるということで、ぜひそういう参加していただ

ける会社向けの業者さん、バイヤーさんも呼びたいというふうには考えております。

これが成功すると、まあ毎年は無理でしょうけど、何年かに一遍、そういう機会を設けたいなというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 経験上、例えば、自分の事例でいいますと、東京フォーラムでそういった展示場があったんですね。それは国で選ばれた優秀な企業ということであったんですけども、そこでの説明でカタログと道具が、というのはそこまでですね、やはりそこに物にもよりますけれども、限られたブースがありますから、その中で実際に動く物があって、そして開発した者がそこにいてやりますと、例えばある質問をされたときに、その裏にあるのはこれだなというところまでぼんといくものですから、非常にこう親密度が湧くといいますか、後に続いてまたつながりができるとかありますので、ぜひそういった今、企画課長おっしゃったように、生産者そのものとか、バイヤーそのものも行かれると得るものがあると思います。ぜひ行かしてほしいと思います。

次の質問です。

１０市町連携インバウンド推進事業１，１００万円の具体的な内容についてお尋ねします。

インバウンドにおいて、三股町のそういった１，１００万円もつぎ込んでの三股町の参加の目的というのはいかなるものでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（木下 勝広君） １０市町連携インバウンド推進事業についてお答えいたします。

この事業は、地方創生加速化交付金を受ける広域連携事業として日南市が代表となっている事業になります。

事業の背景としまして、日本を訪れる外国人が増加し、日南市の油津港は１６万トンクラスのクルーズ船が入港できる九州４港の１つとなっています。

油津港は、年々外国クルーズ船の寄港が増加していることから、昨年３月に近隣１０市町等による観光推進協議会を設立し、受け入れ事業を実施しているところであります。

本町でも昨年２回、油津港での歓迎販売会に出展しています。

その結果、観光地の多言語化や知名度の向上、消費対策などの課題が見えてきたことから、本事業に参加することになったものです。

連携する１０市町は、日南市、宮崎市、都城市、小林市、串間市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町となります。

事業の内容は各１０市町で異なりますが、大きな柱としてインバウンド対応レベルアップ事業、

魅力発信事業、油津港受け入れ事業、リーディングプロジェクト事業の4つに取り組むこととなっています。

本町においては、未整備であるインバウンド受け入れ環境の底上げとして、案内板やパンフレットなどの多言語化、クルーズ船寄港時の臨時ターミナル内での通訳ガイドの委託、翻訳、多言語化用ホームページの作成、長田峡谷の景観整備などを計上しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 先日、丸山課長のほうからの説明で、このインバウンド事業においては、どっちかという日南市とか都城とかいうところには観光バスで連れて行っていろいろ買い物とかあるんですけど、三股町としては、そんなことないと思うんですけど素通りしてトイレ休憩ぐらいに使うとかそんなんじゃあ意味がありませんので、それなりのその今回のこの目的に対しての見返りといいますか、こういうものがあるんだということをしっかり見きわめて参加する必要があると思います。

次に行きます。

○議長（福永 廣文君） 福田君、発言の半ばでございますけれども、昼食の時間がまいっておりますので、これで一時本会議を休憩いたしまして、午後からお願いいたしたいと思います。

それでは午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 午前の部と午後の部と2回に分けてチャンスをいただき、何か得たような気がいたします。引き続きまいります。

通告の2にあります、第5次三股町総合計画後期基本計画について、ここから入りたいと思います。

1、地域資源を生かした新製品開発の途中経過を教えてください。それと、その下の三股ブランド発信事業が新しい取り組みとありますが、これの将来像というのを教えていただきたいと思います。

この2つを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（木下 勝広君） 地域資源を生かした新製品開発の途中経過についてお答え

いたします。

現在、産業振興課では農業と連携した新製品の開発など、6次産業化を支援しております。

本年度は特にゴマを使用した製品の開発を支援してまいりました。

商工会が平成24年度に立ち上げたみまたんごまプロジェクトでは、これまでもゴマの商品開発を行ってきており、お菓子などの加工品販売に至っております。

最近では、2軒のお菓子製造店にご協力をいただき、2月のバレンタインにあわせ、プロジェクト商品として製造していただいた、みまたんごまチョコレートセクション2種類がそれぞれ70箱を4日間で完売するという好評ぶりでした。

また、みまたんごまの販路開拓にも取り組み、東京、大阪、福岡で高評価を受け、4件の商談がまとまっております。

一方、昨年8月に開催されたMR Tご当地グルメコンテストでは、都城東高等学校調理クラブのご協力をいただき開発した、高校生シェフのみまたんごまと豚ロールカツのこだわり丼を販売し、県内26市町村中7位となる好成績を残しております。

また、本年2月末に同高校で開催した地産地消お料理コンクールでは、調理科の生徒35人がゴマのプチベール、バイオ茶ポークを材料とした個性あふれる料理を製作し、今後の商品開発に大きなヒントをいただきました。

特にデザート部門で優秀賞を獲得したプチベールを使った作品は完成度が高く、すぐにでも商品化が可能であると感じております。

特区として製造される2種類のどぶろくも地域資源の一つとして、どぶろく大福などのお菓子に利用されたり、最近では宮崎空港で2月に開催された宮崎フードビジネスチャレンジ商品試食販売会にどぶろく麴に漬け込んだ豚肉や鶏肉が選定されるなど、今後の販売が期待されています。

このチャレンジ商品試食販売会では、ゴマの茎葉を使ったケーキも出店しております。

このようにゴマ、プチベール、バイオ茶ポーク、どぶろくなどといった地域資源のほかにも、2回連続で枝肉日本一となった宮崎牛に代表される畜産物や、町内で広く生産される根菜などの野菜類なども地域資源と言えます。

これらを使った新製品の開発は、農商工連携や6次産業と絡ませながら、今後も随時行っていく考えです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございました。

この項目については総合計画の中に項目としてありまして、そして継続、そして新しい取り組みということでしたので、今の内容をお聞きしようと思って質疑を挙げております。

続きまして、本町のホームページ有効活用の具体計画についてお尋ねしますけども、町ホームの掲載内容の充実とあるのですが、私は下手くそなんですけど、よく三股町のホームページを開きます。

2月いっぱい、1月11日の宮崎市で行われた市町村対抗駅伝競走大会、これのスタート写真がずっと写り続けました。

トップ画面に、常にそれが出てきまして、それこそ2月いっぱいまでこれが入っておりました。

新鮮なニュースがタイムリーに登場する工夫が必要だと思うんですけど、どうなんですかね。あのホームページをそんなに見る人がいないとか、その必要性を感じてらっしゃらないから、余りそこに注意注がれてないとか、いってないとか、現状はどうなんでしょうか。

つついこの専任がいなくて、けんけんでやっているがために後回しにされてしまうのか、実情はどうなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今ご質問のありましたトップページの写真の件ですね。これについては、そういう特段PRしたいような画像があるときはそういうのに切りかえていくということで、頻繁に各課が入れかえるものではないですね。

で、昨日ありましたように、できればマラソン、ああいうのもタイムリーで、すぐに出せたらよかったなというふうには感じているところです。

記載内容については、頻繁に入れかえていると思います。各課の項目はですね。

トップページのあの写真のところは、そんなに頻繁には入れかえてないということです。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 私、少しピンずれなんかもわかりませんが、よくタブレットを持って、必要に応じてあけるんですね。

今ありましたけど、例えば、今、開いていくと、町長の挨拶というのが出てきます。で、町長の挨拶がまだ平成22年の9月24日の写真がまだ出てらっしゃるんですね。

ですから、やはりそのほかのところが三股町に興味があってあけられたときに、町長挨拶というのがまだ平成22年のその挨拶が出てくると、やっぱり三股町は活気のある町だなとはならないような気がしますし、そういった配慮も必要じゃないかなとそういうふうに思うんです。

ですから、今回、本町ホームページの有効活用ということが挙がってますし、その資料もちょっと一部添付しましたが、広く行政情報を提供するため、町ホームページの掲載内容の充実、スマートフォンなどに代表される最新の携帯端末、モバイル端末に対応した情報発信ポータルサイトの構築など、町民が利用しやすいホームページの構築を検討していきますということで、ちゃんと出されてますので、そういった意味でも例えば人員の内容の確認とか、そういったもの

も見直しが必要じゃないかと思うんですけどいかがでしょう。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この町長の挨拶は、就任したとき、そして三股町を紹介するときでも、これは変えないつもりでいます。

ただ町長としての、そのときそのときの思いというのは町長のページがございますので、それは年に五、六回、常に入れかえておりますので、またごらんいただければと思います。

それから先ほどありました、私もずっと気になっておりましてそのホームページの写真、きのうもお話がありました。いつ変わるんだろうかなと思ってまして、いつも変わらないもんですから、ですからまあちょっと担当のほうに話したんですが、フェイスブックのほうはすぐに入れかえていただいたんですけど、ホームページは変わらないなということで、このあたりは非常にこう反省すべき点かなと、そういう意味合いではやはりタイムリーにその時々いろんなものをやっておりますので、例えばマラソンがございました。そしてまた、文化の祭典がございますので、いろんな写真をいっぱい撮っていると思うんです。そういう意味合いではそういうのを入れかえてほしいなとも思っています。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 管理するということ、町のホームページの有効活用ということ、現在取り組んでいますのが、町のホームページ以外に補正で組みました町外向けの移住定住の特設サイトとふるさと納税の特設サイト、こちらの構築を今やっております。

この2つのサイトの有効活用というもの、今準備しておりまして、住まい空き家の情報、出産子育て医療健康の情報、あと町としての情報。それと仕事の情報、こういうのを提供していきたいということで、移住定住の相談コーナーとか、田舎暮らしの体験交流のコーナーなども設ける予定でありまして、このサイトをつくるために現在、小学校とか町民の協力を得て、動画の撮影をずっときょうも行ってるんですが動いています。

これができ上がったときに、この3月24日のプレスイベント、大々的に全国に発信するということで、今ずっとこれにかかっています。

ということで、これをつくりまして、その後またふるさと納税の特設サイトもリニューアルして、こちらのほうも町の特産品とか旬な情報、タイムリーに発信していきたいというふうを考えております。

ご指摘のありました町のほう、今もごらんになってるホームページですね。これが全面改良、リニューアルしたのが平成23年、5年たつんです。ということで、5年たちましたので、今回また28年度からの後期計画にも上げましたように、こういう形でいいのかどうかの検証、利活用についてもまた細かな検証を行って、必要な部分をまた改良していきたいというふうを考えて

おります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） どうもありがとうございました。

リニューアルやら、そういった今後どんどん新しいものを取り入れていただいて、私も一生懸命それについていけるように努力してまいりますので、お願いします。

そして最後の質問になりますけど、旭ヶ丘運動公園野球場の合宿誘致結果はどうなったんでしょうか。

これについては、私ちょっと持ってきたんですけども、議会日より、この中で一番最初の80、81、82、常に旭ヶ丘の物件を取り上げてきました。

80というのは6月ですか、この時に上げているのが、私質問しているのは、利用者がどれくらいですかと上げてます。それに対して答弁のほうで、来年1月から3月にかけて、ことしのことです。野球チームのキャンプ誘致を検討中であり、あわせて宿泊、食事関係も本町が得るように検討中であるというのを回答いただいております。これが80号です。

そして81号になりますと9月です。9月のときにもう1回これに確認したのが、旭ヶ丘運動公園の整備内容と利用促進の工夫と計画はっていうことを問うたのに対して回答が、排水対策、バックネット改修実施済み、本年、同志社大学など5団体の合宿予定に備え、ピッチングマシーン、バッティングゲージを購入する予定というのを回答いただいております。

そして今度は82号、これが12月の議会ですけれども、これにおいて韓国や都会からの野球部キャンプに備えての受け入れ態勢はいかにということで問いましたところ、バッティングゲージ2台とピッチングマシーン1台を設置し、合宿の受け入れ態勢を整えた。現在、韓国の高校野球部と合宿について調整中。さらに県外の大学や高校野球部の合宿誘致を行い、利用促進を図っていると回答いただいております。

これについての今現在でのちょっと簡単に経過報告をお願いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 旭ヶ丘運動公園の野球場合宿誘致についてであります。今年度は国内外から野球チームの合宿を誘致するため、バッティングゲージ、先ほどおっしゃったように2台と、ピッチングマシーン1台を配備したところであります。

その結果、3月1日から6日まで東京6大学の理工系野球連盟から早稲田、慶応、明治等ですけども、東京大学を除く5つの大学で総計120人が都城市内の野球場2つと、三股町3つですけども、本町の旭ヶ丘運動公園の野球場に合宿に来たところであります。

そのほか韓国の大学チームにも声をかけましたところ、昨年11月に監督等が野球場の視察に来ました。

しかし、残念ながら本町の野球場は選ばれませんでした。

今後も誘致に向けて、積極的に動いていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今回、私ここに立つときに、最後にこれだけはぜひ言いたいと思ったのが、今回3月の2日の日に来るということを、ちょっとこちらのほうで確認しまして、見に行きました。

そうしましたら、例のピッチングマシーンとそれとバッティングゲージというのを丁寧に練習に使いながら、片づける姿もちょうどそのとき来てたのが、それこそ今話にありました理工学部の中田の選手が30数名来ておりまして、その明くる日がまた明治ということだったんですけども、私一番気になるのが、韓国的高校野球というのを前回もえらいこう内容がいいですよという話をしたんですけど、電話で聞いたときに、ことしも残念ながら見送られましたという回答だったんです。

だから、ずばっとどれぐらいそういう誘致の作戦を練られたのかなと、極端に言うと、ただ申し込むんだっただけですと提示されてるだけで、何かそういう手だてを打たれたのかなとそれをずばっと聞きたいんですけどいかがでしょうか。今後のこともありまして、1年間ずっと通していろんなプロセスを追っかけて、結果的にことしは残念ながら見送られましたということじゃあ、それこそ今いろいろ地方創生の中でも取り入れられてますプラン・ドウ・シー・アクションとかありますけども、そういった意味でも協働って言葉はまた後ほどちょっとしゃべりたいと思いますけど、そういった意味での姿勢を1回お聞きしたいなと思います。

お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 韓国関係については、韓国のその高校、大学を誘致するコーディネーターという人がいらっしゃいます。その人に連絡をとって、ぜひ三股町にということで、今回この監督も見に来られたんですけども、そのときもバッティングゲージ、ピッチングマシーンが喜ばれたんですけども、宿泊所から距離が遠いということを言われまして、ちょっと今回はだめだということで、こちらとしても一応韓国はそういうマネジメントの人に頼むというのがあるんですけど、それ以外に旅行会社が今、大学とかの球場の合宿を斡旋しているということなので、これからそういう旅行会社のほうにも声かけをして、ぜひ三股町のほうに合宿に来てくださいというふうにこれから行っていきたいというふうな検討をしているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 野球に固執するわけじゃありません。

何か一つのいろんな内容について、氷山の一角というような感じはちょっと受けたものですから、いろんな意味でそういったところを見直ししながら、お互いに前進させていきたいと思っています。

今、先ほど私ちょっと協働って言葉を言いましたけども、「自立と協働でつくる元気な町、三股」私はこの言葉、本当にどの字をとっても意味合いといいますか、ほれほれするというか、そのまんまだと思うんですけど、今後の協働というのは私非常に自分で強烈に感じているのは、1回会社の会議の中で、会社の方針とはこういうもんですよ、営業はこうすべきですよ、設計はこうせないかんですよ、現場はこうですよとばんばん内容をアピールしました。そしたら、最後に言われた会長からの一言が、「それをあんたがやるんだよ」と言われたですね。これからの共働というのは、「評論家はうちは要らん。「私がこうこうやります」と言う、そういう人間が欲しいんだ」と。

やはり今、この町のいろんな行政においても、町の何々とります、じゃないんです。やっぱ、自分たちで、地域でよし、やっみいか。やっみろわい。知らんこは聞いてみろや、ああ、ここは、じゃあ、分担だ、ここは役場のほうで果たしてもらおう、ちょっと国との連絡とってもらおう。このスタートは、あんたがするんですよ、自分ですつとですよと、そこにやっぱ返っていかないと、やっぱ評論家は要らない、そのままじゃないかなと思います。

町長に、一番最初、私言いましたけど、いいところ伸ばして、克服せにやいかん所はちゃんと克服していく。派手なことは要らんよ。この精神でもって、さらに、ともに前に向いていきたいなど、そういうふうに心がけております。そうやって努めていきたいと思います。

それと、最後の最後になりましたけど、実は、ゆうべ、ある先輩議員から電話がありまして、「おまえ、自然森林について何か物いうとやろ」ということで、「はい、それ、1回、今度テーマで上げています」と言いましたところ、「だったら、あした役場へ行く前、上米公園のパークゴルフ場を見に行つてこい」と言われるんです。で、「何でな」て聞いたら、「今、あそこ整備されてるから、あの整備されてるところから、南側を見てみろ、木が枯れちょいがね」と言われてまして、早速、きょう行ってきました。もう工事の方が入られて、急ピッチで整備が、今されています。パークゴルフの南側のほうですね。そして、あそこずうっと奥行つて、南側見ましたら、さすがに杉の木が4本枯れてまして、工事の人やらといろいろ話してましたら、工事の方が、「きのう、役場の都市整備課の方が見えて、間伐の打ち合わせされてましたよ」ということで、本当、それは素早いなと、さすがだなと思いました。そういったスピード感を持ってというのは、そういったいいところですね、いいところはどんどん伸ばして、足りないところはもうちょっとハッパかけながら、そういった気持ちで、お互いにまた今後、改善させていけたらと思います。

これで一般質問終わります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 発言順位 8 番、池田さん。

〔10 番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10 番 池田 克子君） それでは、通告いたしました（1）ですが、防災・減災の強化における国土強靱化地域計画を策定されているかについてお尋ねいたします。

この計画は、平成 25 年 12 月に公布・施行された「国土強靱化基本法」に基づいているものでありますが、本年 1 月現在、いまだ多くの市町村が策定できない状況であると発表されました。

この計画は、今後も発生するであろう大規模自然災害等から、国民の生命、財産を守ることを最大の目的としており、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行おうとするものであります。

昨年 1 月には、この計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援が決定されております。32 の関係府省庁の多岐にわたっているようですが、防災・減災の強化を踏まえた国土強靱化地域計画は、策定されているのでしょうか、町長にお尋ねいたしまして、壇上からの質問を終わります。あとは、質問席にていたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災・減災の強化について、平成 25 年 12 月に公布・施行されました国土強靱化基本法の中に、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されている。この計画は策定されておるのかという質問でございます。これについて、回答させていただきます。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための、防災・減災と認視する国土強靱化基本法が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる、強靱な国づくりに向けて国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが定められたところであります。

昨年 7 月に、内閣官房が策定した国土強靱化地域計画策定ガイドラインによりますと、国土強靱化地域計画とは、どんな自然災害等が起こっても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるための計画であり、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般にかかわる総合計画より上位に位置づけられるものとなっております。このガイドラインを活用して、それぞれの地域特性を踏まえて、各地域における国土強靱化地域計画を策定することになりますが、現時点においては、宮崎県自体が未策定であり、市町村への具体的な説明会、研修会とも開催されていない状況であることから、現時点では策定に至っていないとい

うところでございます。県自体が、まだ未策定ということでございます。

なお、現在策定済みの団体は、大分県など全国で29団体、策定に向けた取り組みを公表している団体が、宮崎県など51団体とのことでありますので、県のこの国土強靱化の計画等を踏まえながら、町としても策定へ向けて、あるいは、またこの地域防災計画等との整合性を保ちながら計画を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今回のこの国土の強靱化地域計画ということが、先ほども申しましたように、32の関係府省庁が支援するという方向にはなっておりますので、私もこの中では、当町としても無線のシステム普及支援事業とか、結構、当町としては取り組んでる部分も、私は、あるのかなとは思ってるところなんですけれども、やはり、せっかくの支援をするというふうに国が打ち出しているからには、これを利用しない手はないだろうなど、いうふうに思ってるわけございまして、ぜひとも、県のほうがまだということでありますけれども、当町としては大方の、大枠と申しますかね、その中でやはり向こうが言ったときには、うちとしてはこういう方法をやりたいんだと、すぐ提出できるような方向としても検討すべきものではないのかなと思っておりますので、その部分は、まあ、どこの課がどうされるかっていうのは、ちょっと私もわかりませんけれども、今後の対策の中に入れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。一応町長が、今後、指示の中でどういうふうな取り組みし、各課にされようとしているのか、もう一回ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、昨年7月に、国がようやくガイドラインを策定したと、それから、まあスタートということで、モデル事業で取り組んだ県、市町村がそれにのった形で、先ほど町長が言いましたけれども、全国で29団体、これはもう都道府県がほとんどでございまして、市町村は8市9町村がこれで策定済みというところになっております。まだまだ、情報が十分末端まで、来てない状態でございまして、今後、県の説明会を受けた後、近隣の市町村等とも協議をしながら、計画を策定するかどうか判断していきたいというふうに考えております。

ちなみに、この計画は、先ほど言いましたけれども、総合計画を網羅するような形の計画になりますので、計画を策定するとなると、全庁を挙げての取り組みという形になりますので、そういう形でどういうぐあいに、また進めていくかというのは、今後の検討課題だということで、解釈しております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） おっしゃるとおりですね、これからということございまして

うから、その辺は期待申し上げましておきたいと思いますけれども。

実は、この中で、国交省が防災安全交付金というものも、こんなものも制定されてるわけですが、実は、これは大きな計画という形でございますので、私が今から申し上げるのは、ちょっと根本的な部分になるから、さて、というのは自分としても思ったわけですが、実は、当町においても、やはり危険箇所と思われるべきところが、今、太陽光パネルが結構、山の傾斜地にあっちゃこっちゃでつくってありますよね、それが、やはり木を伐採してつくったりしてるところもあったりするもんですから、いつ土砂災害が起こってもおかしくないんじゃないかなと、私も思いますし、隣近所、近隣の方はなおさら、やはりそういう災害に対する懸念をされてるとこなんです。ですから、私、そういうところへの対処が、一応、売買としては個人が、会社に売買されてますので、実際、じゃあ、町がどこまで介入できるかは、ちょっとわかりませんが、そういうものも基本として、取り組みとしてできないのかなと、ちょっと私も相談受けた部分もあったもんですから、こういう部分で防災安全交付金というのを使えないのかなと、ちょっと思ったものですから、お尋ねしたいところでございます。お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今、ご質問にありました防災安全交付金ですかね、こちらのほうの活用については、うちのほうもちょっと把握しておりませんが、今、東日本大震災が発生して、国土にいろんな影響を与えたというところで、また、南海トラフの大地震も想定されて、こちらにつきましても国を挙げて対策を講じてる中で、いろんな防災対策の交付金とか補助金等が出ているようでございます。まあ、三股町に合った形の交付金、補助金等を活用しながら進めていかなければ、町単じゃ無理なところもございますので、積極的な活用は図っていききたいというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これはさっき申したように、ある地域的な方々のご相談ではございますけれども、やはりこの防災安全交付金の中には、老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化、こういうものも確かに含まれておりますので、ぜひぜひその32の府庁の中のあれですけども、早急に、できれば計画を立てていただければありがたいと思っております。

次に、関連で申したとこだったんですけども、第5次の総合計画の中に、たしか、この地域計画が入ってないと、いうことでございますので、これを、今、またさらに言っても意味がないのかなと思っておりますので、ちょっとここは割愛をさせていただきます。

ただ、本当、災害というのは、起こってしまった後の対策、結構これは計画に立てられるんですけども、要するに、医療でも予防というのが、今非常に重視されてるわけですから、私たちも、

この国土の強靱化地域計画もやはり予防ていうものを重点に置いていただいて、どういうふうに強化すればいいかということを、この第5次の総合計画の中で入れていただけたらよかったのかなあと思ったところです。この中に、確かに、何ていうんですか、要請するとか、要望するとか、そういう表現で書いてあるんですよ、関係機関に要請するとか、要望するとか、そういった類いで書いてありますから、これが、一つ一つの具体的なものとして書かれなかったということでもありますので、それはやむを得んことがあるんですけども、本当に、一つ一つが具体的に、今後計画の中で、実施できるような方向でやっていただければと思いますので、それをちょっと要望しておきたいと思います。

では、もうちょっと、この部分がしてないという回答がありましたので、それ以上はもう申し上げられませんので、次に行きたいと思っております。

次が、各種の予防接種の推進についてであります。

いつでも、自分は元気だと、過信して日常おるわけですね、しかし、自分がある日突然症状が出て、そこから病気の恐ろしさを知るとというのが通常であります。こういう席で申し上げてなんですが、私ごとでありますけれども、約2年前に、風邪だと思って病院に行きましたら、間質性肺炎だと言われました。もうそのときは、体が物すごくきつくて、本当に入院の一步手前までいきました。しかし、何とか私は乗り切れましたんですけども、私と同じころに肺炎で入院されていたある知人の方が、亡くなりました。入院して1週間目ぐらいだったそうです。ですから、私自身も肺炎というのをざっと見てたというか、風邪の延長ぐらいにしか捉えてなかったんですけども、やはりこの肺炎の怖さ、これを本当にそのときに身近に感じたわけです。

肺炎は、ご存じのように、65歳以上の高齢者の死因のトップになってるんです。厚労省も平成26年10月より高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種の取り組みを始めております。

そこで、お尋ねしたいんですが、当町の成人用肺炎球菌ワクチン接種の人数と接種率、状況ですね、これについてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 予防接種の推進についてのご質問ということで、まず、高齢者の肺炎予防対策ということで、成人用肺炎球菌ワクチンの接種者の人数と接種率についてお答えします。

平成26年度の接種者は対象者1,374人中551人が接種しており、率にして40.1%でございます。同じく、27年は実績途中でございますが、接種者は対象者1,456人中343人が接種しており、率にして23.5%でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 実は、私も去年でした。ちょうどいい5年ごとの間隔で接種が

できるということで、去年、ぎりぎり、誕生日前ぎりぎりでワクチンを接種することができました。恥ずかしいことに、自分自身も、そういう肺炎球菌ワクチンを受ける年ですよ、あなたも受けなさいよというのが、全然知識の中になかったし、情報もなかったんです。テレビでも一生懸命、今は言っておったりします。確かに広報紙も載ってます。ところが、果たして、自分のこととなると、なかなかぴんとこないというか、私、さっき申したように、慌ててワクチンを打ってもらいました。これが、65歳から5歳間隔で100歳まで受けることができるということと、60歳以上65歳未満で一定の障害があつての方が対象であるというふうになっております。ですが、さっき申したように、本当せっかくのチャンスなんですけれども、見逃してしまう方が大変多いんじゃないか、その結果が、さっきおっしゃっていただいた、26年度で40.1%、27年度、途中とおっしゃったんですが、23.5%もうすこしで新年度でございますよね、23.5%なんですよ。ということは、いかに皆さんがこの情報を知ってないか、そういう必要性というか、本当にせっかくのいいチャンスを逃してしまっておられる方が多いかということなんです。この状況について、どのようにお考えになられるか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今の、池田議員のほうでご説明されましたように、接種率がやはり低いのではないかとというのが一つございます。これは、当事者、あるいはその年齢の方が、そういう意識がやはり希薄であるということ、そしてまた、そういう情報を他人事ごとのように、テレビ等であっても聞いているということが、大きいというふうに理解しています。

こういう未接種者に対して、ご案内を差し上げるという方法が一つあるかと思うんですね。受診を勧奨するという一つのやり方があるんですが、ただ、これをやっていないのが、今、現状でございます。

といいますのが、これ、任意のワクチンでございますので、任意に受けた方の接種の状況が把握できません。ですので、対象年齢の方に対して、全員にご案内を出すという場合に、任意で既に受けられた方が、5年以内の中でしてしまうということがまああるということで、情報の提供がございまして、そうした場合の副反応、想定される反応を超えた反応というものが出るといふような報告等がございまして、その危険性を認識しているところでございます。

今後は、そういったことも含めて、学習するような情報の提供の仕方、むしろ65歳以前の方に対しての情報提供が重要になってくるのではないかなというふうに思っています。今後、その部分を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これが、個人のある程度の意思によるんだということで、一言

で言ってしまうとそれまでなんですよね。それで、じゃあ、いいのかと、何のためのこの接種を国が推奨してるんだというのを考えたとき、やはり、そこに何か方法があるんじゃないかということまで、皆さん、各自治体が考えていらっしゃるんです。

で、ですね、都城市が既に、やはりこの個人向けのはがきをちゃんと送りつけて、あなた、まだ受けてないでしょと、受けてくださいよというものを実施してる。そして、ほかの自治体もいっぱいあります。これは一つの例でございますけど、出雲市のこういうパンフをつくって、そして徹底して、皆さんに受けてくださいよということを言って、今、非常に、パーセント書いてあったんですけど、すごい活動で、50%以上の接種者になったと、最初は、すごい20%程度だったそうです。ですから、地味じゃあるけども、やはりいろんな行政がこつこつと対応していただいたということでの結果でございます。その結果というか、お知らせするのに、はがきをもってしてると、はがきだったら65円程度で済むんだということですね、何とかその辺の情報を、行政というか、各病院ごとに報告をとるとか、何か一つの手があるんじゃないかと思います。その本人さんも、肺炎にかかったら、私も経験者ですからわかるんですが、相当きついです。そして、それはすぐ命の、高齢者になればなるほど、普通の、例えばですね、ある方も、脳の手術して、そっちは成功した、入院中に肺炎にかかって肺炎で亡くなった。結構そういう方、いっぱいいらっしゃる。

そのようにこの肺炎というのがいかに死亡につながっていくかということを考えると、やはりこのワクチンでそういう方々の命を、本当に救っていただける、大事な大事なワクチンじゃないかと思うときに、どうでしょうね、そのはがきで対応できるような部分を、今後考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。もう一回お尋ねです。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 今、池田議員のほうからそういった提案をいただいたところなんです。先ほど言いましたように、65歳到達になりますと、介護保険証を送付いたします。そういったことと何か連動ができないかなと、把握の仕方はこちら、年齢別には持ってるわけですので、そういった、年齢含めてその情報を提供する手段として検討したいと。結局、肺炎になって重篤になられる方の医療費との兼ね合いを考えますと、その経費というのは、安い単価ではあるかと思いますので、先ほども私のほうが申し上げましたように、副反応も含めて、5年間の間隔を置いてくださいということも含めて、情報の提供がうまくできますように検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） やっぱ、地道な、大変な、そしてまた大変なお仕事もあると思うんですが、ぜひぜひその分をよろしくお願いしときます。

そうすると、やはりこの28年度の対象者、これは接種率の目標、どうでしょうか。即答で、ご自身の考えの中でいただけたらと思うんですが、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） 平成28年度は、対象者を1,362人把握しております。

で、その約半分681人、数値にして50%を一つの目標値として、今、うちの健康管理センターの担当のほうもそんなことで試算をしているようですので、そういったことで、ちょっと努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 大変うれしい答弁をいただきまして、ぜひ、よろしくお願いしておきます。

では、次にまいります。次もやはり、今度は乳幼児、子供さん、赤ちゃんたちの予防接種についてであります。私が通告の中で、B型肝炎というのをちょっとここで入れてたんですね、予防接種の中で、これが任意だということで、ここで、私が取り上げてたんですが、実はこのB型肝炎が、ことしの10月から定期接種にされるということで、この部分のB型肝炎の分は、ちょっと削除していただければありがたいと思っております。

そのほかの、ロタウイルス、おたふく風邪、インフルエンザ、これはもう任意でございまして、本当に自己負担が大きいという、お母様方のお声を聞いております。せっかく、三股は子育てしやすい町だと、すごい好評をいただいている今、この、子供たちの大事なこの予防接種に関しては自己負担ですよ、任意については自己負担ですよという部分があることについて、できることなら、この助成ができないかと思ってる次第ですが、町長にこれをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村 陽一郎君） この件につきまして、今回、県のほうが27年度から、ロタウイルス、おたふく風邪、B型肝炎等の、今、B型肝炎のお話は出たんですが、任意の接種であるこの3つにつきまして、助成事業を開始しております。それに基づいて、連動して、この任意の接種につきまして、助成制度を設けている自治体がございます。うちのほうも、その具体的なものを検証させていただきまして、先ほどと同様でございしますが、療養給付等の減額と費用対効果を含めて考えましたときに、重篤化するのを防げるということがあれば、検討していきたいということで、考えております。実践的なことにつきまして、予算が伴いますので、数字的なものをもう少し検証させていただき、それに基づいての一つの回答が出てくるんじゃないかなと思っております。

ただ、インフルエンザにつきましては、A型、B型、その年々で、非常に複雑な動きがございまして、そしてあと、受診者もかなりふえてくると、そういったときの予算措置がどうなのかと

いう懸案がありますが、県の助成をいただけるロタウイルス、おたふく風邪等については、ことしも、もう一回検証させていただいて、数値などを洗いなおしさせていただきまして、検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 今、答弁してくださったように、１市７町１村、宮崎市、国富町、高鍋町、川南町、木城町、都農町、綾町、西米良村、これがもう既に助成してるということでございますので、ぜひぜひこれは、実施の方向でしていただけたらありがたいと思います。

さっきおっしゃったインフルエンザの件でございますけれども、あるお母様方が、こういうことをおっしゃいました。「病院にワクチンに行くと、３，０００円も４，０００円も取られる」と、「だとすれば、風邪ひいてから病院に行きゃただですがね」と、そんなことを言われるんですよ。確かに一理あるんですけどね。じゃあ、その間子供たちが、苦しんで、うんうん熱言いようてです。下手したら、この脳のそういう病気になる危険性もまたあつたりするわけですけど、先ほど、インフルエンザにおいては、ちょっと検討を、どうしようかなというようなこともおっしゃったんですけども、やはり、親は親でちゃんとそういう方向でされてるようなところも見受けられるんです。ですから、そこ辺を、せつかく医療費無料ですよと言われてて、いいことなんですけれども、比重をどっちに置くかというふうに考えたときに、この見地で、町長、どのようにお考えなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 子育て支援ですね、これは町の大きな重要なテーマということで、我が町の町づくりを進めておるわけなんですけれども、その中で、乳幼児等のこの予防接種関係のところの助成というのも、先ほどありましたように１市７町１村ですかね、やってらっしゃるということでございますので、そういうところを十分検討させていただきたいなと思います。

当然、この質問をいただいたときに、もし、初めてなのかなと、考えました。他のところもやっていると云うから、我が家も、我が町も前向きにやはり検討してみてもいいんじゃないかなというところをお話ししたところでございます。

全て、財政負担が伴いますので、どの程度の財源が必要なのか、そういうところを十分検討しないと、何を優先していくのかと、いろんな、皆さん方からの、議員さんのほうからのご要望もございますので、地域の安全問題、また交通問題、またこういう予防接種、いろんなものがございまして、いろんなものを比較検討させていただきたいなと思います。ですから、インフルエンザについては、今後、いろんな資料等を寄せながら、検討させていただければと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 行政も限界というのは当然でございます。しかし、やっぱり、現

場のお母様方は、それ以上にお利口なところもあるのかなということで、そういうものを考えあわせると、本当に、視点を、だからまず、どこに置くかっていうことが大事だと思うんです。ですからやはり、何はさておいても、やっぱり命、これが一番大事だと、ましてや少子化に対して、本当に、子供をすくすくと育てていただけることが私たちの、それこそ全人類の願いでもあるわけですから、優先を、本当に命に視点を置いていただいて、どういう方向でどういうふうに取り組んでいくんだというのを、皆さんで考えていただけたら大変ありがたいと思っておりますので、きょうは、いろいろといい答弁をいただきましたので、私の質問はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。

ここで、お諮りいたします。今定例会の一般質問は、本日をもって全て終了しましたので、明日は休会とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2 時 24 分散会

平成28年 第1回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

平成28年3月17日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成28年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 質疑（議案第1号から第37号までの37議案）
 - 日程第3 討論・採決（議案第1号から第37号までの37議案）
 - 日程第4 意見書案第1号から第3号の3件及び発議第1号、一括上程
 - 日程第5 意見書案第1号・第2号・第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決
 - 日程第6 議会運営委員会の視察研修報告
 - 日程第7 総務産業常任委員会の視察研修報告
 - 日程第8 正副議長及び各常任委員長の閉会中の審査事項について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 質疑（議案第1号から第37号までの37議案）
 - 日程第3 討論・採決（議案第1号から第37号までの37議案）
 - 日程第4 意見書案第1号から第3号の3件及び発議第1号、一括上程
 - 日程第5 意見書案第1号・第2号・第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決
 - 日程第6 議会運営委員会の視察研修報告
 - 日程第7 総務産業常任委員会の視察研修報告
 - 日程第8 正副議長及び各常任委員長の閉会中の審査事項について
-

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 森 正太郎君 | 2 番 楠原 更三君 |
| 3 番 福田 新一君 | 4 番 池邊 美紀君 |
| 5 番 堀内 義郎君 | 6 番 内村 立吉君 |
| 7 番 福永 廣文君 | 8 番 指宿 秋廣君 |
| 9 番 重久 邦仁君 | 10 番 池田 克子君 |
| 11 番 山中 則夫君 | |

欠席議員（１名）

12番 桑畑 浩三君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君

書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村 陽一君
町民保健課長	内村 陽一郎君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長補佐	木下 勝広君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	永吉 雅彦君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届け出が出されておりますので報告しておきます。

なお、産業振興課長、丸山課長におきましても欠席の届け出が出されており、木下補佐が出席しておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（福永 廣文君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業委員長より報告をお願いいたします。総務産業委員長。

〔総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） おはようございます。

総務産業常任委員会の審査の結果を会議規則第76条の規定に基づきご報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第1号、2号、4号、5号、7号から13号、15号、16号、22号、23号、29号から36号の計23件でございます。

以下、付託された案件ごとに説明いたします。

まず、議案第1号「三股町行政不服審査会条例」であります。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、町長が審査長となる審査請求について、その採決の客観性を及び公正性を高めるため、町長の附属機関として、三股町行政不服審査会を設置する必要な事項を定める条例を、制定しようとするものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税分野の個人番号の利用手続の取り扱いに見直しがあり、所要の改正を行うものであります。改正の主な内容は、町民税等の減免手続で、個人番号の記載を要しないこととするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、三股町殿岡生活改善センター管理運営を、指定管理者に行わせることの所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

本案は、教育長と教育委員長の本体化、行政不服審査会、空き家等対策審議会、予防接種健康被害調査委員会及び地域おこし協力隊を新たに設置することにより、それらの委員等の報酬をそれぞれ削除、追加しようとするもので、所要の改正を行うものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町西部地区体育館整備基金条例を廃止する条例」でございます。

本案は、西部地区体育館の整備が今年度終了することに伴い、条例の一部を改正及び廃止をしようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

行政不服審査法に関する審査請求に伴う手数料と西部地区体育館の使用料について、追加しようとするもので、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号「行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」でございます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

議案第 11 号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の 2 議案については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案は、職員特別職の給与等に関しまして、人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨等を勘案し、給与等に関する条例を改正しようとするものであります。

10 号、11 号とも、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第 13 号「教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」関連 2 議案でございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長が一般職から特別職に変更されることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

12 号、13 号ともに、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に取り組むため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号「平成 27 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額 5,222 万 8,000 円から歳入歳出それぞれ 40 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,182 万円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う

人件費の増額補正及び消費税の納税義務免除に伴い、公課費を減額補正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億6,643万4,000円から、歳入歳出それぞれ923万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,719万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び雑入を減額補正し、歳出の主なものとしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正及び予備費を減額補正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,728万1,000円とするもので、対前年度比2.4%、115万3,000円の減となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,704万1,000円とするもので、対前年度比3.2%、121万4,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、処理施設維持管理委託料及び公債費でございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,590万7,000円とするもので、対前年度比3.5%、1,523万8,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が7,762万7,000円、国庫支出金が1億5,000万円、繰入金が1億1,590万1,000円、町債が1億1,800万円で、歳出の主なものとしましては、実施設計委託料が3,137万5,000円、公債費が1億2,376万7,000円でございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「平成28年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収益は４億２,００７万９,０００円、このうち主なものは、給水収益の３億６,７４６万円、また、費用は３億９,８８４万７,０００円を予定し、このうち主なものは、職員給与費６,１４９万１,０００円、委託料３,６２５万９,０００円、動力費３,１５８万４,０００円。

次に、資本的収入及び支出の収入は１,２５７万６,０００円を予定し、このうち主なものは、一般会計負担金１,２５７万４,０００円でございます。

一方、支出の総額は２億４５９万２,０００円を予定しております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３３号「第５次三股町総合計画後期基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、第５次三股町総合計画の前期５カ年が今年度で終了することから、平成２８年度から平成３２年度を計画期間とした後期基本計画を策定したものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３４号「三股町環境基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町環境基本条例に基づき、平成２８年度から平成３７年度を計画期間として策定したものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３５号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅建てかえ計画に伴う廃止や一部林道へ移管するため、起点終点の変更により、廃止を行うものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３６号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅や林道への一部移管に伴い、起点終点の変更をしたものを、町道へ再認定を行うものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、文教厚生委員長よりお願いいたします。文教厚生委員長。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の結果を議会会議規則第７６条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、計１４件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第3号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」について。

本案は、平成27年度から口座振り込みとした敬老祝金の支払い時期に関し、特別な理由がある方々への支給を年度末まで振り込みができるよう、所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、第5号議案の中の教育長と教育委員長の本化、また、予防接種健康被害調査委員会を新たに設置することに関して、それらの報酬を削除、または追加しようとするもので、所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、西部地区体育館の整備が、今年度終了することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について。

本案は、第8号議案の中の西部地区体育館の使用料について追加しようとするもので、所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」について。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長が一般職から特別職に変更されることから、関係条例について所要の改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額35億8,959万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,921万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億880万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を増額補正するものです。また、歳出の主なものとしましては、共同事業拠出金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,307万1,000円から歳入歳出それぞれ151万

5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,155万6,000円とするものです。

歳入の主なものは一般会計繰入金を減額補正するもの、また、歳出の主なものは、医療保険料滞納管理システム改修委託料を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額21億4,812万円に歳入歳出それぞれ87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,899万5,000円とするものです。

歳入の主なものとしては、保険料繰入金を増額補正し、支払い基金交付金を減額補正し、歳出については人事院勧告に伴う人件費の増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額1,380万7,000円に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,400万7,000円とするものです。

歳入については、介護予防サービス計画費収入を減額補正し、一般会計繰入金を増額補正するものです。歳出については、介護予防プラン作成委託料を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計予算」について。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ34億9,877万2,000円とするもので、対前年度比0.1%、443万4,000円の減となっています。

歳入の主なものとしては、対前年度比で前期高齢者交付金が37.5%、共同事業交付金が2.1%の増、保険税が2.0%、国庫支出金が3.0%、療養給付費等交付金が15.2%、県支出金が27.1%、繰入金が19.1%、繰越金が42.1%の減となっています。歳出の主なものとしては、対前年度比で介護給付金が12.0%、共同事業拠出金が7.9%の増、保険給付金が3.5%、後期高齢者支援金等が3.0%の減となっています。

本案の審査におきまして、次のような附帯意見が出されました。

医療費の引き下げのためには、訪問指導を充実させることが必要である。長期的視点から保健師や栄養士等の専門職の適正配置、場合によっては増員が必要である、という意見です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第26号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,308万8,000円とするもので、

対前年度比 2.1%の増となっています。歳入については、保険料、一般会計繰入金を、歳出については広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 27 号「平成 28 年度三股町介護保険特別会計予算」について。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 5,799 万 2,000 円とするもので、対前年度比 4.2%、8,662 万 6,000 円の増となっています。

歳入については、保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金の増が主なものです。歳出については、保険給付費が 4.4%、8,500 万 4,000 円、地域支援事業費が 5.1%、269 万 2,000 円の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 28 号「平成 28 年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,418 万 2,000 円とするもので、対前年度比 6.2%、83 万 3,000 円の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 37 号「指定管理者の指定について」。

本案は、三股町在宅デイサービスセンターの指定管理者の指定期間が、今年度をもって終了しますが、介護保険制度改正に伴う総合事業の展開を行う上で、社会福祉協議会との今後の協議等が必要となるので、公募しないで現在の指定管理者である社会福祉協議会を、さらに 1 年間指定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算委員長より報告をお願いいたします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。

それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第 76 条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第 17 号「平成 27 年度三股町一般会計補正予算（第 4 号）」と議案第 24 号「平成 28 年度三股町一般会計予算」の計 2 件でございます。

以下、ご説明いたします。

議案第 17 号「平成 27 年度三股町一般会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、緊急に実施すべき経済対策を盛り込んだ国の平成27年度補正予算に伴う補正、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費、並びに特別職の期末手当についての所要の補正、そのほか会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補正事業の決定あるいは内示等による増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額98億9,308万4,000円に歳入歳出それぞれ5,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,900万円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。町税は、個人住民税、固定資産税を収入実績見込みにより、地方交付税は追加交付税決定により増額補正するものであり、国庫支出金、県支出金は人事院勧告に伴う保育所、認定こども園の単価改正、総合戦略に基づく地方創生加速化交付金、個人情報保護の対策強化のための情報セキュリティ強化対策費補助金を増額補正し、臨時福祉給付金給付事業費補助金ほか実績見込みによる減額補正するものであります。財産収入は町有林売り払いによる増額補正するものであり、寄附金はふるさと納税による指定寄附金を増額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金を増額し、公共施設等整備基金は充当事業の減分を減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰金については、財政調整基金取り崩し額を減額して、基金の確保を図るものであります。町債においては、国の補正に伴う畑地帯総合整備事業を増額補正したものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は三股町総合戦略主要事業、ネットなお仕事誘致・創出事業、都城広域移住・定住パートナーシップ事業、自治体情報システム強靱性向上事業に関する費用を増額補正し、臨時福祉給付金給付事業を減額補正するものであります。

民生費は自立支援給付費負担金過年度返還金、保育所、認定こども園の施設型給付費を増額補正し、後期高齢者広域連合に対する負担金を決定額により減額補正するものであります。

衛生費は養育医療給付費にかかわる扶助費を増額補正し、リサイクルプラザ管理費負担金、し尿処理費、燃料費などの執行残を減額補正するものであります。

農林水産業費は国の補正に伴う、畑地帯総合整備事業を増額補正し、青年就農給付金事業補助金や森林整備加速化・林業再生事業補助金などの執行残を減額補正するものであります。

商工費は、クルーズ寄港による10市町村連携インバウンド推進事業を増額補正し、中小企業等特別融資制度補助金交付金を減額補正するものであります。

土木費は、上米公園パークゴルフ場整備事業、公営住宅建替基本設計業務委託料の執行残を減額補正するものであります。

教育費は、第3地区分館屋根外壁等改修工事、文化ホール備品購入等の執行残を減額補正する

ものであります。

公債費は、元金利子の決定による減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金を増額補正し、予備費は種々の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費ですけれども、今回、国の緊急性、必要性の高い経済対策を盛り込んだ補正予算を初め、8事業を合わせ1億141万1,000円を繰り越すものであります。

第3表につきましては、債務負担行為補正についてですけれども、土地開発公社公共施設用地先取取得事業として依頼した土地取得及び立ち木補償等を平成33年までに債務負担行為を設定するものであります。

最後に、第4表地方債補正についてですけれども、国の平成27年度補正予算に伴う公共事業等債を増額補正し、事業費の増額に伴う地域活性化事業債の限度額をそれぞれ3,440万円、2億5,390万円とするものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、次に議案第24号「平成28年度三股町一般会計予算」をご説明いたします。

平成28年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。我が国の経済はこの3年間の経済再生に向けた取り組みにより、企業の経常利益は過去最高となるとともに、雇用・所得環境も改善してきてデフレ不況から脱却しつつありましたが、昨年後半から世界経済は、これまで力強く成長を牽引してきた新興国経済に弱さが見られ、景気の後退の懸念が高まり、不透明感が増しています。

こうした中、政府は、経済再生と財政健全化の両立する予算を、平成28年度当初予算と合わせて平成27年度補正予算を編成しました。それは一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策等を初めとした経費となっております。

地方財政については歳入歳出総額を対前年度比0.6%増とし、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう一般財源総額を確保しています。その中で、地方自治体に交付される地方交付税の総額は、前年度当初予算と比べて0.3%の減額となっております。

本町において、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりました。自主財源は景気回復傾向により、本町の根幹的收入である町税が前年度に比べ、額、率ともに伸びているものの歳入総額に占める自主財源の割合は、基金繰入金の減額により若干減少しております。

歳出においては、投資的経費は大幅に減ったものの、義務的経費や経常的経費は年々増加して

おり、認定こども園の創設に伴う扶助費や近年の大規模な投資的経費の財源として、町債残高の増加に伴う公債費も伸びております。引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

まず、歳入歳出の予算額の総額は歳入歳出93億円と定めるものであります。まず、第1表歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。平成28年度は対前年度比0.6%、6,000万円の増となっております。歳入のうち自主財源は31億8,924万7,000円で構成比34.3%、依存財源は61億1,075万3,000円で構成比65.7%となっており、前年度より依存財源の割合が0.7%増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況において義務的経費が49億3,312万4,000円で構成比53.0%、経常的経費が37億6,931万7,000円で構成比40.6%、投資的経費が5億9,755万9,000円で構成比6.4%になっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が伸び、投資的経費の割合が減っております。

次に第2条の第2表地方債については、臨時財政対策債のほか総額で3億6,575万9,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備事業1億4,903万8,000円、榎堀・射場前団地整備事業1,946万5,000円、浄化槽設置整備事業2,491万8,000円、新規事業として避難誘導灯整備事業4,382万8,000円、三股西小放課後児童クラブ施設整備事業4,500万円、宮村小学校プール塗装改修整備事業1,015万4,000円などで、総額で5億9,755万9,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業についてご説明申し上げます。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各部署に予算化しておりますが、そのほか主なものを目的についてご説明申し上げます。

総務費は地域魅力化プロジェクトのため、地域おこし協力隊活動事業費568万4,000円、雇用を多く生み出す企業誘致の推進として蓼池地区工業団地造成整備事業500万円などが主なものであります。

民生費は、ひとり親世帯の就業支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業26万2,000円、介護予防事業として高齢者の居場所づくりのための高齢者等サロン事業費補助金50万円、子育て支援促進のため利用料助成を行うファミリーサポート利用料助成補助金42万5,000円などが主なものであります。

衛生費は、妊娠を希望する人の経済的負担の軽減を図る特定不妊治療費助成事業210万円、骨髄提供がしやすい環境のための骨髄移植ドナー支援事業21万円などが主なものであります。

農林水産業費は、優良系統牛の積極的な導入を促すための無利子貸し付け事業畜産振興会貸付

金300万円。

商工費は、農業生産者の新商品の開発、リニューアル経費を支援する三股ブランド発信事業120万円が主なものであります。

教育費は、学校教育の充実、学校支援等を目的に実施する放課後子ども教室推進事業112万円、土曜日の教育支援体制等構築事業46万6,000円などが主なものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第1号から第37号までの37議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結いたします。

日程第3. 討論・採決（議案第1号から第37号までの37議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第3、討論、採決を行います。

議案第1号「三股町行政不服審査会条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第1号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第2号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第3号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第4号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第5号は、総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第6号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町西部地区体育館整備基金条例を廃止する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第7号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 8 号は総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号「行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 9 号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（1 番 森 正太郎君） 議案第 10 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論を行います。

公務員の処遇の改善というのは、住民サービスの向上につながるものであると考えております。この給与の改善によって、住民サービスも改善していくように努めていただきますようお願いをいたしまして賛成討論といたします。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 10 号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議案第１１号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 議案第１１号について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほども申し上げましたように、この執行部の給与の改善というのは、住民サービスの改善に直結していただかないと、住民に対しても、やはり、さまざまな感情があると思いますので、しっかりと胸張って説明できるように職務に励んでいただきたいと思います。これで賛成討論いたします。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１１号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。（「１１号」と呼ぶ者あり）失礼しました。議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１２号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号「教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１３号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１４号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

議案第１５号「三股町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１５号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議案第１６号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１６号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

議案第１７号「平成２７年度三股町一般会計補正予算（第４号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 議案第１７号「平成２７年度一般会計補正予算（第４号）」について、反対の立場から討論いたします。

本予算案には、前回の補正予算案から引き続き、番号制度構築関連の予算がついております。マイナンバーシステムはご存じのとおり、原因不明のシステムトラブルが続いております。

また、住民票コードが重複していたということで、別々の方に同じ番号が振り分けられるということも、こういう大きなミスがあったということも報道されております。突貫工事の制度であり、この役場にも多大な負担がかかっている中で、起こるべくして起きている事態であると思います。不安定な運用の制度に国民の重大な個人情報を預ける。

また、前の議会からも繰り返し述べておりますとおり、マイナンバー制度自体、国民に無用の負担とリスクを押しつけるものであります。

以上のことから、マイナンバー制度は中止すべきとの立場から、本予算に反対するものであります。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第１７号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号「平成２７年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１８号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号「平成２７年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１９号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第２０号「平成２７年度三股町介護保険特別会計補正予算（第５号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第２０号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号「平成２７年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第２１号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号「平成２７年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第２２号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号「平成２７年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第２３号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「平成２８年度三股町一般会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 議案第２４号「平成２８年度三股町一般会計当初予算」について、反対の立場から討論いたします。

本予算案についても、マイナンバー関連の予算がついております。

また、パノラマまらその実施について、イベントありきの実施になってないかというのが非常に心配なところであります。目的にしっかりと沿った動きになっているのか、高額な予算をかけるわけでありますから、「アスリートタウンみまた」を目指してという目的に果たしてかなっているのか、イベント目的で飲食店の町の物産を売り込むのが目的。このような運用になっていないのかと、もう一度見直していただきたいと思います。

また、弓道場の整備に関しても、後日いただいた資料を拝見いたしますと、かなりの方が弓道場の利用をされていると。でしたら、今回の当初予算に限ってですけれども、弓道場のほうが、やっぱり、たくさんお金がかかっているように見えるわけであります。でしたら、このパノラマまらそと同じぐらい町で盛り上げていいんじゃないかと考えております。その辺のところをぜひとも考えていただきたいと思いますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第２４号は一般会計予算・決算常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号「平成２８年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 議案第２５号「平成２８年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、反対の立場から討論をいたします。

本予算案において、国から出ております保険者支援金の行方が、一般質問で質問いたしましたけれども、この金額が明らかになりませんでした。本町は、大変、保守的な予算ではないかなと思います。もちろんいい意味でもあります。町民の負担を急激に増減させないようにという配慮が非常に見えております。

しかし、本議会において職員の給与を引き上げるというような議案が先ほど可決いたしました。やはり、この現状維持というのが、果たして放置になっていないかというところが非常に疑問であります。このことについて、反対という討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第２５号は文教厚生常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されま

した。

議案第26号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第26号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成28年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第27号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第28号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討

論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第２９号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号「平成２８年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３０号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「平成２８年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３１号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３２号「平成２８年度三股町水道事業会計予算」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３２号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

議案第３３号「第五次三股町総合計画後期基本計画の策定について」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３３号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

議案第３４号「三股町環境基本計画の策定について」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３４号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号「町道路線の廃止について」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第３５号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号「町道路線の認定について」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３６号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号「指定管理者の指定について」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３７号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

日程第４．意見書案第１号から第３号の３件及び発議第１号、一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第４、意見書案第１号から第３号の３件及び発議第１号を一括して議題といたします。

初めに、意見書案第１号及び意見書案第２号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔８番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（８番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第１号「奨学金制度の充実を求める意見書（案）」について、ご説明を申し上げます。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年３％を上限とする利息つきの第二種奨学金制度があります。平成２４年度の貸付実績は、第一種奨学金が約４０万２,０００人、第二種奨学金が約９１万７,０００人となっています。

しかしながら、第一種奨学金、第二種奨学金とも、貸与者及び貸与額が増加する中、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年末の返済滞納者数は約33万4,000人、その滞納額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返済猶予期限の猶予、返還免除、減免返済などの制度を設けております。この制度は返済要件が厳しく、通常の返済猶予期間の上限が10年になっているなど、さまざまな制限があることに對し、問題が指摘されています。

よって、政府におかれましては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、次の事項を実現するよう求めるものであります。

1つ、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度及び授業料等減免の制度の拡充を促進すること。

2、収入が一定を超えるまでは、返還期間が猶予される所得型連動の奨学金制度を着実に実施すること。

3、無利息の奨学金制度をより一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

次に、意見書案第2号についてご説明を申し上げます。

「寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡充することを求める意見書（案）」であります。

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子供を養育しているひとり親世帯に對し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度であります。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚でも子供を産んで適用されるが、さまざまな事情により、当初から未婚のままで子供を産み育てている母子世帯には適用されていません。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別または離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分の所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定にも及ぶため、未婚の母子家庭と他の母子家庭の間で、経済的な格差が拡大しています。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子供の相続分に差をつける民法の規定は、法の本質の平等を定めた憲法に違反しているとした最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府の提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野においても法改正が必要であります。

よって、国会及び政府に對して、下記の事項について要請するものであります。

1、寡婦控除制度における未婚の母に對する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯

まで拡充する法律改正を早急に実現することであります。

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、意見書案第3号について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） それでは、提出いたしております「TPPの影響に関する農林水産業の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書」についてご説明いたします。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、昨年10月5日に大筋合意し、本年2月4日に署名式が行われました。TPPは、アジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することにより、我が国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待されております。

一方で、我が国の農林水産業については、関税が即時撤廃となるものや、時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあり、地域への長期にわたる影響が懸念されます。

農林水産業は、地域の基幹産業であって、食料安全保障のみならず、国土や自然環境、観光資源となる農村景観の保全に不可欠な産業であります。国民の不安や懸念を払拭し、成長産業として支援していくために、政府は昨年11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定いたしました。

政府においては、今後、同大綱に基づいた必要な法整備と、速やかな予算の執行を初め、以下の点について万全の施策を講じることを求めるものであります。

1つ、農林水産業の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府の責任のもとに必要な財源を確保すること。

2つ、農林水産業の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講じること。

3つ、農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化をさらに推進し、新たな需要創出を図ること。

4つ、検疫体制の強化により、輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、発議第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） 発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」

について、提案理由の説明をいたします。

今回の議会委員会条例の見直しは、地方教育行政の組織及び運営に関する条例の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正をするものです。

改正内容にある条例第19条の教育委員会の「委員長」を教育委員会の「教育長」に改めるものです。

この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものですが、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なお、その効力を有することとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

日程第5. 意見書案第1号・第2号・第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第5、意見書案第1号・第2号・第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、意見書案第1号「奨学金制度の充実を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号「寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第３号「ＴＰＰの影響に関する農林水産業への不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 意見書案３号について、反対の立場から討論させていただきます。

「ＴＰＰの影響に関する農林水産業の不安を払拭し、対策の実行を求める意見書（案）」ということで、先日、農業者の方とお話をいたしましたところ、前回の参議院選挙、国政選挙で当選した国会議員、彼らがその地元に帰ってきて何をしたかという、ＴＰＰが決まってしまったから理解をしてくれというふうに言ってきたと、絶対に許せないというふうにおっしゃっておいしました。

三股町の立場としては、三股で活動されている農業者の声、農業者の利益を守るためには、この対策を求めるのではなくて、ＴＰＰから断固撤退するべきだという主張を貫くべきであると考えております。ＴＰＰのこの対策を求めるということは、三股町議会も国会議員と一緒に、結局裏切るのかというふうに言われるのではないのでしょうか。

以上の立場から、この意見書案第３号について反対の立場から討論いたします。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですので、起立により採決いたします。意見書案第３号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、意見書案第３号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

次に、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで11時35分まで本会議を休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第6 議会運営委員会の視察研修報告

○議長（福永 廣文君） 日程第6、議会運営委員会の視察研修報告を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） それでは、議会運営委員会の研修について報告をいたします。

議会運営委員会は2月の4日、5日に福永議長、池邊議運副委員長、重久委員、堀内委員、楠原委員、出水議会事務局長と私の7名で、福岡県大刀洗町と大分県玖珠町を研修いたしました。

2月4日は、福岡県大刀洗町は人口1万5,493人、面積22.8平方キロ、予算額61億6,600万円、議員定数は12名で、議会費の一般会計比率は1.4%の8,600万円の町であります。町の特色として、平成25年には教育委員会に子ども課を設置して、中学生以下の子育て教育を一貫して支援しているということでありました。

研修ですが、まず、議会の現状の報告があり、平成20年9月議会から一般質問は休日議会を開催しています。住民懇談会、議会報告会の運営状況は、議員6名を一組として、2日間で行っていました。また、各会場とも班ごとに開催して、最後に班の代表が全体集会で発表するなど、検討に値することを行っていました。

また、議会モニター制度導入方法や導入後の議会への反映状況ですが、議会モニター制度は、平成26年4月から6名の方に無報酬でお願いしているとのことでした。この方々には、議会を積極的に傍聴してもらうことや年1回意見交換会を実施しているとのことでした。

次に、一般質問の通告のあり方についてでございます。議会1週間前までに議会運営委員会を開催し、質問の通告は、議会運営委員会の前々日の午後5時までで、質問は通告順で行うとのことでした。

4番目に、政務調査費等の有無や報酬手続は、報酬は町長の報酬71万3,000円で、一般議員は24万1,000円、町長との比較は43.1%でした。また、委員会など4時間以内の費用弁償は、半額の1,500円を新設したとの説明がありました。終日の場合は3,000円であります。このことで、町民の意見はほとんどなく、新しい議員が誕生してもらうためにも、政務調査費などの検討を行っているというようなことでした。

2月5日に大分県玖珠町に参りました。玖珠町は人口1万6,453人、面積286.5平方キロ、予算額89億9,000万円、議員定数は14名で、議会費の一般会計比率は1.36%の1億2,300万円の町であります。町の特色として、議会の日程において、議案の配付は開会7日前、議会運営委員会も開会7日前で、一般質問も議会7日前で運営されていきました。一般質問は答弁を含めて60分、関連質問は事前に質問者の了解を得たものは時間内で可能とのことでした。政務調査費等の有無や報酬会計手続は、報酬は町長の給料75万3,000円で、一般議員は26万2,000円で、町長との比較は34.8%でした。このことで町民の意見等はほとんどなく、議員の中に33歳の方がおられました。この方はほとんど扶養家族状態だと話しておられました。また、予算要求は、正副議長、各常任委員長と打ち合わせを行った上で、事務局の案となっていました。

研修は類似団体4の2ということで、本町より人口規模の小さな町でしたが、議員の定数も多く議員報酬も高くなっており、議会制民主主義に経費のことが全てではないと考えさせられました。

議会の研修は考えさせられることが多く、大変有意義な研修でありました。

以上で、2月4日、5日に行いました大刀洗町と玖珠町の研修の報告を終わります。

日程第7. 総務産業常任委員会の視察研修報告

○議長（福永 廣文君） 日程第7、総務産業常任委員会の視察研修報告を議題といたします。

総務産業常任委員長より報告をお願いいたします。池邊君。

〔総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員会の視察研修の報告を行います。

日程は平成28年2月8日から10日までです。視察場所は、兵庫県の神戸市、香川県の三木町、徳島県の鳴門市、3カ所でございます。

初日の2月8日に、兵庫県神戸市にある白ハト食品工業株式会社の神戸工場を視察しております。グループ全体で平成25年度決算114億の売り上げを誇る、日本最大のサツマイモ加工メーカーであります。ご存じのとおり、三股町にも誘致企業として三股工場があり、社長とのテレビ会議の中で三股工場が大変重要な拠点であり、今後は九州南部に観光を絡めた事業展開も考えているとのことでありました。

また、意見交換の中で、三股町の町民を積極的に活用していただきたいと意見を伝えることができました。

2日目は香川県の三木町の視察でございます。三木町は、高松市のベッドタウンになっており、人口が2万8,464人でございます。町の総合計画、振興計画、総合戦略を住民約50名を集めて、百眼百考会議、通称、百会議（ももかいぎ）を使って策定をしております。

部会としましては、安らぎづくり部会・にぎわいづくり部会・生きがいづくり部会・安心づくり部会・学びづくり部会・仲間づくり部会などに分かれて討議しており、行政運営に反映をさせているものでありました。

幾つか例を挙げますと、にぎわい部会のほうでは、「三木マルシェ事業」を平成24年に部会のほうで提案、そして、25年度に95万4,000円を予算化し、3カ年の継続事業としていました。

また、学びづくり部会では、平成24年に「ゆめ実現バックアッププロジェクト」を提案して、これはスポーツ、文化、芸術の分野で、全国大会以上の大会に出場する者、また優秀な成績をおさめた者に対して助成金や報奨金を贈る制度でありますけれども、これを25年度予算で50万円、26年度予算で150万円、27年度予算で200万という事業予算がついておりました。

このように、住民を巻き込んだ形で事業を立ち上げたり、意見を行政運営に取り入れており、大変参考になったところでございます。

ほかの行政からも注目が高く、希望があれば職員を派遣しますという回答を三木町の筒井町長からいただいております。

また、3日目は徳島県の鳴門市ドイツ館の視察をしております。ここは、戦時中3年間俘虜収容所があったところでありまして、ドイツ人捕虜の人権を尊重し、できる限り自主的な運営を認めたために、自由で快適な収容所生活ができ、80軒余りの商店街、レストラン、印刷所、図書館等ができたということでございます。

また、健康保険組合や郵便局など互助会活動も当時行ったということで、とりわけ音楽活動では、ベートーベンの交響曲第九番の国内初演を初めとしたもので、鳴門市のほうでは「第九」初

演の地を掲げております。で、過去の俘虜収容所という負の歴史を観光にまでつなげているという事例で、どのようなものであっても、そのものに意味を見出してストーリーをつくっていけば、つむいでいけば、観光になり得るんだなあという大変参考になりました。

3カ所とも大変有意義な研修となったところでございます。

以上、視察報告を終わります。

日程第8. 正副議長及び各常任委員長の閉会中の審査事項について

○議長（福永 廣文君） 日程第8、正副議長及び各常任委員長の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の閉会後に、議会が要求する予算等に関する事項については、正副議長及び各常任委員長の在任中・閉会中でも審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、今後、議会が要求する予算等に関する事項については、正副議長及び各常任委員長の任期中、閉会中でも審査できることに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了いたしました。12月定例会後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩いたし、全員協議会といたします。

午前11時47分休憩

〔全員協議会〕

午前11時52分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、本会議を再開いたします。

本日、議会と執行部との合同反省会を夕方6時から満月で開催することにいたしておりますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了いたしましたので、これをもって平成
28年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 堀内 義郎

署名議員 山中 則夫